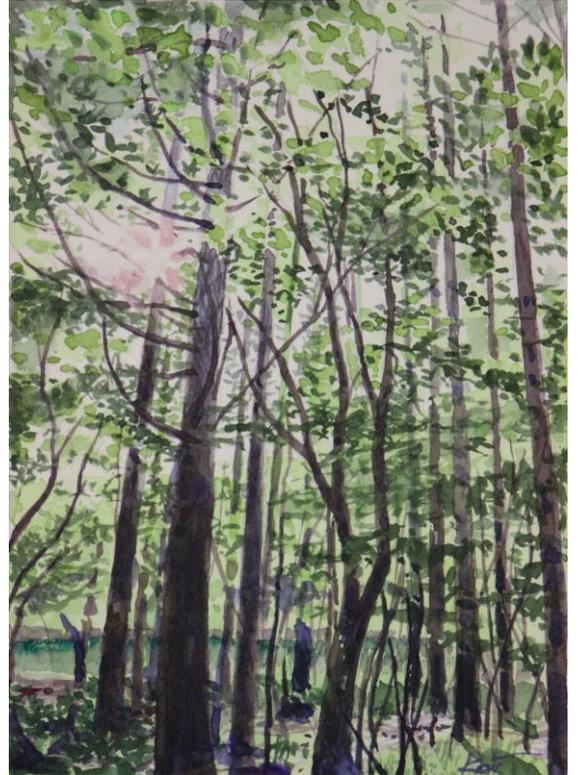
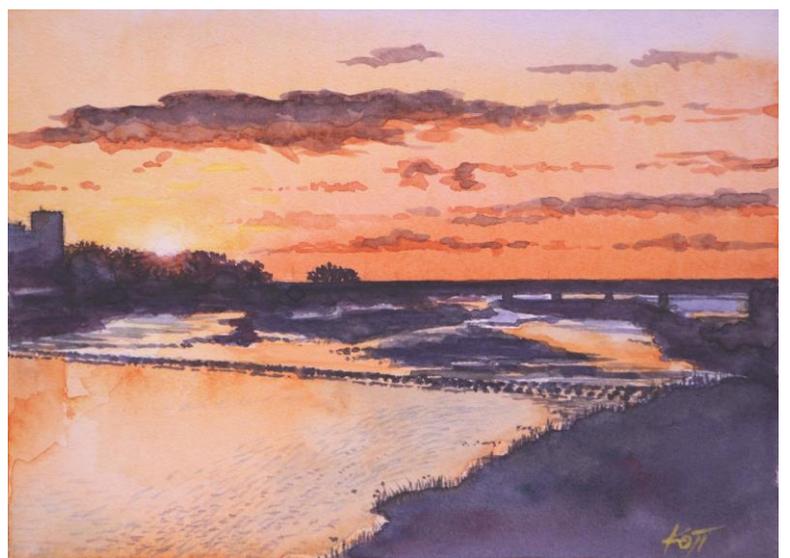
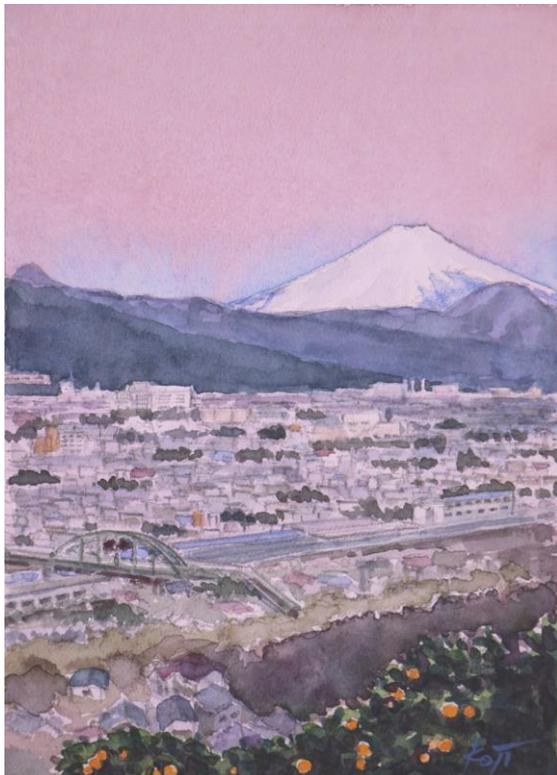


小田原市環境基本計画

— 改訂版 —



All in One



平成29年12月改訂

はじめに

小田原は、首都圏の西端にあって東京への交通アクセスが優れた立地に、箱根外輪山や久野・曾我の丘陵地帯、市中央部を流れる酒匂川、相模湾といった豊かな自然を有する、大変住みよい地域です。かつて先人たちが暮らし、生活の礎としたこの自然環境をよりよい形で次世代へ残していくことは、今に生きる私たちの責務であると考えています。

しかしながら、地球温暖化をはじめ、人口減少や高齢化の進行による担い手の減少、山林の荒廃や耕作放棄地の増加、外来生物の侵入による固有種の絶滅と生態系への影響など、現代のわが国に取り巻く環境問題は、次第に深刻さを増しているように感じています。

こうした中、本市では、「おだわら TRY プラン（第5次小田原市総合計画）」の後期基本計画を平成29年度よりスタートしました。総合計画の策定から6年が経過し、その間の東日本大震災の発生や社会経済環境の変化を踏まえ、9つの重点テーマを掲げました。現代社会が抱える諸課題を乗り越えつつ、その先にある持続可能な地域社会を実現するためには、すべての営みのベースに命を支える健やかな自然環境が不可欠であるとの考えのもと、「豊かな自然や環境の保全・充実」をテーマの筆頭に位置づけています。

昨今、環境問題に関する世界的な方向性としては、環境施策を通じた経済及び社会の課題の同時解決により、社会全体の好循環を生むようなアプローチが求められています。平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする国際目標ですが、この中にも、環境関連の事項が多数組み込まれています。我が国でも今後あらゆる施策にSDGsの視点を含め、これまでの概念にとらわれず、経済・社会・環境のあらゆる面でイノベーションを創出し、持続可能な社会の実現に繋げていくことが重要です。

これらを踏まえ、このたび、平成23年度に策定した「第2次小田原市環境基本計画」の中間的な見直しを実施いたしました。本計画では、「良好な環境を守り育て 豊かな水と緑あふれる持続的な環境共生都市 小田原」の実現を目指しており、多様な主体との連携による環境活動の展開を加速し、「森里川海オールインワンのエコシティ・小田原」としての都市ブランドの確立・強化に向けた事業を新たに位置づけました。

森里川海がひとつらなりの類まれな自然環境をもつ本市は、その恩恵を享受することで地場産業や城下町としての長い歴史・地域文化を生み出し、人々の生活となりわいを発展させてきました。これまで培ってきた様々な取組をしっかりと守り育て、美しく豊かな自然環境を引き継いでいくことで、持続可能な地域社会のモデルを形作ってまいります。

さらに、今回の改訂では、低炭素社会の構築と地球温暖化対策の取組、循環型社会の形成に向けたさらなる構想、自然環境の保全と再生に向けた事業、地域や海岸の美化活動の強化などを盛り込んでおり、これらは、市民・事業者・行政のパートナーシップなくして実現はできません。より一層の連携と協働を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成29年12月

小田原市長



加藤 憲一

目次

| | |
|---|--------|
| 第1章 計画の基本的枠組み | - 1 - |
| 1 新たな計画策定の背景 | - 1 - |
| （1）環境基本計画（第1次）の策定及び改訂 | - 1 - |
| （2）第1次計画策定後の取組 | - 1 - |
| （3）第2次計画改訂後の取組 | - 2 - |
| （4）環境をとりまく状況の変化と第2次計画策定の目的 | - 2 - |
| 2 計画の枠組み | - 4 - |
| （1）計画の役割と位置付け | - 4 - |
| （2）計画の期間 | - 5 - |
| （3）環境の範囲 | - 5 - |
| （4）計画の基本的な考え方 | - 5 - |
| 第2章 小田原市の環境資源の現況とこれまでの取組 | - 7 - |
| 1 環境の現況 | - 7 - |
| （1）人口構造と土地利用 | - 7 - |
| （2）気候 | - 8 - |
| （3）水環境 | - 9 - |
| （4）自然環境 | - 10 - |
| 2 第2次環境基本計画改訂前の成果と課題 | - 11 - |
| （1）「環境への負荷の少ないまちづくり」（生活環境対策） | - 11 - |
| （2）「省資源・循環型社会を目指したまちづくり」（廃棄物対策） | - 12 - |
| （3）「自然とのふれあいを目指したまちづくり」（動植物保護、環境学習など） | - 13 - |
| （4）「小田原らしい文化・風土を生かしたまちづくり」（歴史と風土の保全、緑の創造、快適空間づくり） | - 14 - |
| （5）「広域的・地球的視野に立ったまちづくり」（地球温暖化対策） | - 15 - |
| 3 市民、事業者の環境意識と行動 | - 17 - |
| （1）市民意識調査の概要 | - 17 - |
| （2）企業意識調査の概要 | - 19 - |
| 第3章 望ましい環境像と計画の体系 | - 20 - |
| 1 望ましい環境像 | - 20 - |
| （1）小田原における「持続可能な環境共生都市」とは | - 20 - |
| （2）「持続可能な環境共生都市」への進展 | - 21 - |
| 2 基本目標 | - 23 - |
| 3 計画の体系 | - 25 - |
| 第4章 市の取組の体系と私たちの役割 | - 27 - |
| 基本目標Ⅰ 参加と協働により多様な主体が環境を守り育てるまちを目指します | - 27 - |
| 基本目標Ⅱ 低炭素社会を構築し、地球温暖化問題に地域から取り組むまちを目指します | - 31 - |
| 基本目標Ⅲ 循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指します | - 34 - |

| | |
|--|--------|
| 基本目標Ⅳ 自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じることができるまちを目指します | - 36 - |
| 基本目標Ⅴ 生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指します | - 42 - |
| 第5章 重点プロジェクト | - 49 - |
| 基本目標Ⅰ 参加と協働により多様な主体が環境を守り育てるまちを目指します | - 49 - |
| (1) 小田原森里川海インキュベーション（事業創出）事業 | - 49 - |
| (2) エコツーリズム事業 | - 50 - |
| (3) 環境学習事業 | - 51 - |
| 基本目標Ⅱ 低炭素社会を構築し、地球温暖化問題を地域から取り組むまちを目指します | - 51 - |
| (1) 地球温暖化対策推進事業 | - 51 - |
| (2) 再生可能エネルギー導入促進事業 | - 51 - |
| (3) 木質バイオマスエネルギーの導入に向けた仕組みづくり | - 51 - |
| (4) エコツーリズム事業（再掲） | - 51 - |
| 基本目標Ⅲ 循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指します | - 52 - |
| (1) ごみ減量意識啓発事業 | - 52 - |
| (2) 事業系ごみ減量強化事業 | - 52 - |
| (3) 生ごみ堆肥化推進事業 | - 52 - |
| (4) 家庭ごみ有料化の検討 | - 52 - |
| 基本目標Ⅳ 自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じることができるまちを目指します | - 52 - |
| (1) 森林再生事業 | - 52 - |
| (2) 里地里山再生事業 | - 52 - |
| (3) 野猿等対策事業 | - 52 - |
| (4) 野生動植物保護事業 | - 53 - |
| (5) 酒匂川水系保全事業 | - 53 - |
| 基本目標Ⅴ 生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指します | - 53 - |
| (1) 地域美化促進事業 | - 53 - |
| (2) 海岸美化推進事業 | - 53 - |
| 第6章 地域別の環境づくり | - 54 - |
| 1 中央地域 | - 55 - |
| 2 富水・桜井地域 | - 57 - |
| 3 川東南部地域 | - 59 - |
| 4 川東北部地域 | - 61 - |
| 5 橘地域 | - 63 - |
| 6 片浦地域 | - 65 - |
| 第7章 環境基本計画の進捗管理と実効性の確保 | - 55 - |
| 1 環境基本計画の推進体制 | - 55 - |
| (1) 市民、事業者、市の連携 | - 55 - |

| | |
|-----------------------------------|--------|
| (2) 行政における推進体制の整備 | - 56 - |
| (3) 新しい条例や制度の検討 | - 56 - |
| 2 環境基本計画の進行管理 | - 56 - |
| (1) 年次報告書の作成と公表 | - 56 - |
| (2) 環境審議会における進捗状況の評価と段階的見直し | - 57 - |

資料編

| | |
|---------------------|-------|
| 1 改訂経緯 | -71 - |
| 2 小田原市環境審議会委員 | -72 - |
| 3 環境審議会【諮問】 | -73 - |
| 4 環境審議会【答申】 | -74 - |
| 5 市民意見の概要 | -76 - |
| 6 環境保全に関する諸条例 | -78 - |
| 7 用語集 | -80 - |

第1章 計画の基本的枠組み

1 新たな計画策定の背景

(1) 環境基本計画（第1次）の策定及び改訂

小田原市では、平成7（1995）年を「環境元年」と位置付け、「小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例」等、環境関連の諸条例を施行した後、市の環境行政の基本となる「小田原市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を平成10（1998）年3月に策定し、同年4月から平成23（2011）年3月まで第1次計画を進めてきました。

その間、化学物質対策や外来生物対策、地球温暖化対策など新たな環境課題に対応するため、平成18（2006）年に計画を改訂し、事業内容を見直すとともに、目標とする指標を設定し、その達成状況を年次報告書で公表することで、市民にわかりやすい進捗管理を目指してきました。

小田原市環境基本計画（第1次）

- 計画の期間 平成10（1998）年4月から平成23（2011）年3月までの13年間
- 望ましい環境像
「良好な環境のもとで、すべての人々が心の豊かさを感じられ、健康で幸福な生活を営むことのできる郷土（ふるさと）」
- 5つの将来の基本方向
 - 1 環境負荷の少ないまちづくり
 - 2 省資源・循環型社会を目指したまちづくり
 - 3 身近な自然とのふれあいを目指したまちづくり
 - 4 小田原らしい文化・風土を活かしたまちづくり
 - 5 広域的・地球的視野に立ったまちづくり

(2) 第1次計画策定後の取組

第1次計画策定後、生活環境や自然環境の保全、及び地球環境の保全のための様々な施策に取り組んできました。

計画遂行のため、平成11（1999）年3月に「小田原市環境行動計画」を策定し、市民、事業者、行政の主体別の行動指針を設定し、環境に対する意識啓発を進めてきました。特に、事業者としての市の行動指針を定めた「市としての行動」編は、平成15（2003）年と平成19（2007）年に改訂を行い、地球温暖化対策実行計画として位置付けられています。

これまで地球温暖化対策にも寄与する取組として、「小田原市低公害車普及促進計画」（平成10（1998）年3月策定）と「小田原市地域新エネルギー計画」（平成12（2000）年2月策定）に基づき、低公害車や太陽光などの新エネルギーの普及啓発を進めたほか、地球温暖化対策を地域から推進するため、平成19（2007）年6月に「小田原市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

また、ごみの発生抑制や資源のリサイクルを進めるため、平成9（1997）年度に実施したごみの9分別15品目収集、指定ごみ袋制度の導入、及び粗大ごみの有料個別収集に加え、

平成12（2000）年度から、「カセットテープ」の分別の実施（9分別16品目）、平成17（2005）年度から、「その他紙」「廃食用油」の分別の実施（9分別18品目）、さらに、平成22（2010）年度に生ごみ堆肥化の実証実験を行い、可燃ごみの削減を進めています。

生活環境の保全においては、大気や水質・土壌の汚染や騒音・振動などの状態を定期的に観測し、環境基準の達成に努めているほか、自然保護の分野では、市の魚に指定されている固有種の酒匂川水系のメダカの保護活動を、市民や小中学生の参加により進めています。

（3）第2次計画改訂後の取組

第2次計画策定後、生活環境や自然環境の保全、及び地球環境の保全のためのさまざまな施策に取り組んできました。

計画遂行のため、特に重要な課題である地球温暖化対策については、「小田原市地球温暖化対策推進計画」を平成23（2011）年12月に策定し、市民、事業者、行政の主体別の行動別指針を設定し、地球温暖化に対する、意識啓発や事業を進めてきました。特に、事業者としての市の行動指針を定めた、「市役所事務事業編」は、市として率先的な施策を実施するための目標が定められています。

また、エネルギーの地域自給に向けた取組を市、市民及び事業者が一丸となって進めていくために、「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を平成26（2014）年4月に施行するとともに、再生可能エネルギーの利用等の促進のための施策の計画的な推進を図るため、「小田原市エネルギー計画」を平成27（2015）年10月に策定しました。

さらに、廃棄物の発生抑制とその循環的利用を図るためのシステムである環境と共生した「持続可能な循環型社会」の構築を目指し、「第3次小田原市一般廃棄物処理基本計画」を平成26（2014）年3月に策定しました。

（4）環境をとりまく状況の変化と第2次計画策定の目的

ア 国・県による持続可能な社会の構築に向けた対策の強化

国においては、平成18（2006）年4月に策定された「第3次環境基本計画」で「環境・経済・社会の統合的向上」をテーマとして掲げ、以後、持続可能な社会の構築に向けて「循環型社会」（3R＝リデュース・リユース・リサイクルによる資源循環）、「低炭素社会」（温室効果ガス排出量の大幅削減）、「自然共生社会」（自然の恵みの享受と継承）という3つの社会像を実現するための取組が強化されてきました。また、平成24（2012）年4月に策定された「第4次環境基本計画」では特に、持続可能な社会を構築する上で、「安全」の確保を前提に「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野の統合的な達成、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」を各分野に共通する重点分野と位置づけての取組、東日本大震災及び原子力発電所事故の状況を踏まえ、復旧・復興に係る施策、放射性物質による環境汚染対策への取組が強化されたほか、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受するため、平成26（2014）年7月には水循環基本法が施行されました。

平成27（2015）年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議の場で法的枠組みである「パリ協定」及び、日本の約束草案に基づき平成42年度までに平成25（2013）

年度比で温室効果ガスの排出量を26.0%削減（平成17（2005）年度比で25.4%）という日本としての目標を明らかにして、平成28（2016）年5月にはその目標を取り入れた地球温暖化対策計画が策定され、地球温暖化対策の充実が目指されているほか、平成25（2013）年5月に策定された「第3次循環型社会形成推進基本計画」に基づく取組が進められています。

また、平成20（2008）年6月に施行された「生物多様性基本法」とそれに基づく「生物多様性国家戦略2010」（平成22（2010）年3月策定）では、生物多様性の損失を止め、現状以上に豊かなものとするために、「生物多様性」の社会への浸透をはじめ、国内施策の充実と国際的な取組の推進を掲げています。平成22（2010）年10月に愛知県名古屋市で開催された「COP10」（生物多様性条約第10回締結国会議）においても、平成23（2011）年以降の生態系の保全目標を示した新戦略計画「愛知ターゲット」が採択されました。それにより「愛知ターゲット」を達成するため、平成24（2012）年9月には「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、生物多様性保全のための取組が強化されています。

さらに、今日の環境問題の解決のためには、国民・事業者・行政などの各主体が、環境問題を正しく理解し、個々の行動につなげるための環境教育が必要であるという考えのもと、平成24（2012）年10月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が完全施行され、学校や地域、職場等の様々な場面で環境教育を実践していくための考え方や、取組の方向性が示されました。

一方、神奈川県では、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」の制定、平成28（2016）年3月には「神奈川県環境基本計画」を改定し、環境施策の新たな展開を進めています。このような国・県の動向をふまえ、小田原市においても多様化・深刻化する環境課題に対応した施策の展開をより一層図っていく必要があります。

イ 地域の身近な環境課題の解決の必要性

小田原市においても、地球温暖化など地球規模での環境問題に対応する必要がある一方で、森林や農地の荒廃、宅地化による市街地の緑の減少、水辺環境の悪化といった地域の課題への対応も求められています。

本市は、自治会を中心とした地域コミュニティの結束が比較的強く、まちの美化などの環境保全活動を地域が担ってきました。しかし、少子高齢化や地域社会の変化により、地域コミュニティの結束が弱まる傾向にあり、地域活動の担い手の不足が懸念されています。

ウ 環境に対する市民の意識・行動の変化

近年、市民の環境問題に関する知識や意識は高まりつつありますが、地球温暖化をはじめとする近年の環境問題は、人々のライフスタイルや経済活動に密接に関わっているにもかかわらず、対策と効果の関係が分かりづらいこともあり、市民による具体的な行動の変化にまでは至っていません。

エ 第2次計画改訂の目的

このような背景から、第2次計画策定後の取組の進行状況や社会動向の変化、新たな課

題などを踏まえ、数値目標や具体的な行動計画を見直し、これまで以上に市民・事業者・市が協働し、本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、『第2次小田原市環境基本計画（以下「本計画」という。）』を改訂することとしました。

2 計画の枠組み

(1) 計画の役割と位置付け

本計画は、「小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例」第2条に定められた環境政策の理念の実現に向け、同条例第7条に基づき策定されるものです。

本計画は、本市の良好な環境を将来の世代に引き継ぐための環境行政を、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。そのために、長期的な視野に立った目標を掲げ、本市で生活や活動を行う人々が環境保全のための行動を進める際の基本的な方向を示します。また、市民・事業者・市などがそれぞれの役割を果たし、協力しながら実行するための方策を示すものでもあります。

小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（抜粋）

（環境の保全等に関する政策の理念）

第2条 市の環境の保全等に関する政策の理念は、次のとおりとする。

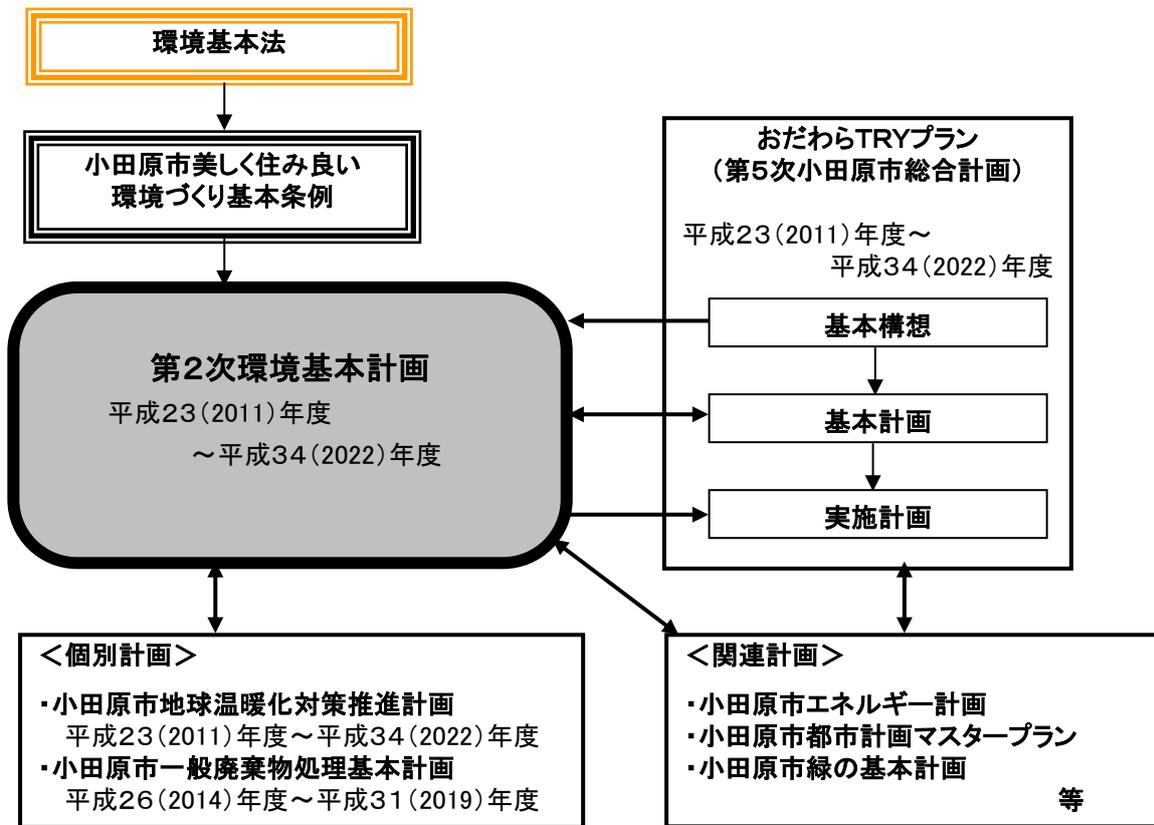
- (1) 健全で豊かな環境のもたらす恵みは、現在及び将来にわたって持続的に享受されるべきものであること。
- (2) 市、市民及び事業者は、大気、水、緑等の環境資源が有限であるとの認識のもとに、協同してその適正な管理に努めるべきものであること。
- (3) 市の施策は、地球規模の環境問題に配慮し、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨として実施されるべきものであること。
- (4) 環境の保全等に関する施策は、環境の変化に迅速かつ的確に対応できるよう科学的かつ総合的に実施されるべきものであること。

（環境基本計画）

第7条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づく基本構想を踏まえ、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

なお、本計画は、平成23（2011）年4月にスタートした「おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）」に掲げた3つの命題の「新しい公共をつくる」「豊かな地域資源を生かしきる」「未来に向かって持続可能である」に基づき市の将来都市像を実現するための環境分野に関する計画でもあり、本市が策定した他の諸計画と整合・連携を図りながら推進していくものです。

【図表1-1】環境基本計画の位置づけ



(2) 計画の期間

環境基本計画は21世紀半ばを展望した長期的な地域の環境づくりのための計画ではありますが、着実な計画の進展を図るために、具体的な計画の期間は平成23(2011)年度から平成34(2022)年度までの12年間を計画期間として定めます。

また、今回の改訂では、計画期間を平成29(2017)年度から平成34(2022)年度までとし、社会状況や環境状況などの変化に適応していきます。

(3) 環境の範囲

分野の範囲：公害防止、自然保護などの範囲から、小田原市の風土、景観、歴史、文化など、小田原らしさを形成するものまでを含めます。

空間的な範囲：小田原市内の地域的な環境要素（ミクروسケール）から、周辺市町との広域連携、地球全体に広がる環境要素（マクروسケール）までを対象とします。

(4) 計画の基本的な考え方

ア 様々な環境課題への対応

豊かな自然や環境の保全・充実を図るために、中長期目標の設定など新たな局面にある地球温暖化対策、環境保全に向けた協働、自然資源のかん養、地域エネルギー政策の推進、

資源循環、多様な生態系の保全などを統合的に推進することで、「いのちを守り育てる地域自給圏」を形成し、持続可能な地域社会モデルの実現を目指す取組の方針を示し、さまざまな環境へ対応していきます。

イ 総合行政

現代の環境問題は、かつての公害問題のような原因が特定の排出者に限られたものばかりではなく、解決のためには、人々のライフスタイルや事業活動のスタイルの見直しが求められます。また、自然環境は、それを構成するいくつもの要素が密接なつながりを持って成り立っています。そこで、森・里・川・海が「ひとつらなり」の小田原の特徴を活かし、環境活動の集積地・先進地として発信することで、森・里・川・海オールインワンのエコシティ・小田原としての都市ブランドを確立し、問題が顕在化した箇所だけに対応するのではなく、さまざまな要因や要素のつながりを踏まえた総合的視点から各政策分野の計画、施策、事業を示します。

ウ 進捗管理

計画目標の達成に必要な取組を明らかにし、指標を設定して目標水準の達成に向けた進捗管理を行います。

指標については、施策の目標に対する事業の効果がわかりやすいものを設定します。

エ 事業実施や進捗管理における市民や事業者の参加の促進

「小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例」第3条から第5条までには、市・市民・事業者の責務について、次のように定めています。

- 市 環境の保全等に関する政策の理念にのっとり、市民の意見を尊重して環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- 市民 自らの日常生活から生ずる環境の保全上の支障を防ぐよう努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。
- 事業者 事業活動が環境に与える影響を認識し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

市民・事業者がそれぞれの行動を変化させてその責務を果たしていくためには、市民、事業者、各種団体、市が積極的に交流し、意見交換を図りながら、具体的な取組の実施において連携していくことができる推進体制を構築する必要があります。

そこで、市としては、市民や事業者による自主的な地域の環境保全活動を支援するとともに、毎年計画の進捗管理に関する結果報告などに際し、市民や事業者の参加を得る仕組みを示します。

第2章 小田原市の環境資源の現況とこれまでの取組

1 環境の現況

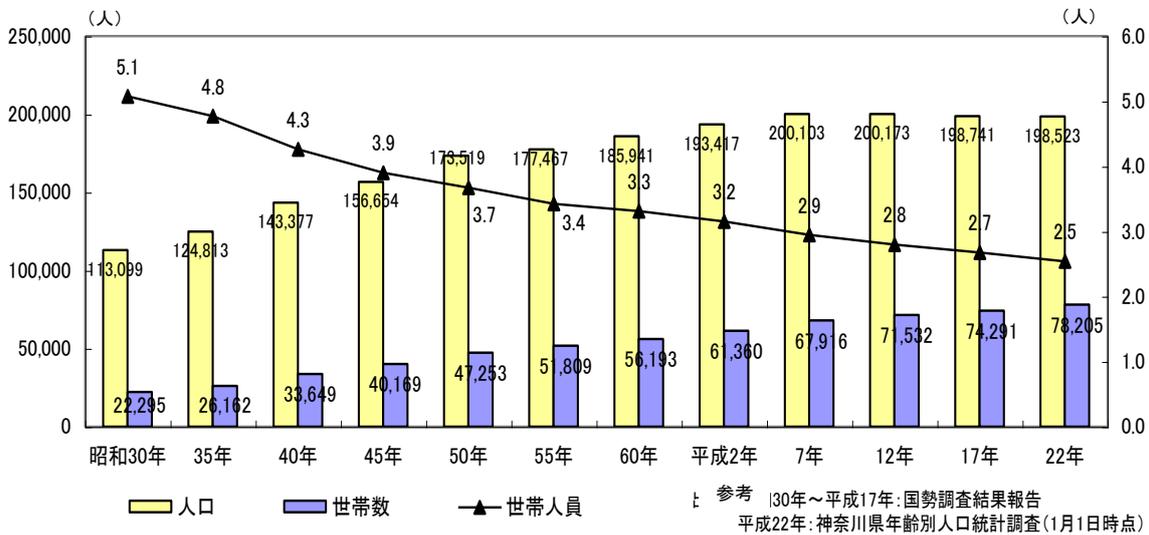
(1) 人口構造と土地利用

ア 人口、世帯の推移

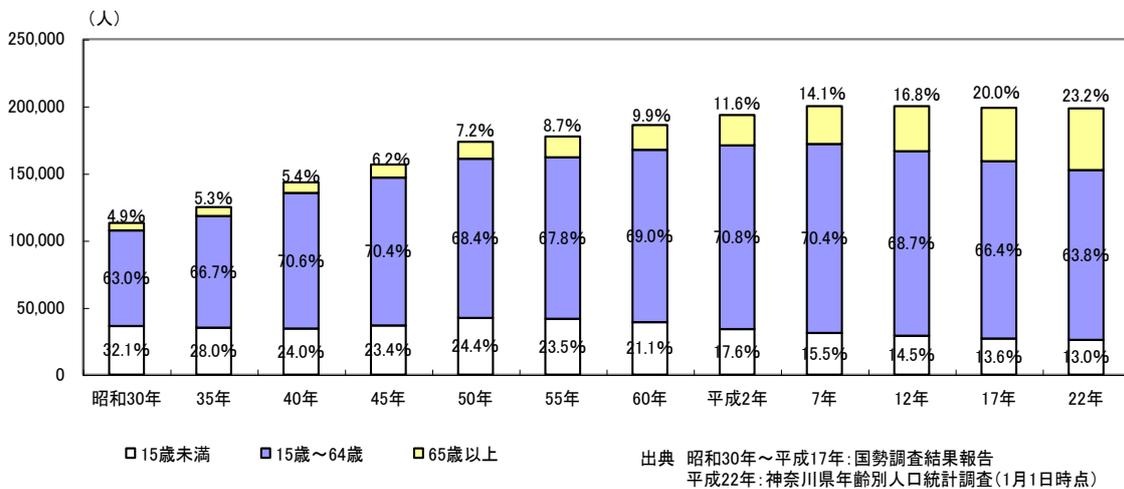
本市の人口は、昭和30（1955）年の国勢調査では約11万人でしたが、年々増加し、平成7（1995）年に20万人に達しました。その後、平成11（1999）年の200,587人をピークに減少に転じ、以後は緩やかな減少傾向を示しています。

また、人口減少とあわせて、少子高齢化が急速に進んでおり、今後も、この傾向が進むと予想されています。

【図表2-1】小田原市の人口、世帯数、世帯人員の推移



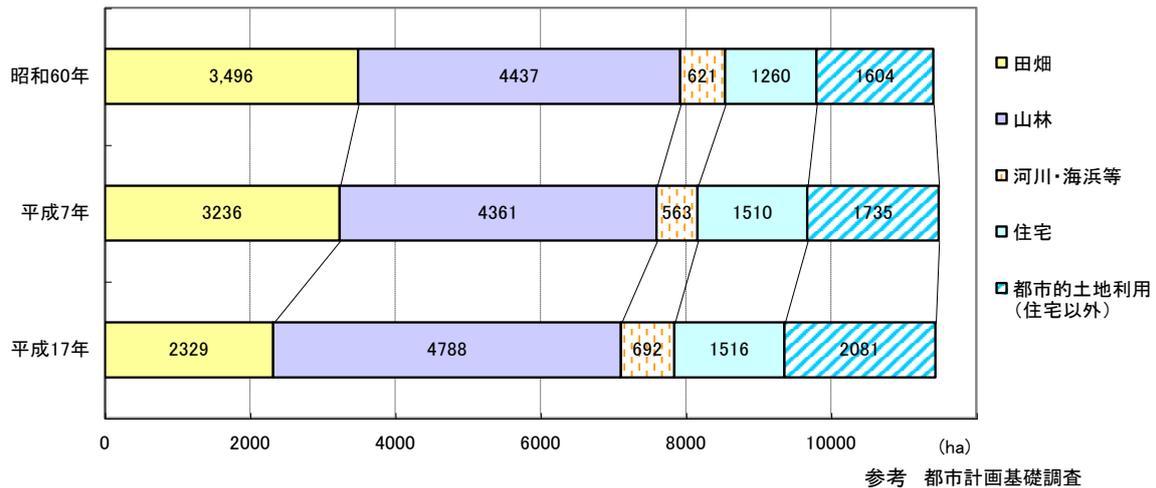
【図表2-2】小田原市の年齢別人口割合の推移



イ 土地利用の推移

本市の土地利用においては、郊外部の市街化が進展し、田畑などの自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいます。また、社会インフラも、住む人の利便性向上のための整備が交流の促進にも資するという考えのもと、都市化の進展に応じて整備してきました。

【図表 2-3】小田原市の土地利用状況

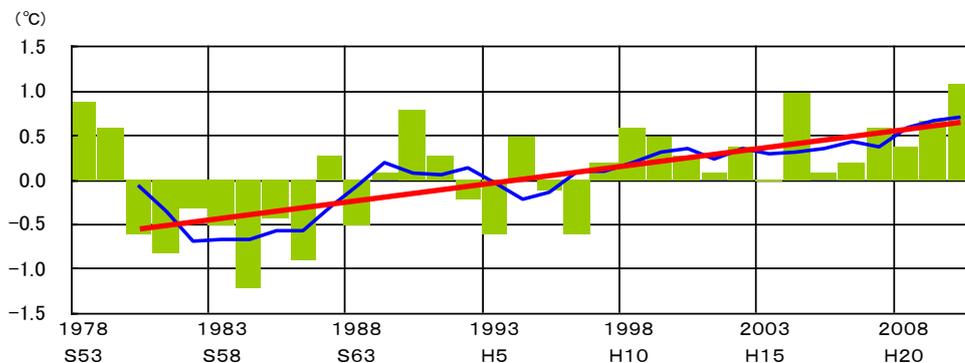


(2) 気候

小田原市は、相模湾に面し、沖を流れる黒潮の影響を受けて温暖な気候条件を有しています。年平均気温は、摂氏16度程度で、夏は東京よりも涼しく、冬は東京よりも暖かい傾向にあります。

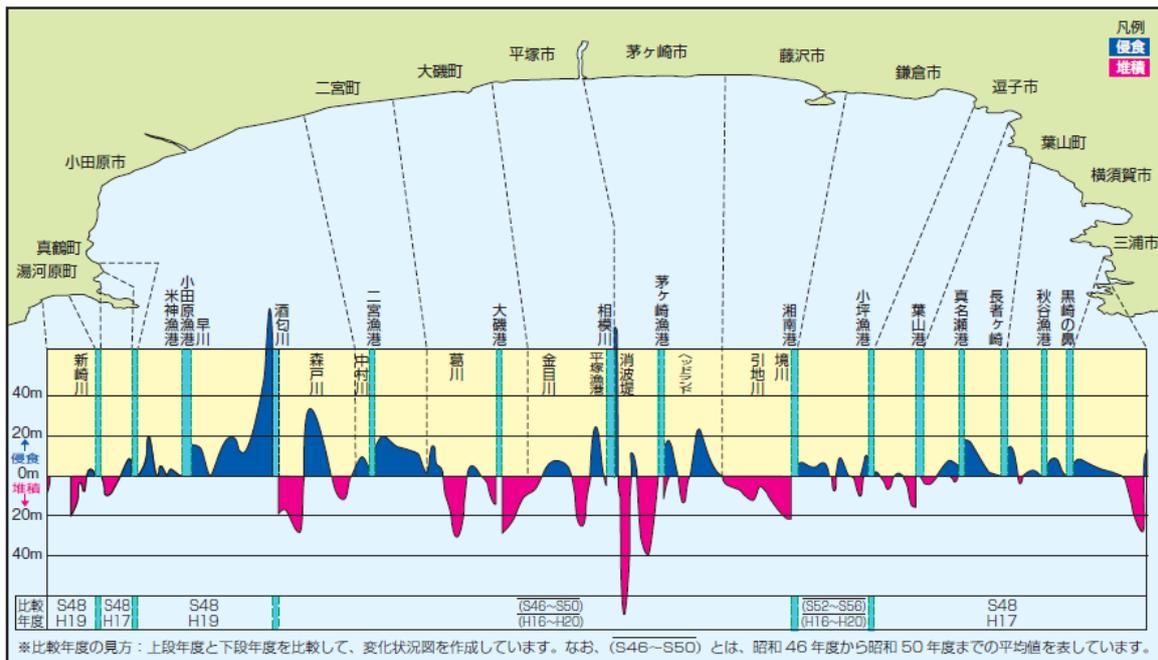
また、背後に箱根外輪山などの高い山々をひかえているため、南からの湿った大気が上昇気流となり、年間2,000mm程度の降水量があります。

【図表 2-4】小田原市の気温の推移



注 棒グラフは各年の平均気温の年平均差(平年値との差)を示している。折れ線グラフは年平均差の5年移動平均を示し、直線グラフは年平均差の長期傾向を直線として表示したものである。平年値は昭和53(1978)年から平成20(2008)年の30年平均値。

【図表 2-6】 神奈川県海岸線の侵食状況



参考 「かながわの海岸」p8 (平成21年 神奈川県)

(4) 自然環境

ア 山地エリア

箱根山地や曾我丘陵には、広大なスギ、ヒノキの植林地やミカン畑、部分的には常緑広葉樹や落葉広葉樹の自然度の高い樹林地が残されています。

しかし、林業を取り巻く経済情勢が厳しいことから、林業の生産活動が停滞し、人工林の間伐等の手入れが不足することが懸念されるとともに、放棄されて荒廃したミカン果樹園が見受けられます。

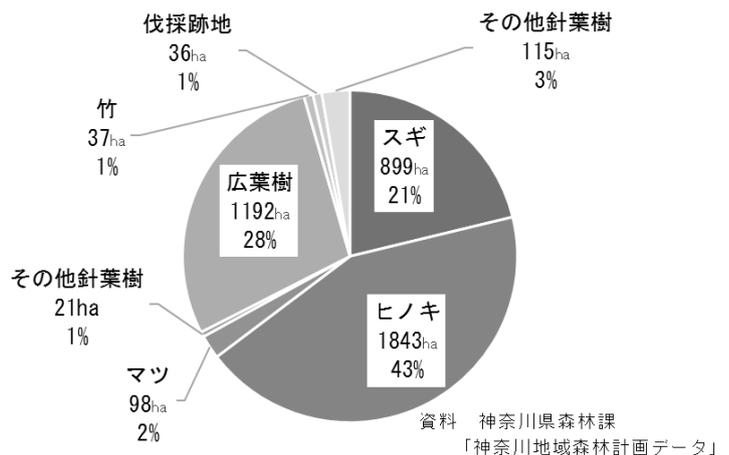
手入れが不足した人工林は生態系を単純化させ、水分を貯えるかん養機能の低下にもつながります。

間伐や保育等の手入れは繰り返しての対応が必要となることから、適正な保育管理が重要な課題となっているとともに、林齢の高い森林の比率が高まっていることから、適切に木材の利用を図りつつ、森林の持つ多面的機能を十分発揮できるよう、健全な森林の管理育成を図ることが重要です。

野猿は、都市化に伴う開発などにより、人里に出没し、農作物や市民生活に被害を与えています。

また、外来生物のハクビシンやアライグマの生息が確認され、生物相の変化が懸念されています。

【図表 2-7】 市内民有林の状況 (平成28年3月)



イ 水辺エリア

低地エリアの中心を流れる酒匂川水系では、これまでに64種の魚類が確認されています。神奈川県内で唯一と言われる野生の固有種のメダカの生息地は、酒匂川水系の水路にあり、平成13（2001）年には、市の魚（淡水魚）に指定されました。しかし、農薬の使用や生活系排水の影響で、水路の生物が減少しています。

また、酒匂川など河川の水量や水質の変化は、生物相や漁獲量への影響を与えかねません。

一方、酒匂川河口では、カモメの大群が見られるなど、多くの水鳥が生息し、豊かな水辺環境が存在しています。市の鳥に指定しているコアジサシは、夏鳥として飛来し、酒匂川で営巣していますが、その数は世界的に減少しており、小田原への飛来数も減少傾向にあります。

また、グッピー、ブラックバスなど人為的に持ち込まれた魚類も生息し、生物相の変化が見受けられます。

2 第2次環境基本計画改訂前の成果と課題

(1) 「環境への負荷の少ないまちづくり」(生活環境対策)

ア 小田原市の取組

- ・ 大気や水質、自動車騒音、有害化学物質（ダイオキシン）の常時監視と排出事業者への指導
- ・ 河川の汚れの70～80%を占める生活排水対策として、公共下水道の整備や合併処理浄化槽整備費の補助
- ・ 騒音対策として、条例に基づく深夜花火規制

イ 成果

- ・ 大気、河川、地下水、住居系地域環境騒音の環境調査の数値は、ここ数年良好な状態が続いています。
- ・ 地下水の揚水量は、年々減少しており、地下水位の大きな変動は見られません。

ウ 課題（達成できなかったこと）

河川の水質調査では、一部の小規模河川で環境基準を満たしていない状態が続いています。

【図表2-8】大気、水質、騒音及び有害物質の測定結果の推移

| | 指 標 名 | 平成 8 年度 | 平成 16 年度 | 平成 21 年度 | 平成 27 年度 |
|----|--------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 大気 | 二酸化窒素濃度 | 0.021ppm | 0.017ppm | 0.011ppm | 0.012ppm |
| | 浮遊粒子状物質濃度 | 0.038mg/ m ³ | 0.038mg/ m ³ | 0.026mg/ m ³ | 0.018mg/ m ³ |
| | 光化学スモッグ注意 報発令日数 | 0日 | 0日 | 1日 | 2日 |

| | | | | | |
|------|--|-------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 水質 | 河川BOD環境基準達成率 | 82.4% | 81.0% | 81.0% | 90.5% |
| | 環境基準点（5地点）での環境基準達成率は100%ですが、それ以外の水質測定計画に基づく測定地点3地点、及び市が独自に設定している14地点（うち1地点は、水域類型が指定されていないため評価対象外）のうち、3～4地点で環境基準を達成できていません。 | | | | |
| 騒音 | 自動車騒音環境基準達成率 | 39.2% | 100% | 99.1% | 100% |
| | 住居系地域環境騒音環境基準達成率 | 58.3% | 100% | 100% | 100% |
| | 自動車騒音環境基準は、県道において達成率が100%を下回っているが、概ね良好な状況にあります（平成8年調査は1地点のみ）。 | | | | |
| 有害物質 | ダイオキシン類濃度（大気） | — | 0.038pg-TEQ/m ³ | 0.019pg-TEQ/m ³ | 0.012pg-TEQ/m ³ |
| | ダイオキシン類濃度（水質） | — | 0.065pg-TEQ/l | 0.054pg-TEQ/l | 0.052pg-TEQ/l |
| | ダイオキシン類の測定は、平成11年施行のダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平成12年度から測定が開始されました。 | | | | |

エ 国内の動き

土壤汚染対策法の一部改正が、平成22（2010）年4月に施行され、土壤汚染状況の把握の拡充や、規制対象区域の分類による講ずべき措置の明確化、搬出土壤の適正処理の確保が図られることとなりました。

(2) 「省資源・循環型社会を目指したまちづくり」（廃棄物対策）

ア 小田原市の取組

- ・ ごみの分別区分に「その他紙」と「廃食用油」を追加し、燃せるごみを減量
- ・ 可燃ごみの更なる減量を目指し、平成22（2010）年度から家庭から排出される生ごみの堆肥化について実証実験を開始し、約5,000世帯が参加
- ・ 不法投棄巡回パトロールによる不法投棄防止
- ・ 焼却灰の資源化による灰埋立量の抑制

イ 成果

- ・ ごみの総排出量及び可燃ごみの排出量が、平成15（2003）年度をピークに減少しています。
- ・ 不法投棄の回収量が減少しています。

ウ 課題（達成できなかったこと）

- ・ ごみの総排出量及び可燃ごみの排出量ともに減少傾向にありますが、焼却灰の処理には多額の経費がかかるだけでなく、省資源・循環型社会を目指すためにも、なお一層ごみの発生量の抑制が必要です。

【図表2-9】ごみ排出量の推移

| 指 標 名 | 平成 8 年度 | 平成 16 年度 | 平成 21 年度 | 平成 27 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 総排出量 | 93,679 t | 84,629 t | 75,878 t | 71,278 t |
| 可燃ごみ排出量 | 75,878 t | 61,797 t | 54,109 t | 51,844 t |

【図表2-10】不法投棄の推移

| 指 標 名 | 平成 9 年度 | 平成 16 年度 | 平成 21 年度 | 平成 27 年度 |
|-------|---------|----------|----------|----------|
| 回収件数 | 92件 | 228件 | 112件 | 174件 |
| 回収量 | 66.21 t | 100.67 t | 26.98 t | 12.67 t |

エ 国内の動き

- ・ 自動車リサイクル法の施行（平成17（2005）年1月）や、容器包装リサイクル法の一部改正（平成18（2006）年6月）、食品リサイクル法の一部改正（平成19（2007）年12月）など、リサイクルの強化が進められています。
- ・ 平成20（2008）年3月に「第二次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、環境の保全を前提とした循環型社会の形成、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会との統合的取組、地域再生にも寄与する「地域循環圏」の形成などを目指しています。

(3) 「自然とのふれあいを目指したまちづくり」（動植物保護、環境学習など）

ア 小田原市の取組

- ・ 市民による絶滅危惧種の保護活動（メダカの保全活動やコアジサシの営巣活動）
- ・ 水源環境税（水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税）を活用した間伐や下刈による森林機能維持
- ・ 有害鳥獣の駆除
- ・ 環境学習事業の実施
- ・ 市民参加による水辺空間の保全（クリーンさかわ、海岸美化清掃）
- ・ 農林地と住宅地が一体となった里地里山の再生・保全

イ 成果

- ・ 絶滅危惧種の保護活動「メダカのお父さんお母さん制度」の登録者数や、クリーンさかわの参加者数が増加しており、市民の環境保全活動の参加が進んでいます。

ウ 課題（達成できなかったこと）

- ・ 森林の間伐・枝打ち施業や遊休農地解消を進めていますが、高齢化や産業構造の変化に伴い、手入れ不足の森林や遊休農地は依然として多い状態です。
- ・ 絶滅危惧種のコアジサシの営巣活動を実施していますが、飛来数、営巣数ともに減少しています。
- ・ 動物や樹木の分布の変化など、自然環境に関するデータが不足しています。
- ・ 森林やミカン果樹園の荒廃により、野猿・イノシシなどによる農作物被害が発生しています。

【図表 2-11】環境保全活動参加者数

| | 平成11年度 | 平成16年度 | 平成21年度 | 平成27年度 |
|--------------------|----------------|--------|--------|--------|
| メダカのお父さんお母さん制度登録者数 | 60人 (制度開始時) | 725人 | 1,187人 | 1,785人 |
| クリーンさかわ参加者数 | 3,750人 | 3,750人 | 5,808人 | 4,043人 |

【図表 2-12】遊休農地解消面積（カッコ内は単年度面積）

| 平成17年度 | 平成18年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成27年度 |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|
| 9.6ha | 16.7ha (7.1ha) | 22.3ha (3.2ha) | 25.4ha (3.1ha) | 22.8ha |

【図表 2-13】コアジサシ飛来数

| 平成16年度 | 平成18年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 130羽 | 90羽 | 100羽 | 20羽 | 50羽 |

【図表 2-14】鳥獣による農作物被害面積、被害量、被害金額

| | 平成16年度 | 平成18年度 | 平成20年度 | 平成26年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 被害面積 | 17.00ha | 26.75ha | 19.00ha | 22.93ha |
| 被害量 | 52.6t | 151.5t | 108.5t | 155.9t |
| 被害金額 | 11,131千円 | 30,362千円 | 20,220千円 | 41,955千円 |

エ 国内外の動き

- ・ 平成19（2007）年には生物多様性条約に基づく第三次生物多様性国家戦略が策定され、平成20（2008）年には生物多様性基本法が制定され、平成22（2010）年には同法に基づく生物多様性国家戦略2010が策定されています。
- ・ 平成21（2009）年には生物多様性民間参画ガイドラインが策定され、事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を行うことが期待されています。
- ・ さらに、平成22（2010）年には生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋市で開催されました。
- ・ 平成21（2009）年には自然環境保全法と自然公園法が改正され、シカなどの食害や動植物の放出などによる生態系への被害防止策の充実が図られています。

（4）「小田原らしい文化・風土を生かしたまちづくり」（歴史と風土の保全、緑の創造、快適空間づくり）

ア 小田原市の取組

- ・ 都市公園の整備
- ・ 公園の清掃や植栽など市民による快適な住環境づくりの推進

イ 成果

- ・ 都市公園を含めた緑地面積が増加しています。
- ・ 自治会など地縁団体によるコミュニティの形成力が比較的強く、地域の美化活動が行われています。

ウ 課題（達成できなかったこと）

- ・ 高齢化や核家族化により、美化活動をはじめとした地域活動の担い手不足が懸念されており、地域の住環境を地域住民がつくる土壌が弱まりつつあります。

【図表2-15】緑地や公園に関する推移

| 項目 | 平成16年度 | 平成18年度 | 平成21年度 | 平成27年度 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 市内緑地面積 | 4,253.3 ha | 4,239.9 ha | 4,250.9 ha | 4,250.3 ha |
| 一人あたり公園面積 | 3.04㎡ | 3.96㎡ | 4.46㎡ | 5.27㎡ |
| アダプトプログラム契約件数 | 13件 | 18件 | 28件 | ※ — |

※平成27年度より、「アダプトプログラム」から「身近な公園プロデュース事業」の実績数を指標とすることに変更した。平成27年度の活動公園数は13公園。

(5) 「広域的・地球的視野に立ったまちづくり」(地球温暖化対策)

ア 小田原市の取組

- ・ 「環境行動計画(市役所編)」を改定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画」を策定
- ・ 平成19(2007)年度に、「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、二酸化炭素排出量を平成12(2000)年度比で10%削減の目標を設定
- ・ 市民への省エネルギー啓発のため、市民エコ・アクション宣言や環境家計簿運動のほか、住宅用太陽光発電システム等、新エネルギー導入の費用補助を実施

イ 成果

- ・ 産業部門、運輸部門、廃棄物部門では二酸化炭素排出量が減少し、特に運輸と廃棄物部門では目標値を上回って削減しています。

ウ 課題（達成できなかったこと）

- ・ 二酸化炭素排出量について民生業務部門は平成17(2005)年度以降減少傾向にはありますが、基準年に比べ増加しています。さらに民生家庭部門では継続して増加傾向にあり、目標達成のためには、家庭での削減に力をいれることが必須です。

【図表 2-16】二酸化炭素排出量の推移

(単位：千トン)

| 部 門 別 | 基準年度 平成 12 年度 | 平成 17 年度 | 平成 20 年度 | 第 1 次目標年次 平成 22 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|------------------|----------|----------|-----------------------|----------|
| 産業部門 | 441 | 472 | 418 | 397 | 327 |
| 民生家庭部門 | 255 | 263 | 265 | 229 | 231 |
| 民生業務部門 | 200 | 250 | 209 | 180 | 162 |
| 運輸部門 | 327 | 305 | 272 | 295 | 276 |
| 廃棄物部門 | 17 | 11 | 12 | 15 | 19 |
| 合 計 | 1,240 | 1,301 | 1,176 | 1,116 | 1,016 |

エ 国内外の主な動向

- ・ 国では、日本の温室効果ガス排出量を平成 32（2020）年までに平成 2（1990）年比で 25%削減することを提唱しており、より一層の施策の推進と各主体の具体的な行動が求められています。
- ・ 都道府県・政令指定都市・中核市等では、域内全体の温室効果ガス削減の数値目標と行動計画を明らかにする「地球温暖化対策地域推進計画」の策定が義務付けられており、本市でも、平成 23（2011）年度から適用する新たな計画を策定しました。
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の改正により、エネルギー指定管理工場の対象が拡大されました。エネルギー管理者や管理員の選任、定期報告書や中長期計画書の提出などが義務付けられています。

3 市民、事業者の環境意識と行動

本計画を策定するにあたり、市民や事業者の環境への意識や行動について把握するため、アンケート調査を実施し、関心を持つ環境問題や、身の回りの環境の変化、今後必要と思われる対策、日常生活や事業活動において意識している行動などについて質問をしました。

(1) 市民意識調査の概要

調査期間 平成22(2010)年7月16日(金)～8月10日(火)

調査対象者

18歳以上市民 2,000人(無作為抽出)

小田原市環境美化推進員 256人(全員)

小田原市環境ボランティア協会会員 71人(全員)

調査期間中のシルバー大学の環境に関する講座受講生 53人

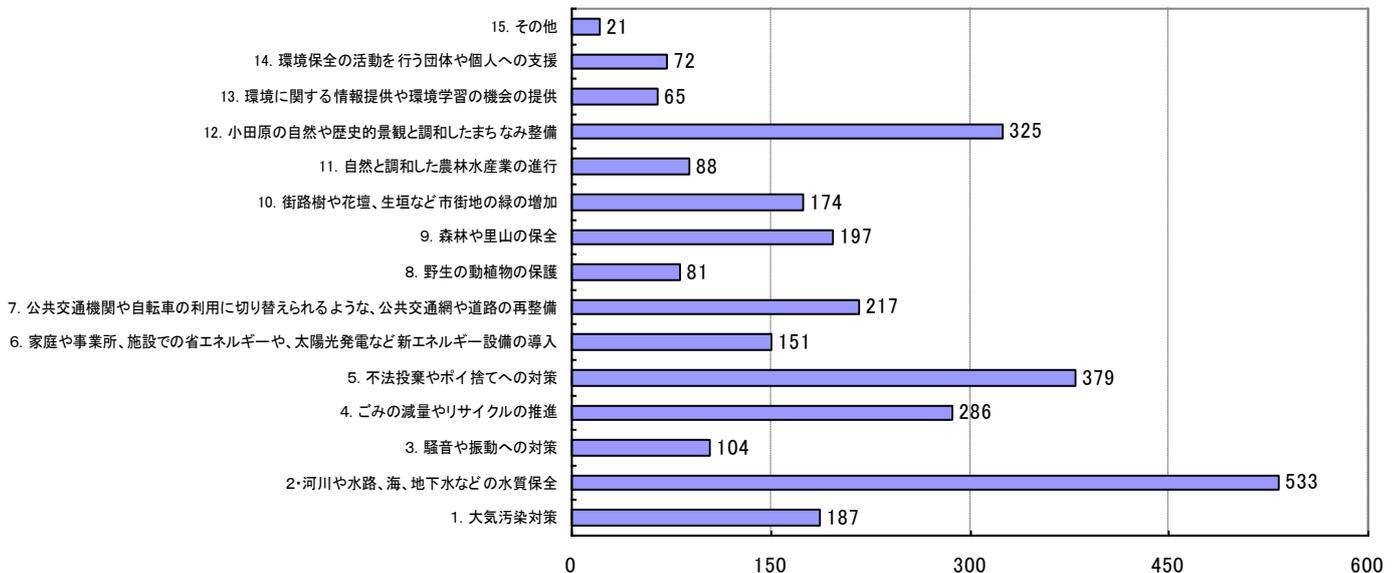
合計 2,380人

調査方法 郵便による調査票の発送、回収

回答者数 1,036人(回収率43.5%)

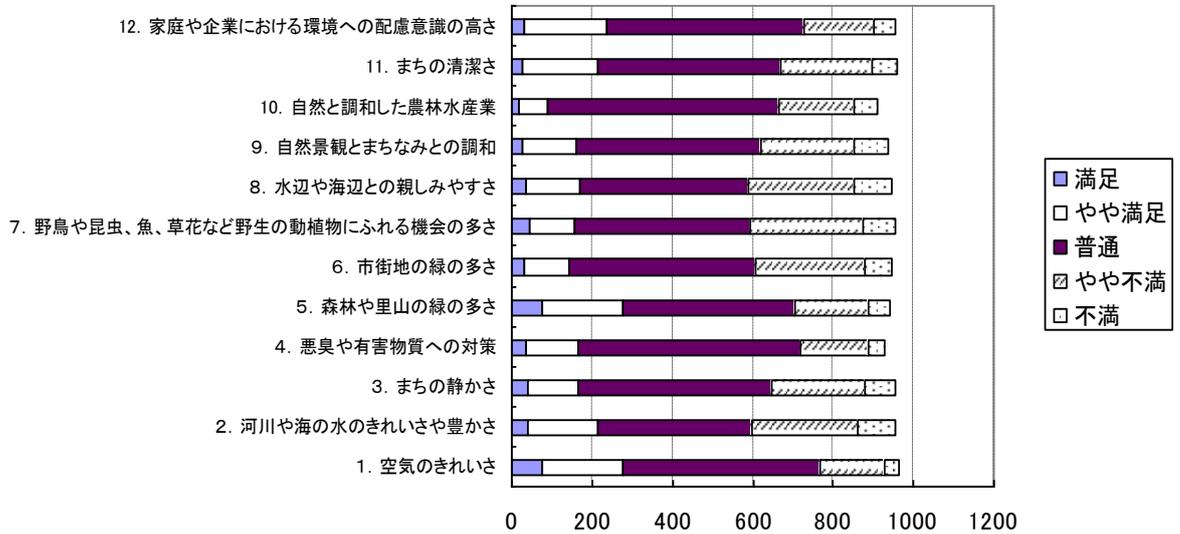
① 市民の河川や海の水に対する関心は高く、市が力をいれるべき分野として挙げている。

問 以下の環境対策について、小田原市が特に力をいれるべきと思うものは何ですか。(3つまで選択)



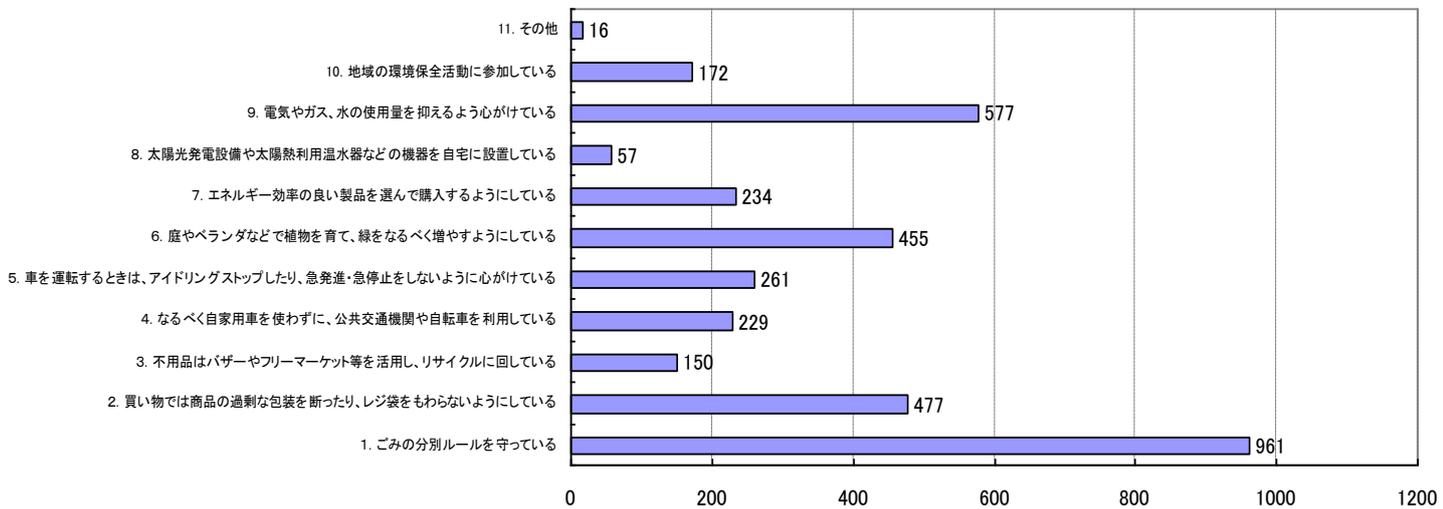
② 市民は、「森林や里山の緑」に対する満足度が比較的高い反面、「市街地の緑」に対する不満が高い。

問 あなたの周辺の環境についてどう感じていますか。



③ 市民の環境配慮行動としては、ごみの分別や家庭での省エネルギーが多い一方、地域での環境保全活動への参加は2割程度である。

問 あなたやあなたの家族が、環境にやさしい生活をするために実行していることはありますか。

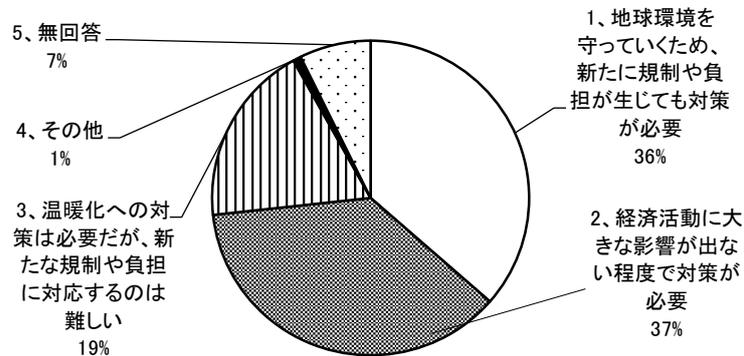


(2) 企業意識調査の概要

| | |
|------|----------------------------------|
| 調査期間 | 平成22(2010)年度8月1日(日)～13日(金) |
| 調査対象 | 小田原箱根商工会議所に会員登録している企業600社(無作為抽出) |
| 調査方法 | 郵送による発送、回収 |
| 回答社数 | 247社(回収率41.2%) |

- ① 地球温暖化対策など環境保全のために何らかの対策が必要と考えながらも、自身の行動としては、現状できる範囲内だと考えている。

問 地球温暖化の問題に対し対策が必要だと思われますか。



第3章 望ましい環境像と計画の体系

1 望ましい環境像

おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）の基本構想では、将来都市像を「市民の力で未来を拓く希望のまち」と定め、市民の力・地域の力を核とした新しい公共によって、小田原の豊かな地域資源を十分に生かしながら、持続可能なまちづくりを進めるとしています。こうしたまちづくりの基本方針と、小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例の理念を踏まえ、本計画における望ましい環境像を次のように定めます。

望ましい環境像

『良好な環境を守り育て 豊かな水と緑あふれる
持続可能な環境共生都市 小田原』

(1) 小田原における「持続可能な環境共生都市」とは

ア 都市のイメージ

近年、地球規模での気候変動や生態系の回復の必要性など複雑かつ困難な環境問題が顕在化しています。私たちの生活は、きれいな水や空気、豊かな食料の供給などの自然の恵みによって支えられ、それによって健やかな暮らしや日々の営み、生業が成り立っているのです。私たちを取り巻く身近な自然環境との共生は、今後ますます重要となる価値であり、必要不可欠なものであると言えます。

小田原は首都圏にありながら、山、川、海、水田や畑などの農地、里山、歴史的な街道や街並み、景観などあらゆる環境、地域資源をもった都市であり、都市としての生活基盤を備えながら、自然環境との共生の適う優れた特性をもっています。さらに環境と調和した暮らしや経済を育むことにつながる実に多彩な市民レベルでの活動も活発に行われています。

これは、我が国における分権自立を可能とする地域の強みの一つであり、自律的な地域としての存立を可能とする条件でもあります。こうした小田原ならではの優れた地域特性、環境特性を生かすことが小田原における望ましい姿であり、目指すべき都市のアウトラインであると言えます。

小田原における「環境共生都市」とは、海、山、川、農地、里山など様々な環境側面という優れた特性を持つ地域として、まちのブランド向上や活力の向上のためにこうした強みを最大限活用する仕組みが創られている地域の姿であり、小田原における望ましい環境像としてその達成を目指すものです。

小田原における「持続可能な環境共生都市」が達成された状態とは、身近な自然環境との共生やごみの排出抑制など循環型社会、クリーンなエネルギーを志向した低炭素型社会につながる取組が行われている、森・里・川・海オールインワンのエコシティ・小田原としての都市イメージです。

例えば、

「生態系保全エリアを設定し、保全活動が行われている」

「市民による森づくり活動が活発化している」

「資源循環化へ市民が積極的に参加している」

「再生可能エネルギーの地域自給が推進されている」

「経済的価値を高める森林再生活動が行われている」

「専門分野を持つ市内の環境活動団体などが連携し、環境課題に対応している」

「森・里・川・海が「ひとつらなり」の特徴を活かし、環境活動の集地・先進地として情報を発信している」

など、様々なレベルでの取組が着実に実践されている都市のイメージです。

すなわち、「地産地消」「地域内循環」などの言葉に象徴される低炭素、循環、自然共生が実現した持続可能な地域として、自己決定・自己責任のもと自律性をもって創造されている状態を環境共生型の都市ということになります。

イ 環境と経済・社会の持続可能性

このように小田原市の特徴の一つは、首都圏の西端という都心近郊にありながら、豊かな自然に恵まれていることです。私たちが、森・里・川・海からの豊かな自然の恵みを受けながら、産業や文化を守り、次世代につなげていくことは、私たちの責務であります。

しかしながら、産業構造の変化による農地や森林の荒廃、開発による市街地の緑の減少、ライフスタイルの変化による資源の過大な消費や廃棄物の増大、地球温暖化など、地域でも地球規模でも環境問題は進んでおり、現在の社会が、自然と調和した、持続可能なものであるとはいえません。環境と経済・社会との持続可能性を両立した地域を実現するためには、市民・事業者・行政のすべての主体が、日常生活や事業活動における環境への負荷を認識し、負荷の低減や環境の保全と再生に取り組むことが必要です。

そこで、本市では、自然環境や生活環境を保全・再生し、低炭素社会、循環型社会及び自然共生型社会の構築に取り組むことで、良好な環境を守り育て、活用するといった環境との共生が持続的であるとともに、それを基盤として、人が健康で快適に暮らし続けることができる環境と経済・社会が調和している地域を目指します。

(2) 「持続可能な環境共生都市」への進展

ア 「豊かな水と緑を守り育てる」

全国にある多くの城下町は、水に恵まれた地域でもあります。“海の城下町”とも言われるこの小田原市も、酒匂川水系に代表される豊かな水脈に浮かぶ水の都です。この豊かな水に育まれた緑に触れ、命をつなぐ食物を得ることができる豊かな大地は、市民にとって、特に守るべき貴重な財産です。これまで、私たちは、日々の生活において、ともに協力して身近な自然を守り、自然とふれあい、自然を活用し、自然を育んできました。そして、その活動は、地域のつながりを強め、安心、安全なまちをつくることにもつながってきました。

現在、市民の環境問題への認識は深まり、生ごみ堆肥化実証実験事業への参加などに見られるように参加しやすいきっかけづくりなどによって、環境保全への意識も高まってい

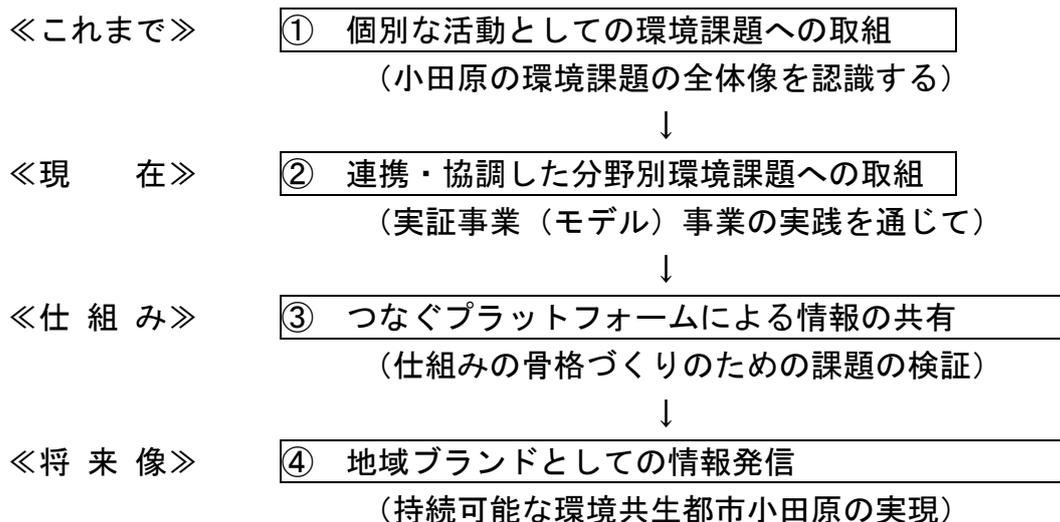
ます。しかし、これまで、身近なまちづくりの中心的存在であった地域コミュニティでは、人口動態や人々のライフスタイルの変化などから、地域におけるつながりの希薄化などにより地域活動の担い手の不足が懸念される状況となっており、地域を支える新たな仕組みを構築することも求められています。

そこで、水辺環境や里山的環境を整備し、今後も人々が身近に自然にふれることができるようにするとともに、自然環境の保全や再生に様々な主体がともに取り組むことで、「豊かな自然とみどりにあふれる」まちを目指します。

イ 環境改善の地域文化の創造

小田原市には様々な活動を担うボランティアをはじめとする団体等が存在していますが、地域力全体を高めるまでには至っておらず、個別の活動に留まっている状況にあります。

小田原市の環境の全体像、課題を共有することによって、小田原市の環境の保全・再生における個々の活動の意義や立ち位置が見え、その貢献が広く理解され、さらにつながりのある活動に進展し、継続して知己力を発揮し続けることや、より高い目標を目指した活動につながることを期待されます。こうした中、市内の各環境活動団体・個人の連携や共同活動を支援する新しい組織「おだわら環境志民ネットワーク」を平成28（2016）年3月に設立いたしました。今後は、このネットワークと小田原市が連携することで、これらの活動が地域に浸透し、また様々なレベルでの複層的な活動や様々な分野での多様な活動へ進化し、情報共有の場が継続的に確保されることによって、やがて、日常的な活動を伴う地域文化のレベルまで定着することを目指します。小田原らしさがあふれ、地域や身近な環境における市民主体の活動が持続的な新しい環境改善の地域文化として芽吹き、いわゆる地域ブランドとして情報発信され、さらには次世代にも着実に引き継がれていく環境先進都市の創造が、小田原における望ましい環境像であると考えています。



2 基本目標

目指す環境像

『良好な環境を守り育て 豊かな水と緑あふれる 持続可能な環境共生都市小田原』
を実現するために、環境分野ごとに、計画期間の目標として、5つの基本目標を定めました。

基本目標Ⅰ 参加と協働により、多様な主体が環境を守り育てるまちを目指します

環境基本計画に掲げる基本目標を達成できる、持続可能な環境都市をつくるには、市民・事業者・団体・市（行政）など、あらゆる主体が、連携・協働する必要があります。

そこで、情報発信が十分に行われ、知識や情報が共有されるとともに、環境保全活動や環境学習の機会が確保されることで、各主体が互いを理解し、自主的・積極的に自ら役割を果たすことができるまちを目指します。

そのために、専門分野をもつ市内の環境活動団体が連携し、情報と行動を共有して、市全体の環境課題に対応するため、おだわら環境志民ネットワークが核となり、いろいろな環境改善活動の協調による一体感を醸成し、多様な主体が参加できるきっかけを作り出すことで、全市的な環境活動態勢の強化を図るとともに、森・里・川・海が「ひとつらなり」の特徴を活かし、環境活動の集積地・先進地として森・里・川・海オールインワンのエコシティ・小田原としての都市ブランドを確立していきます。

また、資源循環を促進する取組としての“生ごみ堆肥化”や身近な自然環境との共生の取組としての“環境再生プロジェクト”など早期に着手できる様々な取組から実践していくことを通じて、地域の絆、つながりの強化を図られつつあります。市民主体の環境関連プロジェクトを推進することによって、実際に市民主体の街づくりを推進していきます。

基本目標Ⅱ 低炭素社会を構築し、地球温暖化問題に地域から取り組むまちを目指します

地球温暖化の進行を防ぐため、二酸化炭素に代表される温室効果ガスの排出量を削減する低炭素社会の構築が求められています。

市民や事業者等すべての主体が、日常生活や事業活動のあり方を見直し、化石燃料の消費削減とともに、エネルギーの効率的な利用や循環利用、環境負荷の少ないクリーンエネルギーの導入を進めます。また、地域全体として、交通体系や、まちの構造、建造物、設備等を、環境に配慮したものへと転換し、二酸化炭素の排出量を大幅に削減した低炭素社会の実現を目指します。

さらに、二酸化炭素を吸収する森林・緑地等の整備と保全を進めるとともに、地球温暖化の影響と思われる気温の上昇、生態系の変化、異常気象に対する適応策に関する取組も進めます。

基本目標Ⅲ 循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指します

本市のごみの排出量は、平成9（1997）年度以降の数回にわたる分別収集の強化により、平成15（2003）年度をピークに減少傾向にあります。しかし、収集、焼却、埋立等、廃棄物の処理に伴う経済的コストや環境負荷の増大など、いまだ多くの課題が残されています。

そこで、環境負荷の低減につながる5R（リフューズ「発生抑制」、リデュース「排出抑制」、リユース「再使用」、リペア「修理」、リサイクル「再生利用」）の取組を一層進め、省エネルギー、省資源を推進していきます。

さらに、剪定枝や生ごみを資源化・堆肥化し、田畑に還元することにより、資源の地域内循環を進め、廃棄物が資源として利用される仕組みづくりをめざします。

また、廃棄物の処理について、ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分にいたるまでの一連の処理過程を適切に管理することにより、環境負荷を低減していきます。

基本目標Ⅳ 自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じることができるまちを目指します

小田原市は、森林資源や川・海から得られる水資源を有し、そのことが、田園風景や水資源を生かした産業形成といった小田原特有の風土につながっています。しかし、人工林・里山・農地の荒廃とかん養機能の低下、そしてこれらに起因する生態系の破壊など、様々な課題が生じています。

そこで、森林、里地里山、農地の保全に取り組み、生物多様性の保全に努めるとともに、水辺空間など、人々が豊かな自然に触れることができる機会を増やし、人々が身近に自然の恵沢を享受することができるまちを目指します。

基本目標Ⅴ 生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指します

大気汚染、水質・土壌汚染、騒音・振動、悪臭などの環境問題の防止と改善により、市民が安心して健康に暮らすことができるように、関係法令に基づき、大気・水質等の測定や排出者への指導を進めてきました。今後も、引き続き監視や指導を行うとともに、有害化学物質への対応を行います。

また、市民一人ひとりが環境美化を心がけ、地域の公園や水辺の清掃、植栽管理等に積極的に取り組むことで、より快適で質の高い住環境を、地域住民の手で守り育てる仕組みづくりを進めます。

3 計画の体系

望ましい環境像の実現に向けて、5つの基本目標と、これに基づく計画の柱、基本施策を設定します。

望ましい環境像

良好な環境を守り育て 豊かな水と緑あふれる

持続可能な環境共生都市 小田原

| 基本目標 | 計画の柱 | 基本施策 |
|--|----------------------------------|--|
| <p>I 参加と協働により多様な主体が環境を守り育てるまちを目指します</p> | <p>I-1 環境情報の共有と環境保全意識の向上</p> | <p>①環境教育の充実 ②環境配慮行動の推進</p> |
| | <p>I-2 環境の保全・再生活動の促進</p> | <p>③地域における環境の保全・再生活動の促進 ④広域連携における環境の保全・再生活動の促進</p> |
| <p>II 低炭素社会を構築し、地球温暖化に地域から取り組むまちを目指します</p> | <p>II-1 地球温暖化対策の推進</p> | <p>⑤省エネルギー行動の促進 ⑥クリーンエネルギーの活用促進 ⑦交通における地球温暖化対策</p> |
| <p>III 循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指します</p> | <p>III-1 物質循環と資源化の促進</p> | <p>⑧廃棄物の発生と排出抑制 ⑨リサイクルの推進と廃棄物の適正処理</p> |
| <p>IV 自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じることができるまちを目指します</p> | <p>IV-1 生態系の保全</p> | <p>⑩生物の生息環境の保全と再生</p> |
| | <p>IV-2 緑の保全・創出と活用</p> | <p>⑪森林・里山の保全と再生 ⑫農地の保護 ⑬市街地の緑の保全と創出</p> |
| | <p>IV-3 自然とふれあう場の創出</p> | <p>⑭水辺環境の保全と再生</p> |
| <p>V 生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指します</p> | <p>V-1 快適な生活環境の保全</p> | <p>⑮まちの美化の促進</p> |
| | <p>V-2 環境汚染の防止</p> | <p>⑯大気保全対策の推進 ⑰水質・土壌・地下水保全対策の推進 ⑱騒音・振動対策の推進 ⑲有害物質のリスク対策の推進</p> |

※基本目標の内容に変更はありませんが、第5次小田原市総合計画に合わせて並び順を変更しました。

小田原市環境基本計画

基本目標の成果指標一覧

| 基本目標 | 成果指標 | 基準値 | 目標 | 実績値 |
|--|--------------------------------|-----------------------------------|--|-----------------------------------|
| I 参加と協働により多様な主体が環境を守り育てるまちを目指します | 各種環境啓発イベントへの参加団体数 | (平成 21 年度) 27 団体 | (平成 34 年度) 35 団体 | (平成 27 年度) 35 団体 |
| | 環境団体が主催する環境講座・イベントの実施回数 | (平成 21 年度) 12 回 | (平成 34 年度) 25 回 | (平成 27 年度) 15 回 |
| | 環境団体が主催する活動数 | (平成 21 年度) 610 回 | (平成 34 年度) 730 回 | (平成 27 年度) 735 回 |
| | 環境保全活動団体数 | (平成 21 年度) 126 団体 | (平成 34 年度) 150 団体 | (平成 27 年度) 153 団体 |
| II 低炭素社会を構築し、地球温暖化問題に地域から取り組むまちを目指します。 | 市全体の二酸化炭素(CO ₂)排出量 | (平成 2 年度) 1,159.0 千t | (平成 32 年度) 869.2 千t (対平成 2 年度比 25%削減) | (平成 25 年度) 1,016.0 千t |
| III 循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指します。 | ごみの総排出量 | (平成 21 年度) 75,878t | (平成 34 年度) 73,000t | (平成 27 年度) 71,278t |
| | ごみのリサイクル率 | (平成 21 年度) 27.2% | (平成 34 年度) 33.0% | (平成 27 年度) 26.0% |
| IV 自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じることが出来るまちを目指します | コアジサシ飛来確認数 | (平成 21 年度) 20 羽 | (平成 34 年度) 100 羽 | (平成 27 年度) 50 羽 |
| | 有害鳥獣苦情件数 | (平成 21 年度) 143 件 | (平成 34 年度) 130 件 | (平成 27 年度) 285 件 |
| | ※ 緑地面積 | (平成 21 年度) 4,250ha | (平成 27 年度) 4,494ha | (平成 27 年度) 4,250ha |
| | ※ 小田原市森林整備面積 | (平成 23 年度から 25 年度の平均) 150ha | (平成 32 年度から 34 年度の平均) 150ha | (平成 25 年度から 27 年度の平均) 110ha |
| | 親水・環境護岸の整備 延長の延伸 | (平成 21 年度) 11,298.9m | (平成 34 年度) 11,700m | (平成 27 年度) 11,298.9m |
| | 海岸でのごみ収集量 | (平成 21 年度) 78t | 基準値より減少 | (平成 27 年度) 128t |
| V 生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指します | 不法投棄及び散乱ごみの撤去量 | (平成 21 年度) 26.98t | (平成 34 年度) 25t | (平成 26 年度) 10.53t |
| | 大気に関する環境基準達成率(一般環境) | (平成 21 年度) 100.0% | 維持 | (平成 27 年度) 100.0% |
| | 河川 BOD 環境基準達成率 | (平成 21 年度) 81.0% | 基準値より増加 | (平成 27 年度) 90.5% |
| | 自動車騒音環境基準達成率 | (平成 21 年度) 99.1% | (平成 34 年度) 100.0% | (平成 27 年度) 100.0% |
| | 生活環境に対する苦情件数 | (平成 21 年度) 107 件 | 基準値より減少 | (平成 27 年度) 51 件 |

※ 緑地面積の目標は、「小田原市みどりの基本計画」(計画期間 平成 8 年度～27 年度)による。

なお、今後は「おだわらみどりの創生プラン」(計画期間 平成 28 年度～47 年度)へ移行します。

※ 小田原市森林整備面積については、市域で行われる伐採に関するもので、主伐を含んでいる。

第4章 市の取組の体系と私たちの役割

本章では、前章で掲げた19の基本施策に対し、市民・事業者・市の役割を示し、各主体が、それぞれの役割を果たすための、市の取組を示します。

そして、達成すべき水準を明らかにするために、計画の柱ごとに成果指標を、また施策の進捗状況を図るための指標として、基本施策ごとに進行管理指標を設定します。

基本目標Ⅰ 参加と協働により多様な主体が環境を守り育てるまちを目指します

Ⅰ-1 環境情報の共有と環境保全意識の向上

地域の環境保全と再生の取組を進めるためには、市民・事業者・市など様々な主体の連携と協働が必要です。そのためには、家庭や、地域、学校、職場などにおいて、現場で実践的に体験できる環境教育・環境学習を推進し、環境に対する関心や理解を深め、行動に結びつけていく必要があります。

また、小田原の環境の全体像としての認識を多くの市民が共有するためには、環境情報の収集及び発信が必要です。

| 成果指標 | 基準値 | 実績値 | 目標 |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 各種環境啓発イベントへの参加団体数 | (平成21年度) 27団体 | (平成27年度) 35団体 | (平成34年度) 35団体 |
| 環境団体が主催する環境講座・イベントの実施回数 | (平成21年度) 12回 | (平成27年度) 15回 | (平成34年度) 25回 |

基本施策① 環境教育の充実

地域、学校、団体、職場など様々な場において講座や自然体験などの環境教育・環境学習の機会を提供します。その際、市民活動団体や事業者など様々な主体と連携して実施します。

| 進行管理指標 | 基準値 | 実績値 | 目指す方向 |
|--------------------|----------------------|---------------------|------------------------|
| 環境に関する講座数と参加者数 | (平成21年度) 11件・501人 | (平成27年度) 7件・229人 | (平成34年度) 20件・1,000人 |
| 小・中学校における環境保全活動実施数 | (平成21年度) 25件 | (平成27年度) 5件 | (平成34年度) 50件 |

ア 主体別取組

| 主体 | 取組内容 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 活動を行う者や団体は、活動内容について積極的に情報を発信します。 ○ 環境学習プログラムや体験イベントに参加し、知識を深めます。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動における環境面での現況を把握し、適切な情報を発信します。 ○ 事業における環境配慮の取組を、地域住民に理解してもらうとともに、地域の活動へも参加し、地域とのつながりを強めます |

| | |
|-------|--|
| 市(行政) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 小田原市の環境の現況に関する情報を定期的に把握し、施策の成果とともに、適切に情報公開を行います。 ○ 子供をはじめ、市民が自然にふれたり、活動を体験しながら環境に対する意識を深め、活動に参加するような学習プログラムやイベントを実施します。 |
|-------|--|

イ 市の取組事業

| 事業名 | 内容 |
|--------|-------------------------------|
| 環境学習事業 | 小中学校に対して、体験を中心とした環境学習プログラムの実施 |

基本施策② 環境配慮行動の推進

市民や事業者が、ライフスタイルや事業活動を見直すための具体的なガイドラインを定め、全市にわたって環境配慮行動が増えていく仕組みを作ります。

| 進行管理指標 | 基準値 | 実績値 | 目指す方向 |
|---------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 地球環境保全協定締結企業数 | (平成21年度) 8社 | (平成27年度) 8社 | (平成34年度) 16社 |
| 省エネ学習講座数 | (平成21年度) 10回 | (平成27年度) 7回 | (平成34年度) 20回 |

ア 主体別取組

| 主体 | 取組内容 |
|-------|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの出し方のルールを守る、ポイ捨てをしない、飼い犬の糞を放置しないなど、まちのルールやマナーを守ります。 ○ 日常生活において、省エネやクリーンエネルギーの導入、環境に配慮した行動をとります。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境協定の締結や環境マネジメントシステムの導入に努めるとともに、地域環境認証制度に参加し、事業活動が環境に与える影響を最大限抑えるよう努力します。 |
| 市(行政) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域環境認証制度を創設するとともに、制度の活用により市民や事業者の環境配慮行動が増えるような仕組みを作ります。 |

イ 市の取組事業

| 事業名 | 内容 |
|----------|---|
| 地域環境認証事業 | 主体別の環境配慮行動目標を提示し、具体的な行動を促すための仕組みをつくります。 |

I-2 環境の保全・再生活動の役割

現在の環境問題は、様々な要因が重なり合って発生しており、市民・事業者・行政がそれぞれ単独で取り組むよりも、互いに役割を分担し、協力することで大きな効果が得られる場合が少なくありません。市民・事業者・市のパートナーシップによる取組を進めるため、市は、市民や事業者の自発的な活動を支援します。

また、ライフスタイルの変化や高齢化により、地域コミュニティの機能が変化していますが、様々な地域課題に対応していくためには、地域コミュニティの活性化が不可欠です。環境の保全と再生という一番身近で目に見える活動を促すことを通して、地域コミュニティの再構築を目指します。

| 成果指標 | 基準値 | 実績値 | 目標 |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 環境団体が主催する活動数 | (平成21年度) 610回 | (平成27年度) 735回 | (平成34年度) 730回 |
| 環境保全活動団体数 | (平成21年度) 126団体 | (平成27年度) 153団体 | (平成34年度) 150団体 |

基本施策③ 地域における環境保全・再生活動の促進

これまで、地域の活動は、自治会などの地縁組織が担ってきました。しかし、ライフスタイルの変化や高齢化により、地域における活動の担い手不足が懸念されています。一方、市民全体の環境への意識は高まり、居住地に関係なく、各人が関心をもつ環境課題の解決を目指すボランティア団体が結成されるようになってきています。しかし、こうしたボランティア団体が、担い手不足に直面する地域コミュニティと手を携えて、協働で課題解決に取り組んでいる事例はまだ多くありません。

市は、ボランティア団体の活動支援とともに、これらの団体の協力を得ながら、地域の身近な環境を、地域の住民が守り育てる仕組みを作ります。

| 進行管理指標 | 基準値 | 実績値 | 目指す方向 |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 環境保全活動数 (環境再生プロジェクト事業) | (平成21年度) 4件 | (平成27年度) 6件 | (平成34年度) 35件 |
| 環境保全活動参加者数 | (平成21年度) 5,808人 | (平成27年度) 4,043人 | (平成34年度) 8,000人 |

ア 主体別取組

| 主体 | 取組内容 |
|-----|--|
| 市民 | ○ 活動を行う者や団体は、活動内容について積極的に情報を発信します。 ○ 地域での課題解決に努めます。 |
| 事業者 | ○ 事業における環境配慮の取組を、地域住民に理解してもらうとともに、地域の活動へも参加し、地域のつながりを強めます。 |

| | |
|-------|--|
| 市(行政) | ○ 市民がボランティア活動に参加しやすい仕組みをつくり、気付いたことから自主的に活動できる土壌をつくります。 |
|-------|--|

イ 市の取組事業

| 事業名 | 内容 |
|---------------------|--------------------------------|
| 市民による環境再生プロジェクト推進事業 | 環境再生活動の促進・支援及びコーディネート組織の支援 |
| 市民活動推進事業 | 市民によるボランティア活動の支援等 |
| 地域コミュニティ推進事業 | 環境を地域課題として取り組んでいる地域コミュニティ組織の支援 |

基本施策④ 広域連携による環境の保全・再生活動の推進

環境は行政区域によって区別されるものではなく、環境資源の活用や環境問題の解決を図っていくうえで、周辺自治体や神奈川県との情報の共有や協働による取組が必要です。環境課題の解決に向け、広域的な環境保全行動の連携を進めます。

| 進行管理指標 | 基準値 | 実績値 | 目指す方向 |
|-------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 酒匂川水系保全協議会 会員数 | (平成21年度) 97会員 | (平成27年度) 88会員 | (平成34年度) 110会員 |
| 広域による環境学習事業数 | (平成22年度) 1回 | (平成27年度) 1件 | (平成34年度) 5回 |

ア 主体別取組

| 主体 | 取組内容 |
|-----------|---|
| 市民 事業者 | ○ 酒匂川流域の環境保全活動に協力します。 ○ 広域的な大気汚染対策に協力します。 ○ 他自治体をフィールドにした環境学習事業にも参加し、周辺自治体の環境課題に対する知識を習得します。 |
| 市(行政) | ○ 大気汚染対策や酒匂川の水質保全、野生の動植物の保護など、広域的な取組が必要な対策において、周辺自治体と連携して進めます。 ○ 周辺自治体の環境資源や課題に関する環境学習を開催し、市民や事業者が周辺自治体にも配慮するようにします。 |

イ 市の取組事業

| 事業名 | 内容 |
|------------|---------------------------|
| 酒匂川水系保全事業 | 酒匂川流域の住民を対象にした環境意識啓発事業の開催 |
| 県西地域環境学習事業 | 周辺自治体と連携した環境学習事業の実施 |

基本目標Ⅱ 低炭素社会を構築し、地球温暖化問題に地域から取り組むまちを目指します

Ⅱ-1 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスを大幅に削減するためには、市民・事業者・行政が一体となり、あらゆる施策を講じる必要があります。また施策間の結びつきも必要です。平成62（2050）年に80%削減というわが国の長期的目標を念頭に、地域認証制の導入やインセンティブの付与など、様々な手法を取り入れながら、クリーンエネルギーの導入促進、建築物のエネルギー効率向上、二酸化炭素の吸収源である森林の保全など、横断的な施策を推進していきます。

特に、二酸化炭素排出量の増加が著しい民生部門については、市民・事業者との連携を推し進め、排出量削減を実効性あるものとしていきます。

| 成果指標 | 基準値 | 実績値 | 目標 |
|--------------------------------|-----------------------|------------------------|---|
| 市全体の二酸化炭素（CO ₂ ）排出量 | （平成2年度） 1, 159.0千t | （平成25年度） 1, 016.0千t | （平成42年度） 853.4千t （対平成25年度比 26%削減を下限とし） |

基本施策⑤ 省エネルギー行動の促進

市域におけるCO₂排出量は、前計画の基準年である平成12（2000）年に比べ平成19（2007）年まで上昇傾向にありました。特に、業務部門と家庭部門においては、高い割合で上昇しています。これは、人口は平成17（2005）年以降、減少傾向にあるものの、サービスの多角化にともなう業務部門の床面積の増加や、世帯数の増加などによるエネルギー消費機器等の導入量の増加などによるものと思われます。

そこで、効率的なエネルギー利用に関する情報を提供するとともに、市民や事業者が積極的に省エネルギー行動をとれるよう、家庭向けの行動目標の提示や企業が取り組みやすい環境マネジメントシステムの普及などに取り組めます。

| 進行管理指標 | 基準値 | 実績値 | 目指す方向 |
|--------------------------------------|---|---|--|
| 民生業務部門における電気使用量 | （平成21年度推計） 463千MWh | （平成26年度） 306千MWh | （平成26年度） 417千MWh |
| 民生家庭部門における電気使用量 | （平成21年度推計） 419千MWh | （平成26年度） 387千MWh | （平成26年度） 377千MWh |
| 市行政部門の温室効果ガス総排出量（CO ₂ 換算） | （平成21年度） 34, 339-tCO ₂ /年 | （平成26年度） 39, 809-tCO ₂ /年 | （平成34年度） 29, 292-tCO ₂ /年 （対平成21年度比 15%削減） |

ア 主体別取組

| 主 体 | 取組内容 |
|-------|--|
| 市 民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化問題への関心を実際のCO₂削減行動に結びつけます。 ○ 環境負荷の少ない製品を優先的に選択します。 ○ 公共交通機関や自転車などの利用に努めます。 |
| 事 業 者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネ法、温対法や県条例に基づく自主的なCO₂削減に取り組みます。 ○ ISO14000シリーズやエコアクション21、KES、エコステージなど、環境マネジメントシステムに取り組み、省エネ等を促進します。 ○ カーボンオフセット、カーボンクレジット、排出量取引制度への取組に努めます。 |
| 市（行政） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 主体の活動支援や基盤づくりの推進のための仕組みをつくります。 ○ 省エネ法にもとづく自主的率先的なエネルギー使用量の削減に取り組みます。 ○ 低炭素型の都市基盤づくりを推進します。 |

イ 市の取組事業

| 事 業 名 | 内 容 |
|---------------------|-----------------------------------|
| 市民・家庭における環境配慮行動推進事業 | 省エネ研修会への呼びかけなど |
| 企業における環境配慮行動推進事業 | 地球環境保全協定による、企業の対策活動促進と事業者との情報共有 |
| 行政における環境配慮行動推進事業 | 省エネルギーを推進する庁内会議の運営と率先的な省エネルギーへの取組 |

基本施策⑥ クリーンエネルギーの活用促進

地球温暖化の主な原因は石油や石炭などの化石燃料をエネルギーとして使用してきたことにあります。地球温暖化対策を推進するためには、化石燃料にできる限り頼らず、二酸化炭素排出量の少ない「クリーン」なエネルギーの利活用を推進することが大切です。

石油に代わるエネルギーとしては、原子力や天然ガスなどのほか、再生可能エネルギーである太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス、大気や地中の熱などのエネルギーがあります。

したがって、本計画では、地球温暖化対策に貢献するエネルギーである再生可能エネルギーのうち、技術的には実用化段階にあり一定規模の投資で導入可能なエネルギーに加えて、石油代替エネルギーの高度利用技術である天然ガスコージェネレーションや燃料電池などを「クリーンエネルギー」と総称し、その利活用を積極的に推進します（再生可能エネルギーには、新エネルギーが含まれます。）。

太陽光発電設備の導入など、クリーンエネルギーの導入拡大を進めるほか、バイオディーゼル燃料の導入実験など、エネルギーと資源の循環のシステムを検討します。

| 進行管理指標 | 基準値 | 実績値 | 目指す方向 |
|----------------------|------------------------|----------------------|-------------------------|
| 再生可能エネルギー導入量の増加 | (平成25年度) 14,150.0kW | (平成26年度) 18,045kW | (平成34年度) 109,695.0kW |
| 市有施設における再生可能エネルギー導入量 | (平成21年度) 3.9kW | (平成26年度) 266kW | (平成34年度) 1,400.0kW |

ア 主体別取組

| 主 体 | 取組内容 |
|--------------|---|
| 市 民 事 業 者 | ○ 環境負荷の少ない製品を優先的に選択します。 ○ 太陽光発電設備などクリーンエネルギー設備を導入します。 |
| 市（行政） | ○ クリーンエネルギーや省エネ・高効率機器購入を促進するような仕組みをつくります。 ○ 市施設へクリーンエネルギー機器を率先的に導入します。 |

イ 市の取組事業

| 事 業 名 | 内 容 |
|------------------|---|
| 地球温暖化防止機器設置等補助事業 | 温室効果ガスの削減を図りつつ、効率的なエネルギーの利用を促進するような仕組みをつくります。 |
| クリーンエネルギー導入推進事業 | 市施設におけるクリーンエネルギーの導入 |

基本施策⑦ 交通における地球温暖化対策

小田原市はこれまで、公用車に低公害車を率先導入してきました。今後は、多数の車両を運用する事業者であることを自覚し、環境配慮型次世代自動車の導入に努めるとともに、急速充電器の設置等への協力のほか、交通の円滑化、公共交通や自転車の利用促進、低炭素型次世代自動車の普及促進など、低炭素型の交通体系づくりに努めます。

| 進行管理指標 | 基準値 | 実績値 | 目指す方向 |
|---------------|---------------------|--------------------|---------------------|
| 低公害車普及台数 | (平成21年度末) 1,570台 | (平成27年度) 7,969台 | (平成34年度) 20,900台 |
| 運輸部門の二酸化炭素排出量 | (平成20年度) 271.7t | (平成25年度) 277.0t | (平成34年度) 196.3t |

ア 主体別取組

| 主 体 | 取組内容 |
|--------------|---|
| 市 民 事 業 者 | ○ 移動において、公共交通機関、自転車を利用します。 ○ 事業における物流体制を見直します。 ○ エコドライブに取り組みます。 |

| | |
|-------|--|
| 市（行政） | <ul style="list-style-type: none"> ○ エコ通勤やノーカーデーなどを推進します。 ○ 公共交通機関や自転車などを利用しやすい仕組みをつくれます。 ○ 次世代環境配慮自動車の導入に努めます。 |
|-------|--|

イ 市の取組事業

| 事業名 | 内 容 |
|--------------------|---|
| 公共交通環境改善・利便性向上促進事業 | 公共交通の利便性を高め、利用者を増加させるため、公共交通のサービスレベル全体の向上 |
| 交通行動転換推進事業 | 市民や企業への啓発活動を積極的に展開するなど、自動車交通から公共交通への転換を促進 |
| 幹線道路整備事業 | 交通需要に対する円滑な交通処理に努めるとともに、歩行者の安全確保や都市機能の充実を図る |
| 交差点改良事業促進事業 | 交通渋滞の解消や、安全な歩行者・自転車利用者空間確保のための交差点改良 |
| 低公害車普及事業 | おだわらスマートシティプロジェクトの運営やスマートシティフェアなどの啓発事業を実施 |

基本目標Ⅲ 循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指します

Ⅲ－１ 物質循環と資源化の促進

ごみの収集運搬や処理・処分の過程で、大気汚染物質や温室効果ガスの発生など大きな環境負荷がかかると同時に、多額のごみ処理経費を要します。

一般廃棄物の総排出量及び市民1人1日あたりの排出量は減少傾向にありますが、最終処分場の残余容量に限度があることから、ごみの発生・排出抑制に向け、さらに取組を推進する必要があります。

このため、市民、事業者、市の協働のもと、商品の生産、流通・販売、使用、廃棄などの各段階において、ごみの発生抑制に向けた配慮がなされ、環境負荷の低減につながる5R（リフューズ「発生抑制」、リデュース「排出抑制」、リユース「再使用」、リペア「修理」、リサイクル「再生利用」）の取組や、排出された廃棄物の適正な処理・処分が進み、資源消費が抑制されるとともに、廃棄されていた生ごみを堆肥として活用され、資源循環させるなど循環型のまちを目指します。

| 成果指標 | 基準値 | 実績値 | 目標 |
|-----------|----------------------|----------------------|----------------------|
| ごみの総排出量 | (平成21年度) 75,878 t | (平成27年度) 71,278 t | (平成34年度) 73,000 t |
| ごみのリサイクル率 | (平成21年度) 27.2% | (平成27年度) 26.0% | (平成34年度) 33.0% |

基本施策⑧ 廃棄物の発生と排出抑制

ごみの発生抑制のため、市民が日常生活の中で、ごみを発生させない製品を選んだり、事業者が事業活動に伴うごみを減量するよう、意識啓発を行うとともに、剪定枝の資源化や家庭ごみの有料化などによる、可燃ごみの削減方法を検討します。

| 進行管理指標 | 基準値 | 実績値 | 目指す方向 |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 可燃ごみの排出量 | (平成21年度) 54,109 t | (平成27年度) 51,844 t | (平成34年度) 52,000 t |

ア 主体別取組

| 主体 | 取組内容 |
|-------|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 買い物の段階から廃棄物になりにくい製品の購入を意識して行動します。 ○ 製品を修理しながら長期間使用する生活習慣を身に付けます。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の各段階を通じて資源の有効利用を高め、廃棄物となることをできる限り抑制します。 ○ 製品を販売する卸売・小売業や情報サービス産業など関係者との緊密な連携を図りながら、理解と協力の確保に努めつつリユースの取組を推進します。 |
| 市（行政） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各主体の自主的、積極的な取組を促進する役割を果たします。加えて、すでに自主的取組を実践している市民活動団体等に学びつつ、協働します。 |

イ 市の取組事業

| 事業名 | 内容 |
|-----------------|--|
| 一般廃棄物処理基本計画策定事業 | 平成26年度以降の計画策定 |
| ごみ減量意識啓発事業 | 情報紙の発行やリユースへの呼びかけなどによる意識啓発 |
| 剪定枝の資源化推進事業 | 剪定枝の資源化等により可燃ごみの排出を抑制できる方法を検討 |
| 菜の花プロジェクト推進事業 | 休耕田・遊休農地で菜の花を栽培し、菜種油を精製。その廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）として活用することで、地域における資源循環モデルとする。 |

基本施策⑨ リサイクルの推進と廃棄物の適正処理

やむを得ず排出されたごみは、可能な限り資源として有効利用し、天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図ります。また、生ごみ堆肥化など、従来はごみとして廃棄されていたものを資源へと循環させる仕組みをつくります。

また、資源物とならずに焼却処理するものについては、環境への負荷の低減に努めながら適正な処理を行います。

| 進行管理指標 | 基準値 | 実績値 | 目指す方向 |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 生ごみ堆肥化実践世帯数 | (平成22年度) 1,040世帯 | (平成27年度) 4,842世帯 | (平成30年度) 8,000世帯 |

ア 主体別取組

| 主 体 | 取組内容 |
|-------|---|
| 市 民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクルが進むよう、ごみの分別ルールを守ります。 ○ 生ごみの堆肥化によりリサイクルを行うとともに、できた堆肥は地域内で活用し循環させるよう努めます。 |
| 事 業 者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自らが取り扱う素材・製品のリサイクル容易性の向上等に加えリサイクル製品の品質向上等を推進し、また、リサイクルに係る各種情報の提供を拡大します。 |
| 市（行政） | <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ分別ルールが徹底されるよう指導を行います。 ○ 廃棄物のリサイクルの状況を周知することで、リサイクル意識を高めます。 ○ 自らは大規模な事業者及び消費者として、全庁的な資源の循環利用に率先して取り組みます。 |

イ 市の取組事業

| 事 業 名 | 内 容 |
|--------------------|---|
| 分別排出奨励事業 | 自治会が行うごみ収集場所の管理や市から分別への啓発に対する協力等に対する謝礼 |
| 生ごみ堆肥化推進事業 | 生ごみを堆肥化し、地域での農産物の栽培に活用し、収穫物を地域で消費する地域内循環の仕組みづくり |
| トレー・プラスチック容器再資源化事業 | 財団法人を通じたトレー・プラスチック容器の再資源化 |
| 古紙リサイクル事業 | 事業組合への協力金による紙・布類のリサイクル |

基本目標Ⅳ 自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じることができるまちを目指します

Ⅳ－１ 生態系の保全

本市には、多種多様な動植物が生息しており、固有種のメダカも生息しています。しかし、森林や樹林地、里山、農地、水辺環境など、多様な生態系を育む生息・生育環境が、開発や、生息・生育環境保全の担い手不足による荒廃などにより脅かされています。生物多様性を守っていくためには、これらの生息・生育環境の保全・再生策を進めるとともに、貴重な生物を守るためのモニタリングや、生態系攪乱要因となる外来生物への対策、鳥獣被害対策等幅広い施策の展開が必要です。

また、多様な生態系に支えられた豊かな自然からの恵みを楽しむ・継承していくため、自然とふれあい、理解するための学習の機会をつくります。

| 成果指標 | 基準値 | 実績値 | 目標 |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| コアジサシ飛来確認数 | (平成21年度) 20羽/年 | (平成27年度) 50羽/年 | (平成34年度) 100羽/年 |
| 有害鳥獣苦情件数 | (平成21年度) 143件/年 | (平成27年度) 285件/年 | (平成34年度) 130件/年 |

基本施策⑩ 生物の生息環境の保全と再生

飛来数が減少しているコアジサシの営巣地整備や、固有種の酒匂川水系メダカの繁殖支援や生息地の整備、外来生物や有害鳥獣対策、ビオトープづくりなど、動植物の生息環境の整備を行います。また、自然観察会を開催し、人々の野生生物の保護に対する理解や認識を深めます。

| 進行管理指標 | 基準値 | 実績値 | 目指す方向 |
|------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| メダカのお父さんお母さん登録者数 | (平成21年度) 1,187人 | (平成27年度) 1,785人 | (平成34年度) 2,400人 |
| 自然観察会参加回数及び参加人数 | (平成21年度) 11回・508人 | (平成27年度) 22回・991人 | (平成34年度) 24回・900人 |
| 外来生物捕獲数 | (平成21年度) 183件 | (平成27年度) 292件 | (平成34年度) 150件 |

ア 主体別取組

| 主 体 | 取組内容 |
|--------------|--|
| 市 民 事 業 者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然教室などに参加し、小田原市の自然環境の現状と課題に対する認識を深めます。 ○ 希少動物などの保護活動に積極的に参加します。 ○ 工場などを建設するときは、周辺環境への影響を最小限にするように配慮します。 |
| 市（行政） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 野生の動植物の分布や生態の把握を進めます。 ○ 自然観察会など、小田原市の自然環境について市民の知識が深まる機会を設けます。 ○ 希少動植物の保護を進めます。 ○ 外来生物や鳥獣被害に対応します。 ○ 酒匂川水系連絡協議会など、広域での取組を進めます。 |

イ 市の取組事業

| 事業名 | 内容 |
|--------------|--|
| 野猿対策事業 | 「神奈川県ニホンザル保護管理計画」に基づく追払いや加害個体の捕獲等 |
| 外来生物等対策事業 | 生活被害をもたらす外来生物等の捕獲檻の貸出し及び処分等の支援 |
| 酒匂川水系保全事業 | 酒匂川水系保全協議会活動を通じた、酒匂川水系の水質保全や自然環境保護 |
| コアジサシの郷づくり事業 | 酒匂川中洲の人工営巣地整備と、増水の影響を受けない建物の屋上に営巣地を整備 |
| メダカの保護事業 | メダカのお父さんお母さん制度を推進し、固有種の保護や自然保護意識を高揚 また、メダカの生息地の田んぼと水路が減少しないように市民団体を支援 |
| 自然観察会開催事業 | 小田原市の植物・昆虫・磯の生物・地質などの観察会の開催 |

IV-2 緑の保全・創出と活用

市外周部に広がる森林や里山、酒匂川沿いに広がる田園といった緑は、小田原市を特徴づける風景や景観を形成しており、同時に、様々な環境保全機能を持っています。しかし、開発や相続時における土地利用形態の転換による緑地の減少、後継者不足による森林や農地などの緑地の荒廃が進んでいます。このため、今ある緑を保全するとともに、新たな緑を創出、育成していく取組が必要です。

そのためには、市による取組のほか、市民・事業者などの様々な主体が一体となって進めていくことが大切です。

また、緑地の整備だけでなく、従事者が減りつつある農業や林業という経済活動が支えられることで、持続的な緑の保全、創出・育成を目指します。

| 成果指標 | 基準値 | 実績値 | 目標 |
|------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 緑地面積 | (平成21年度) 4,250ha | (平成27年度) 4,250.3ha | (平成27年度) 4,494ha |
| 小田原市森林整備面積 | (平成23年度から 25年度の平均) 150ha | (平成25年度から 27年度の平均) 110ha | (平成32年度から 34年度の平均) 150ha |

※ 緑地面積の目標は、「小田原市みどりの基本計画」(計画期間 平成8年度～27年度)による。

※ 小田原市森林整備面積については、市域で行われる伐採に関するもので、主伐を含んでいる。

基本施策⑪ 森林・里山の保全と再生

市域に残る森林や里山を保全するため、地権者の理解や協力を得ながら、様々な制度を活用するとともに、緑を支える多様な主体との協働による新たな保全方策の検討を進め、良質な緑を守り育てます。

| 進行管理指標 | 基準値 | 実績値 | 目指す方向 |
|------------------|---------------------------|---------------------------|-------|
| 地域水源林エリアでの森林整備面積 | (平成23年度から25年度の平均) 38ha | (平成25年度から27年度の平均) 31ha | 維持 |
| 里山の再生箇所 | (平成21年度) 3カ所 | (平成27年度) 3カ所 | 増加 |

※ 地域水源林エリアでの森林整備面積は、市が主体的に水源林の確保・整備に取り組む地域水源林エリアでの森林整備面積に関するものである。

ア 主体別取組

| 主 体 | 取組内容 |
|--------------|--|
| 市 民 事 業 者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然の豊かな場所を荒らしたり、外来生物を放したりしません。 ○ 身近な里山や農地の維持、管理に協力します。 ○ 所有する森林を適正に管理します。 |
| 市（行政） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 所有する森林を適正に管理します。 ○ 民有林が適正に管理されるための仕組みをつくります。 ○ 市民参加による森林保全活動を支援します。 ○ 里地里山の保全と再生活動を支援します。 |

イ 市の取組事業

| 事 業 名 | 内 容 |
|-------------|------------------------------|
| 水源の森林づくり事業 | 県補助金を活用した森林整備 |
| 地域水源林整備事業 | 県交付金を活用した森林整備 |
| ふるさとの森づくり事業 | 市民参加による広葉樹の植栽、下草刈、つる切り等の保育管理 |
| 里地里山再生事業 | 県条例の指定を受けた地域での再生事業への支援 |

基本施策⑫ 農地の保護

農地には、農産物の供給だけでなく、緑、水循環、生物多様性、景観など多面的な機能があることから、持続的に農地が保全され、その機能が十分発揮されるよう、市民が「農」に触れる機会を提供し市民の農地や農業に対する理解を深めるほか、地産地消の推進、市民農園や体験農園の開設支援、援農ボランティアの育成など農業を支える仕組みをつくります。

| 進行管理指標 | 基準値 | 実績値 | 目指す方向 |
|---------------------------------------|--------|--------------------|--------------------|
| 遊休農地解消面積 (平成17年度以降累積) | 22.3ha | (平成27年度) 22.8ha | (平成34年度) 44.4ha |
| ※ 学校給食における地場産品の利用率 (神奈川県産・全食品数) | 23.8% | (平成28年度) 23.8% | (平成34年度) 30.0% |

※平成28年度より、第二次神奈川県食育推進計画による目標値と合わせたため、基準値及び目標値を修正した。

ア 主体別取組

| 主 体 | 取組内容 |
|-------|--|
| 市 民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業や林業の体験学習に参加するなど農林業への理解を深めます。 ○ 地元で生産された農産物を積極的に購入します。 ○ 有機農業に取り組みます。 |
| 事 業 者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 加工品の原材料は地場産の農産物を積極的に使用します。 ○ 地場農産物を地域内で流通させる仕組みをつくります。 |
| 市（行政） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 耕作の担い手確保の支援など、耕作放棄地の解消を目指します。 ○ 地産地消を進めることで農業経営の安定化と農地の保全を図ります。 ○ 地場農産物を積極的に購入します。 |

イ 市の取組事業

| 事 業 名 | 内 容 |
|------------------------|--|
| 「小田原市地域耕作放棄地対策協議会」参画事業 | 耕作放棄地の再生利用、調査、解消対策への参画 |
| 農産物地産地消促進事業 | 地場農産物の消費拡大と、地域農業への理解と関心を高めるための農業体験や農産物加工体験の開催を支援 |

基本施策⑬ 市街地の緑の保全と創出

本市の緑は周縁部の山林が中心で、都市公園など市街地の緑は十分とは言えません。市街地においても、緑にあふれ、潤いのある快適な生活環境を実現するため、街路樹などの公共空間の緑を適正に管理するほか、沿道や民有地における市民の主体的な緑化に対して支援します。

※

| 進行管理指標 | 基準値 平成26年度 | 中間目標年次 平成37年度 | 目標年次 平成47年度 |
|-------------------------|---------------|------------------|----------------|
| 支援策に住宅等の沿道部 が緑化された件数 | 0件 | 50件 | 150件 |
| 街なか緑化事業が実施され た延長 | 0.2km | 1.8km | 3.0km |

※小田原市緑の基本計画「おだわらみどりの創生プラン」(計画期間 平成28年度～47年度)により、進行管理指標を「公園緑地面積(市民1人あたり)」から、上記2項目に変更した。

ア 主体別取組

| 主 体 | 取組内容 |
|-------|--|
| 市 民 | ○ 道路に面する民有地の緑化に努めます。 |
| 事 業 者 | ○ 自社敷地の緑化、道路や駅前広場など公的空間の花壇づくり等の緑化に努めます。 |
| 市（行政） | ○ 緑化イベントや講演会、緑化方法などを学ぶための講習会等の開催 ○ 植樹や花壇づくりに対する支援 |

イ 市の取組事業

| 事 業 名 | 内 容 |
|-----------------|--|
| まちなか緑化支援事業 | ○ 公共空間緑地支援 ○ 民有地緑地支援 ○ みどりの担い手育成 |
| 保存樹・保存樹林奨励金交付事業 | ○ 美観上優れた樹木や樹林を指定し、保全の奨励金を交付 |

IV-3 自然とふれあう場の創出

基本施策⑭ 水辺環境の保全と再生

小田原市は身近な河川、海浜などの水辺環境に恵まれています。メダカやホタルが生息する清らかな水辺が少なくなり、コンクリート張りの護岸や、ごみの散乱が目立つようになりました。自然と親しめる水辺を取り戻すために、水質や水量を保全するとともに、水辺の自然の保全と再生を進めます。

| 成果指標 | 基準値 | 実績値 | 目標 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|
| 親水・環境護岸の整備延長の延伸 | (平成21年度) 11,298.9m | (平成27年度) 11,298.9m | (平成34年度) 11,700m |
| 海岸でのごみ収集量 | (平成21年度) 78t | (平成27年度) 128t | 基準値より減少 |

ア 主体別取組

| 主 体 | 取組内容 |
|-----|---|
| 市 民 | ○ 川や海岸などの水辺を、憩いの場となるよう、ごみのポイ捨てをしません。 ○ クリーンさかわなど、水辺の環境づくりの活動に積極的に参加します。 ○ 生活系排水による水質への負荷をできる限り少なくします。 |
| 事業者 | ○ 敷地内の樹林や水辺はできる限り保全し、動植物の生息環境を維持します。 ○ 地域の環境保全活動に対し協力します。 |

| | |
|-------|--|
| 市（行政） | ○ 水辺は市民にとって憩いの場でもあるという意識のもと、川や海の護岸工事においては、自然の保全と創造に努めます。 |
|-------|--|

イ 市の取組事業

| 事業名 | 内容 |
|------------------|-----------------------------------|
| 小田原海岸環境整備促進事業 | 海岸保全施設整備を行う県への整備促進の要望 |
| 酒匂川サイクリングロード整備事業 | 酒匂川の自然に親しみながらサイクリングを楽しめるよう、コースを延伸 |
| 河川環境整備事業 | 環境に配慮した素材の活用や親水機能を有する多自然水路の整備 |
| 河川環境保全事業 | 市民参加による河川の美化活動を推進 |
| 酒匂川植栽事業 | 酒匂左岸に植栽し、地域住民やボランティアと協働で管理 |

基本目標Ⅴ 生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指します

V-1 快適な生活環境の保全

本市の周縁部には、山林や里山、田園景観など豊かな自然が広がっています。その一方で、市街地においては、都市公園などの身近な緑が不足しているほか、ポイ捨てや不法投棄、犬・猫の糞の放置によりまちの美観が損なわれています。

そこで、身近な緑を保全・創出し、まちの美観を改善させ、都市アメニティを向上させるために、市民とともに快適な生活環境の保全を進めます。

| 成果指標 | 基準値 | 実績値 | 目標 |
|----------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 不法投棄及び散乱ごみの撤去量 | (平成21年度) 26.98t | (平成27年度) 12.67t | (平成34年度) 15t |

基本施策⑮ まちの美化の促進

本市では、「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」において、たばこの吸殻や空き缶などのポイ捨てや、歩きたばこなどを禁止しています。今後も、このようなポイ捨てや、不法投棄、犬・猫の糞の放置など、まちの美化を損なう行為をなくすため、市民や観光客などの来訪者の意識啓発を進めるとともに、地域住民の協力を得ながら、美化を進めていきます。

| 進行管理指標 | 基準値 | 実績値 | 目指す方向 |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|
| 自治会・ボランティアによる清掃件数 | (平成21年度) 579件 | (平成27年度) 670件 | (平成34年度) 650件 |
| ※ 身近な公園プロデュース事業の実施公園数 | (平成27年度) 13公園 | (平成27年度) 13公園 | (平成37年度) 50公園 |

※制度改正等に伴い、指標については、平成27年度より「アダプログラム」から「身近な公園プロデュース事業」の実績数に変更した。

ア 主体別取組

| 主 体 | 取組内容 |
|-------|--|
| 市 民 | ○ 落書きやポイ捨て、飼い犬の糞など、地域の迷惑になる行為をしません。 ○ 地域の美化に積極的に参加しています。 |
| 事 業 者 | ○ 地域住民と、地域の美化活動に協力します。 |
| 市（行政） | ○ 市民の環境美化意識をさらに高め、不法投棄、ポイ捨て、落書きなどのないきれいなまちづくりを進めます。 ○ ペットの飼い主のマナー向上に向けた取組を進めます。 |

イ 市の取組事業

| 事 業 名 | 内 容 |
|----------------|--|
| 地域美化促進事業 | 自治会、ボランティア団体等の活動の支援（ボランティアごみ袋の配布、収集したごみの回収、表彰制度） |
| 環境美化促進重点地区美化事業 | 地区内（小田原駅・城址公園周辺）の迷惑行為（ポイ捨て、歩きたばこ、落書き）の規制と市民、観光客等への意識啓発 |
| 不法投棄防止対策事業 | 不法投棄物の回収と、警察及び地域住民が連携したパトロールの実施 |
| 海岸美化推進事業 | （財）かながわ海岸美化財団と連携し、地域の海岸ボランティア等の活動を支援 |
| 犬・猫飼い方マナー啓発事業 | 糞の不始末等、犬猫の飼い方マナーの啓発と狂犬病予防接種・畜犬登録 |

V-2 環境汚染の防止

すべての市民が、良好な生活環境を享受するため、大気・水質・土壌・騒音などの環境監視や発生源対策等の強化により、環境基準を達成、維持するとともに、さらなる質の向上を目指し、環境負荷の低減を進めます。また、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質については、排出抑制や適正管理等を促進し、環境汚染の未然防止に努めます。

また、身近な問題である悪臭についても対策を進めます。

| 成果指標 | 基準値 | 実績値 | 目標 |
|---------------------|--------------------|--------------------|---------|
| 大気に関する環境基準達成率（一般環境） | （平成21年度） 100.0% | （平成27年度） 100.0% | 維持 |
| 河川BOD環境基準達成率 | （平成21年度） 81.0% | （平成27年度） 90.5% | 基準値より増加 |

| | | | |
|--------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 自動車騒音環境基準達成率 | (平成21年度) 99.1% | (平成27年度) 100.0% | (平成34年度) 100.0% |
| 生活環境に対する苦情件数 | (平成21年度) 107件 | (平成27年度) 51件 | 基準値より減少 |

基本施策⑩ 大気保全対策の推進

大気への負荷の主な原因は、自動車や工場からの排出ガスです。本市では、大気汚染に係る環境基準は、光化学オキシダント以外では達成し、改善傾向にあります。

今後も良好な大気環境を維持するため、定期監視を継続するとともに、発生源対策を進めます。

| 進行管理指標 | 基準値(平成21年度) | 実績値(平成27年度) | 目指す方向 |
|-------------------------------|--------------------------------------|------------------------|-------|
| 二酸化窒素濃度 (NO ₂) | 0.011ppm | 0.012ppm | 維持 |
| 浮遊粒子状物質濃度 (SPM) | 0.026mg/m ³ | 0.018mg/m ³ | 維持 |
| 二酸化硫黄濃度 (SO ₂) | 0.003ppm | 0.0003ppm | 維持 |
| 光化学スモッグ注意報発令日数 | 1日/年 | 2日/年 | 減少 |
| 大気に関する苦情件数 | 55件 | 29件 | 減少 |
| PM2.5 (年平均値) | 基準値(平成25年度) 13.1μg/m ³ | 12.8μg/m ³ | 維持 |

ア 主体別取組

| 主体 | 取組内容 |
|-------|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関や自転車の利用など、環境負荷が少ない移動手段を利用します。 ○ 低燃費車・低公害車や電気自動車など排出ガスが少ない自動車を選びます。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 排気ガスの適正な処理に努めるとともに、省資源化により排気ガスの発生を削減します。 ○ 積極的に低公害車を導入します。 ○ 物流の効率化を進め、車両台数を削減します。 ○ マイカー通勤の削減やエコドライブについて従業員への意識啓発を進めます。 |
| 市(行政) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 観測と監視を常時行い、必要な指導を行います。 ○ 公共交通機関や自転車などを利用しやすい仕組みをつくりまします。 |

イ 市の取組事業

| 事業名 | 内容 |
|---------------|---|
| 大気保全事業 | 大気の保全のための監視・指導 |
| 悪臭対策事業 | 悪臭への苦情に対する現地調査と原因者への指導 |
| 交通行動転換推進事業 | 市民や企業への啓発活動を積極的に展開するなど、自動車交通から公共交通への転換を促進 |
| 低公害車普及事業 | おだわらスマートシティプロジェクトの運営や、スマートシティフェアなどの啓発事業（再掲） |
| 自転車ネットワーク整備事業 | 鴨宮駅周辺や小田原駅周辺を重点整備区域として、区域内の幹線道路に自転車通工区間を整備 |

基本施策⑰ 水質・土壌・地下水保全対策の推進

市内の河川水質は、下水道の整備や工場・事業場排水の規制、市民の協力等により、概ね良好な状況が続いています。しかし、依然として、河川においてBODが基準値を超える地点があり、また、工事や事故等が原因と考えられる水質汚濁事故が年数回発生しているため、定期監視とともに、水質改善に向けた取組を進めていきます。

また、本市は、自噴井戸がみられるほど地下水が豊富で、その水質は環境基準を満たし、良好な状態が続いています。しかし、土壌や地下水は、一度汚染されてしまうと回復に長い年月と莫大な費用がかかります。土壌汚染や地下水汚染を防ぎ、地下水の水量を保全するため、定期的な監視と地下水の利用量の適正化を進めます。

| 進行管理指標 | 基準値（平成21年度） | 実績値（平成27年度） | 目指す方向 |
|-------------|--------------------------|--------------------------|-------|
| 河川BOD（年平均値） | 1.0 mg/L | 0.7 mg/L | 維持 |
| 海域COD（年平均値） | 1.1 mg/L | 1.4 mg/L | 維持 |
| 水洗化率 | 91.1% | 93.1% | 増加 |
| 水質に関する苦情件数 | 12件 | 1件 | 減少 |
| 地下水質環境基準達成率 | 100.0% | 100.0% | 維持 |
| 地下水揚水量 | 20,751千m ³ /年 | 17,485千m ³ /年 | 減少 |

ア 主体別取組

| 主 体 | 取組内容 |
|-------|---|
| 市 民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業用水路への生活雑排水の混入を避けるためにも、公共下水道供用区域では、速やかに下水道に接続し水洗化します。それ以外の区域では合併処理浄化槽を設置し、下水を適切に処理します。 ○ 台所では油や調理くずをできるだけ流さない、洗剤はできるだけ環境への負荷の少ないものを選ぶなど、生活排水をできるだけ汚さないようにします。 ○ 水の無駄遣いの減少、使用した水の再利用など節水に努めます。 |
| 事 業 者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動から生じる排水を適正に処理します。 ○ 地下水を利用する事業所では、生産工程での水の循環利用や節水に努めます。 ○ 工場・事業所内の敷地は、雨水をできるだけ土壌に浸透させるようにします。 ○ 地下水汚染を防ぐため、排水の管理を徹底します。 ○ 井戸の水位の定期観測を行います。 ○ 農薬を適正に使用・管理・処分します。 ○ 農業集落排水の処理施設の普及に協力します。 |
| 市（行政） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 観測と監視を常時行い、必要な指導を行います。 ○ 公共下水道の整備や合併処理浄化槽整備費補助を行います。 ○ 市道建設において透水性舗装を使用し、雨水の土壌への浸透を図ります。 ○ 市民や事業者に対し、水質浄化に関する啓発事業を推進します。 |

イ 市の取組事業

| 事 業 名 | 内 容 |
|-------------|--|
| 水質保全事業 | 河川・海域の水質保全のための監視と指導、意識啓発 |
| 下水道整備事業 | 人口の動向も踏まえた計画的かつ効率的な下水道の整備、及び老朽化した施設や管渠の適切な維持管理 |
| 合併処理浄化槽普及事業 | 下水道が整備されていない区域での合併処理浄化槽普及のための意識啓発及び設置費補助 |
| 土壌・地下水保全事業 | 土壌・地下水汚染防止、地下水量維持のための監視と指導、意識啓発 |
| 雨水浸透施設整備事業 | 市道における透水性舗装の使用による土壌への雨水の浸透量の増加 |

基本施策⑱ 騒音・振動対策の推進

騒音・振動は、公害の中でも日常生活との関係が深く、自動車や在来線、新幹線などの交通騒音・振動、工場の操業や建設工事、楽器やカラオケ、家庭での機器使用から発するものなど様々で、短期的な解決が難しい問題です。

これらの騒音・振動を防止するために、定期観測とともに、適切な指導を行います。また、交通騒音については、国や県、鉄道会社、道路管理者に対策の推進を申し入れていきます。

| 進行管理指標 | 基準値（平成21年度） | 実績値（平成27年度） | 目指す方向 |
|----------------|-------------|-------------|-------|
| 住居系地域環境騒音基準達成率 | 100.0% | 100.0% | 維持 |
| 騒音・振動に対する苦情件数 | 25件 | 14件 | 減少 |

ア 主体別取組

| 主 体 | 取組内容 |
|-------|---|
| 市 民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ エコドライブを心がけ、自動車騒音に配慮します。 ○ 生活によって発生する騒音で近隣に迷惑をかけないようにします。 ○ 楽器やカラオケなどへの防音対策を行います。 |
| 事 業 者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣の環境に配慮した作業時間を設定します。 ○ 建設機械や工事用車両による騒音、振動で周辺に著しい影響を与えないようにします。 ○ 深夜飲食業営業所では、防音施設を設置します。 ○ 必要以上に大きな音で宣伝活動は行いません。 ○ 夜間・早朝の物資輸送に伴う車両の騒音、振動の軽減に努めます。 |
| 市（行政） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車騒音等を定期的に観測し、状況を把握します。 ○ 道路の舗装面を適正に管理し、車両通行に伴う騒音や振動発生を抑制します。 ○ 騒音に関する苦情や相談内容を把握し、対策を講じます。 ○ 日常生活に伴い家庭から発生する騒音に対する啓発事業を進めます。 |

イ 市の取組事業

| 事 業 名 | 内 容 |
|-----------|--------------------------------|
| 騒音・振動対策事業 | 自動車騒音等の定期監視と市民・事業者への意識啓発事業の実施 |
| 路面の適正管理 | 道路パトロールによる不具合のある路面の把握と適正な状態の保持 |

基本施策⑱ 有害物質のリスク対策の推進

私たちの日常生活や事業活動において、化学物質は必要不可欠なものとなっています。

化学物質の中には、人の健康や野生生物の生息・生育に影響を及ぼす恐れがあるものもあります。市民や事業者による化学物質の適正な使用・管理を確保するためには、規制だけではなく、化学物質の正確な情報を提供していく必要があります。

| 進行管理指標 | 基準値（平成21年度） | 実績値（平成27年度） | 目指す方向 |
|-------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------|
| ダイオキシン類濃度（大気） | 0.019 pg-TEQ/m ³ | 0.012 pg-TEQ/m ³ | 維持 |
| ダイオキシン類濃度（水中） | 0.054 pg-TEQ/l | 0.052 pg-TEQ/l | 維持 |
| 有害大気汚染物質ジクロロメタン濃度 | 0.0015 mg/m ³ | 0.0019 mg/m ³ | 維持 |

ア 主体別取組

| 主 体 | 取組内容 |
|-------|---|
| 市 民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外で、みだりに物を燃やしません。 ○ 家庭で使用する化学物質製品の取扱に注意します。 ○ 化学物質についての正しい知識を身に付け、環境に配慮した商品・サービスを選びます。 |
| 事 業 者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ダイオキシン類が発生するおそれのある焼却、その他の作業は行いません。 ○ 有害物質を含まない製品の開発、製造に努めます。 ○ 化学物質の保管、使用、廃棄の各段階で適切な管理を徹底します。 ○ P R T R（環境汚染物質排出移動登録）制度に則って、化学物質に関するデータを適切に把握、公表します。 |
| 市（行政） | <ul style="list-style-type: none"> ○ ダイオキシン類など、有害化学物質の常時監視を行います。 ○ 有害化学物質に関する情報提供を行います。 |

イ 市の取組事業

| 事 業 名 | 内 容 |
|----------|----------------------------------|
| 公害防止対策事業 | ダイオキシン類の常時監視と公害発生源への立ち入り調査、監視の実施 |

第5章 重点プロジェクト

第4章で取り上げた基本施策ごとの取組は、全体として環境政策の枠組みと方向性を示すものです。

ここでは、本市を取り巻く環境の現況や社会的な状況などを踏まえ、望ましい環境像である「良好な環境を守り育て 豊かな水と緑あふれる 持続可能な環境共生都市小田原」を実現するため、平成29（2017）年度から平成34（2022）年度までの間に、基本目標ごとに特に重点的に取り組むシンボリックな事業を示したものです。

基本目標Ⅰ 参加と協働により多様な主体が環境を守り育てるまちを目指します

豊かな自然や環境を次世代に引き継ぐため、市民の主体的な環境再生・環境保全活動を促し、持続可能環境共生型（循環・低炭素・自然共生）の地域づくりを進めます。

（1）小田原森里川海インキュベーション（事業創出）事業

森・里・川・海が「ひとつらなり」の特徴を活かし多様な主体が連携して、環境共生型の地域社会につながるあらゆる取組が行われるまちづくりを推進するとともに、積極的かつ広範な情報発信と行動提案を行い、持続的かつ魅力的な地域圏としての環境先進都市・小田原のブランドを確立します。

<取組内容>

ア 「おだわら環境志民ネットワーク」の活動支援

環境活動団体や地域などの連携・協働を支援する組織として設立された「おだわら環境志民ネットワーク」の活動を支援し、法人化に向けた体制づくりを進め、市民や関係団体と連携しながら本市の環境各分野の課題解決や市民の環境活動の活性化を目指します。

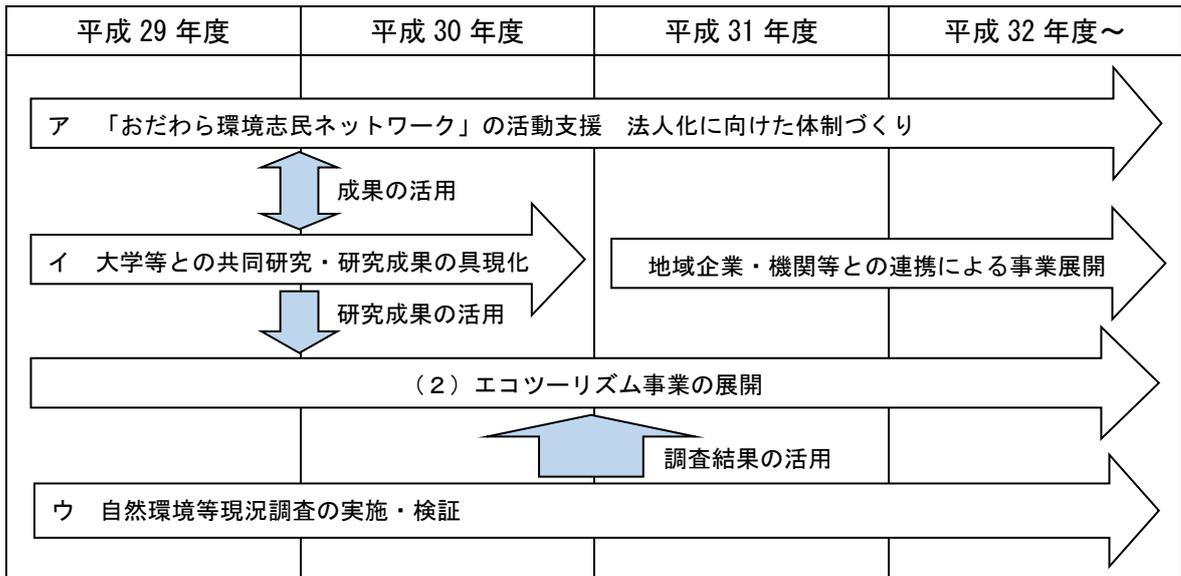
イ 大学等との共同研究

市、おだわら環境志民ネットワーク、大学が連携し、経済性を伴った環境活動の仕組みづくりについて共同研究を行います。研究成果は、地域企業や関係団体、機関等との連携により具現化を進めます。

ウ 自然環境等現況調査

小田原の自然環境等の現状を調査し、環境課題を把握することにより、今後の環境政策（官民）の方向性や目標、指標の設定に繋がります。

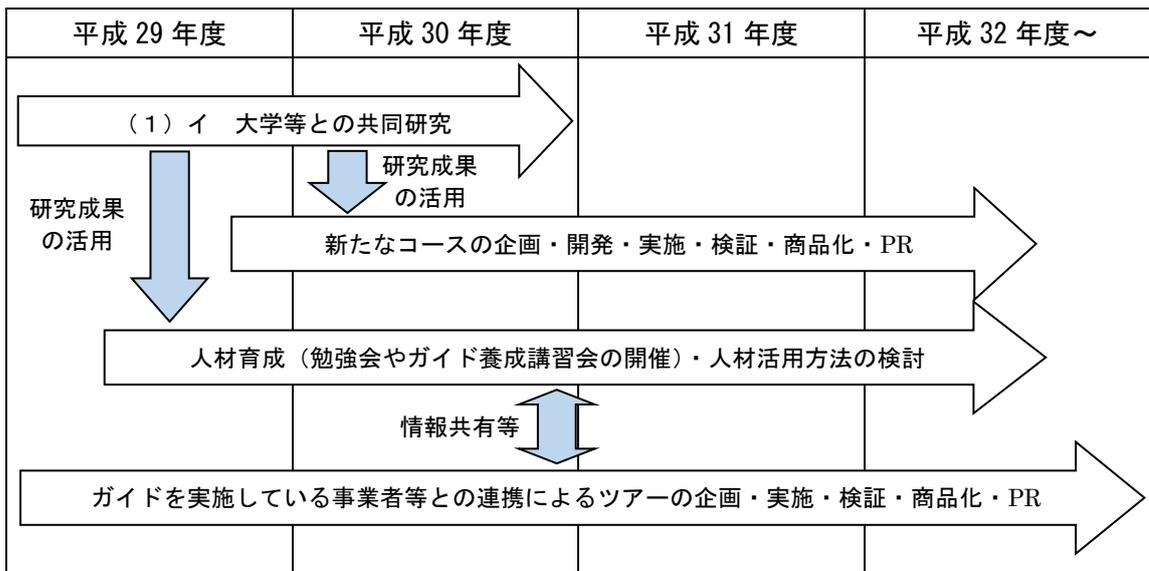
小田原森里川海インキュベーション（事業創出）事業の実施イメージ



(2) エコツーリズム事業

森・里・川・海が「ひとつらなり」の小田原の自然環境やエネルギー関連施設等を活かしたエコ・エネルギーツーリズムを構築し、住民等の環境・エネルギー意識の向上と環境保全活動への誘因を図るとともに、地域固有の自然環境や生活文化の魅力を見直し、新たな観光振興のツールとする。さらに、経済的にまわる仕組みをすることにより、持続的な環境保全活動の展開に繋げるとともに、森・里・川・海が「ひとつらなり」の特徴を活かしたエコシティ・小田原を広くPRしていきます。

エコツーリズム事業の実施イメージ



(3) 環境学習事業

市立小学校を対象に、自然にふれあう機会を設け、市域の自然の状況を知ることによって環境保全意識を高めるとともに、資源の地域内循環や、林業・漁業などの経済活動との関わりに対する理解を深めることで、将来における環境活動への自主的な参加を促していきます。

基本目標Ⅱ 低炭素社会を構築し、地球温暖化問題を地域から取り組むまちを目指します

エネルギー源の分散化、多様化によるエネルギーの地域自給は、地球温暖化防止のみならず災害時における市民の事業者の安心安全を守ることにもつながるため、地域ぐるみで取組を進めていきます。

(1) 地球温暖化対策推進事業

温室効果ガスの直接削減効果のある設備機器の導入等に加え、地域においてエネルギーを効率的に利用する取組など、温室効果ガス排出量削減の最大化につながる取組を支援していきます。

(2) 再生可能エネルギー導入促進事業

市有施設等への積極的な導入を進めるほか、市民や事業者の取組に対する支援を行うなど、災害時のエネルギー源の確保や地域経済の活性化等につながる再生可能エネルギーの導入を促進します。

(3) 木質バイオマスエネルギーの導入に向けた仕組みづくり

地域資源である木質バイオマス資源の持続的活用による地域のエネルギー循環、経済循環の創出を目指し、木質バイオマスエネルギーの導入に向けた仕組みづくりを行います。

(4) エコツーリズム事業（再掲）

基本目標Ⅲ 循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指します

市民生活の中で、ごみの減量意識、分別意識が高まり、家庭や事業者から排出されるごみがしつかり分別され、ごみを減少させ、資源化率を向上します。

(1) ごみ減量意識啓発事業

ごみの分別方法など、ごみの減量化、資源化、処理等に関する情報を提供し、市民の環境意識啓発を図るために環境情報誌を作成し、内容に応じて自治会を通じて市民に配布または回覧していきます。

(2) 事業系ごみ減量強化事業

事業系ごみは、紙・布類やトレー・プラスチック容器などの資源の混入が見られるため、ごみの分別や適正処分の徹底化を図ります。

(3) 生ごみ堆肥化推進事業

燃せるごみの約40%を占める生ごみを堆肥化し、ごみの減量を図ります。

(4) 家庭ごみ有料化の検討

燃せるごみの排出時には、指定ごみ袋の使用をルール化していますが、一層のごみの削減を目指し、ごみ処理費用を上乗せした家庭ごみの有料化を検討します。

基本目標Ⅳ 自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じることができるまちを目指します

森里川海など暮らしを支える豊かな自然環境や、そのつながりのなかで多様な生物が営む地域全体の生態系を守り、再生していきます。

(1) 森林再生事業

植林や交流体験など森にふれあう機会を積極的に取り入れ、枝打ちや間伐を支援します。また、スギ、ヒノキといった針葉樹主体の森に比べ、水源かん養機能が高く、多様な生物を育むことのできる落葉広葉樹を主体とした森林の再生を促します。さらに、豊かな海づくりに向けた森林づくりを進めます。

(2) 里地里山再生事業

市民が身近に親しめる自然空間として、また、さまざまな活動や学習フィールドとしての里山の再生に向けた地域の取組を支援します。

(3) 野猿等対策事業

県等関係機関と連携し、野猿の追払いや捕獲等を行います。また、有害鳥獣や外来生物による被害を防止するため、適切な鳥獣捕獲許可や、捕獲檻の貸し出し等の支援を行います。

(4) 野生動植物保護事業

飛来地周辺でのカラス対策・釣り人対策等の「市の鳥のコアジサシ」の保護や、そのための啓発を行います。また、メダカのお父さんお母さん制度によるメダカの保全策を推進するとともに、生息地の保全管理活動や、そのための啓発を行います。

(5) 酒匂川水系保全事業

酒匂川の豊かな恵みを将来にわたって享受し続けるため、酒匂川保全協会を通じて、流域全体で水質保全及び環境の維持向上に資する事業を支援します。

基本目標Ⅴ 生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指します

市民、事業者、行政とのパートナーシップにより、まちの美化を進めるとともに、良好な生活環境を保持するための取組を進めます。

(1) 地域美化促進事業

地域の美化活動を促進するため、自治会やボランティア団体の清掃活動時には、ごみ袋の配布・を行います。また、地域等で顕著な美化活動を行っている方を対象に環境美化活動表彰を行っていきます。

(2) 海岸美化推進事業

美しい海岸を保ち、自然環境保全と快適な利用環境を創造するため、公益財団法人かながわ海岸美化財団と連携し、地域の海岸ボランティア等の活動を支援していきます。

第6章 地域別の環境づくり

本市の地形や土地利用、生態系などの環境資源を総合的に考慮し、それぞれの地域ごとの環境づくりの方向性を示します。

おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）の基礎条件では、土地利用の基本方針として、豊かな田園環境の維持に向けた農林業的土地利用と都市的土地利用が調和した均衡ある持続可能な土地利用を計画的に進めるとともに、既存のインフラを生かしながら都市機能を集約化し、それぞれの地域がネットワークで有機的に連携したまちづくりを目指しています。そして、「都市的土地利用」、「自然的土地利用」、「農林業的土地利用」について、それぞれの方向を示しています。なお、本市では、近年、鳥獣害や、不法投棄が問題となる地域が増加傾向にあります。

<都市的土地利用>

- ・ 広域交流拠点として多様な都市機能の集積を図るとともに、中心市街地の活性化や産業振興に配慮した適正な土地利用を進めます。
- ・ 歴史や文化と調和した潤いと安らぎのある空間を形成するとともに、個性と魅力ある良好な市街地環境を創出します。
- ・ 緑地の保全や景観に配慮しながら、秩序ある土地利用を進めます。

<自然的土地利用>

- ・ 地域の魅力であり、いのちの源である貴重な自然環境を積極的に保全します。
- ・ 都市化の進展や森林の放置などにより減少、荒廃しつつある自然環境は、水資源のかん養や防災などの観点からも保全に努めるとともに、レクリエーションの場としての活用を図り、人と自然が共生する土地利用を進めます。
- ・ 海岸地域については、自然とふれあえる貴重な場としての保全と活用に努めます。

<農林業的土地利用>

- ・ 農業の健全な発展を図るとともに、水源のかん養や洪水の調整などのさまざまな機能の有効活用を図るため、優良農地の保全に努めます。
- ・ まとまりのある優良農地を有し、農村環境と共存する集落のある地域については、生活基盤、生産基盤の計画的な整備に努めます。
- ・ 自然や景観などの地域資源を活用しながら、豊かな自然環境との調和を保ちつつ、都市住民との交流が可能な土地利用を進めます。
- ・ 計画的な造林や育成など総合的な森林資源の管理と林産物の生産地としての整備を進めます。

総合計画における土地利用の基本方針を踏まえ、本市の地域コミュニティ形成や、地域特性に応じた取組の範囲として、市を6地域に分割し、それぞれの環境づくりの基本的な方向性を示します。

1 中央地域

(早川・板橋・南板橋・風祭・入生田・水之尾・栄町・中町・浜町・本町・城内・南町・寿町・東町・城山・扇町・緑・十字・荻窪・谷津・池上・井細田・多古・久野)

<主な環境資源>

- ・ 広域交流拠点となる小田原駅周辺市街地
- ・ 小田原漁港、御幸の浜などの海岸景観
- ・ 塔ノ沢付近の常緑広葉樹ヤブツバキクラス林など、富士箱根伊豆国立公園及び神奈川県自然環境保全地域を中心とした豊かな森林
- ・ 丘陵地斜面に景観を形成する果樹園
- ・ 県立おだわら諏訪の原公園やいこいの森、辻村植物公園、小田原こどもの森わんぱくらんどなどのレクリエーション拠点
- ・ 大窪地区を中心としたまちなかの水路
- ・ 小田原城址や周辺の歴史的まちなみ、石垣山一夜城跡などの歴史資源

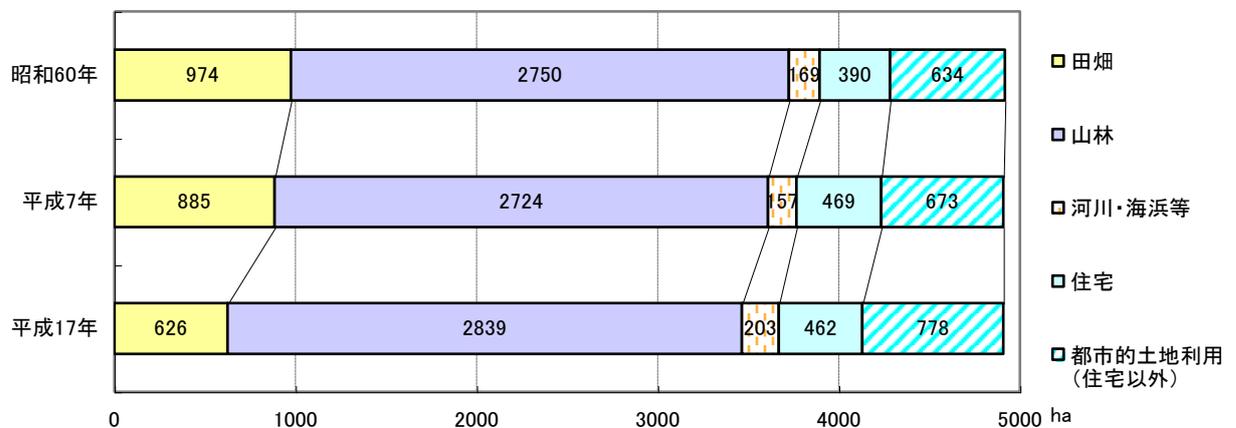
<主な環境課題>

- ・ 樹木、植栽、小規模な公園など、市街地の緑が不足
- ・ ごみ出しのルール違反やポイ捨て、山林への不法投棄など、美化意識の低下
- ・ 海岸侵食や砂浜の減少による美しい海岸線の減少
- ・ 農業後継者の減少による農地や山林の荒廃

<土地利用状況>

最も大きく変化しているのは田畑の減少です。昭和60（1985）年から平成17（2005）年にかけて、300ha以上減少しました。

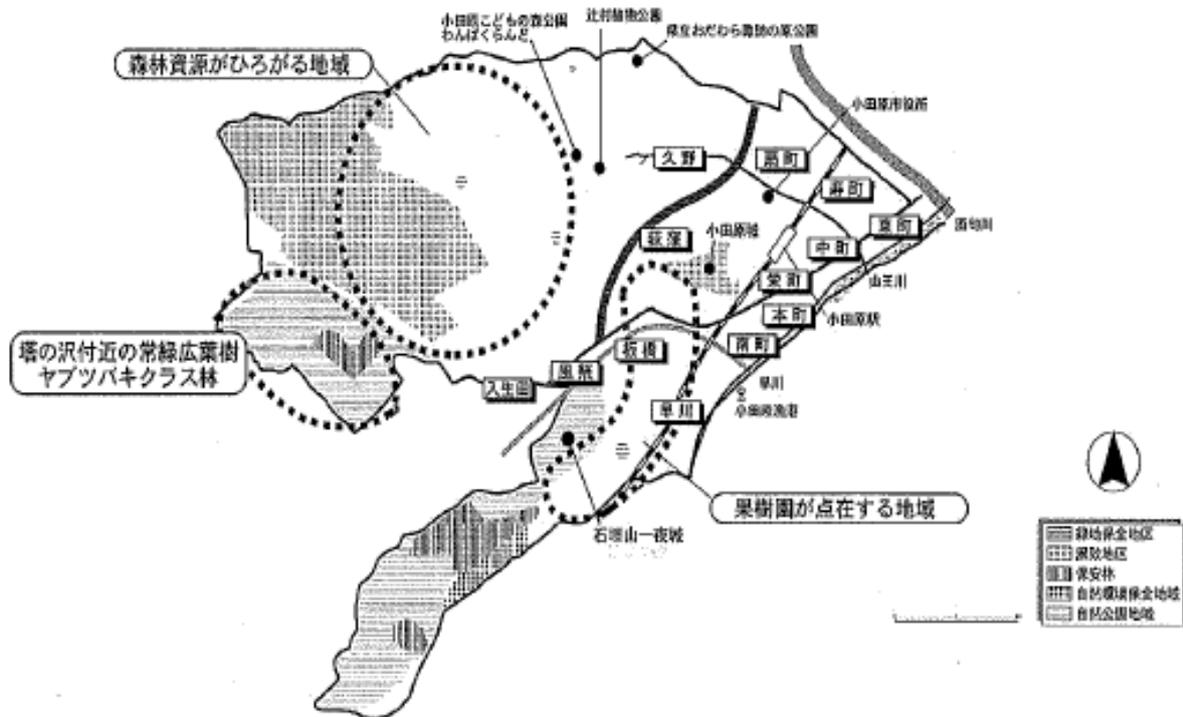
【図7】中央地域の土地利用状況



出典 都市計画基礎調査

＜基本的な方向性＞

- ・ 小田原駅周辺の都市空間と小田原城周辺の自然に囲まれた歴史的空間が近接している魅力を最大限に生かし、再開発や緑道整備など回遊を生み出す場としての空間づくりを推進
- ・ 小田原駅周辺と小田原城周辺を環境美化促進重点地域とし、まちの美化を推進
- ・ 小田原漁港周辺での交流の場づくりと御幸の浜などにおける砂浜の浸食防止など海岸環境の保全
- ・ 里地里山再生事業や森林整備の推進による農地や山林の保全



2 富水・桜井地域

(蓮正寺・中曽根・飯田岡・堀之内・柳新田・小台・新屋・府川・北ノ窪・清水新田・穴部・穴部新田・曾比・栢山)

<主な環境資源>

- ・ 平野部に広がる田園風景
- ・ 丘陵地斜面に景観を形成する果樹園
- ・ 豊富な地下水、自噴井戸の分布

<主な環境課題>

- ・ 農業従事者の高齢化や後継者不足による休耕地の増加

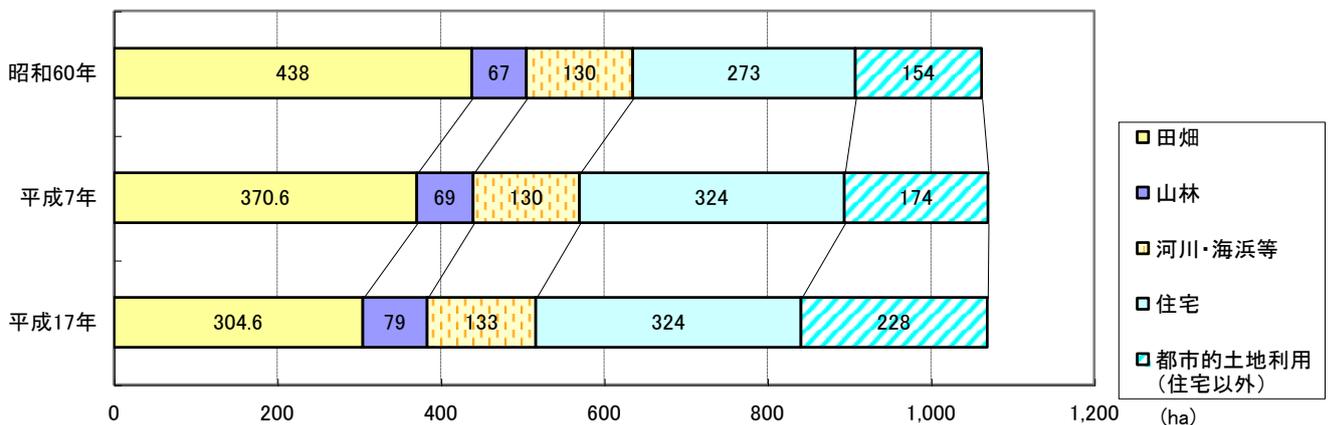
<土地利用状況>

昭和60(1985)年には地域の41%を占めていた田畑は、平成17(2005)年までに130ha減少しました。一方住宅の増加とともに、道路の開発により公共用地等が増加しています。

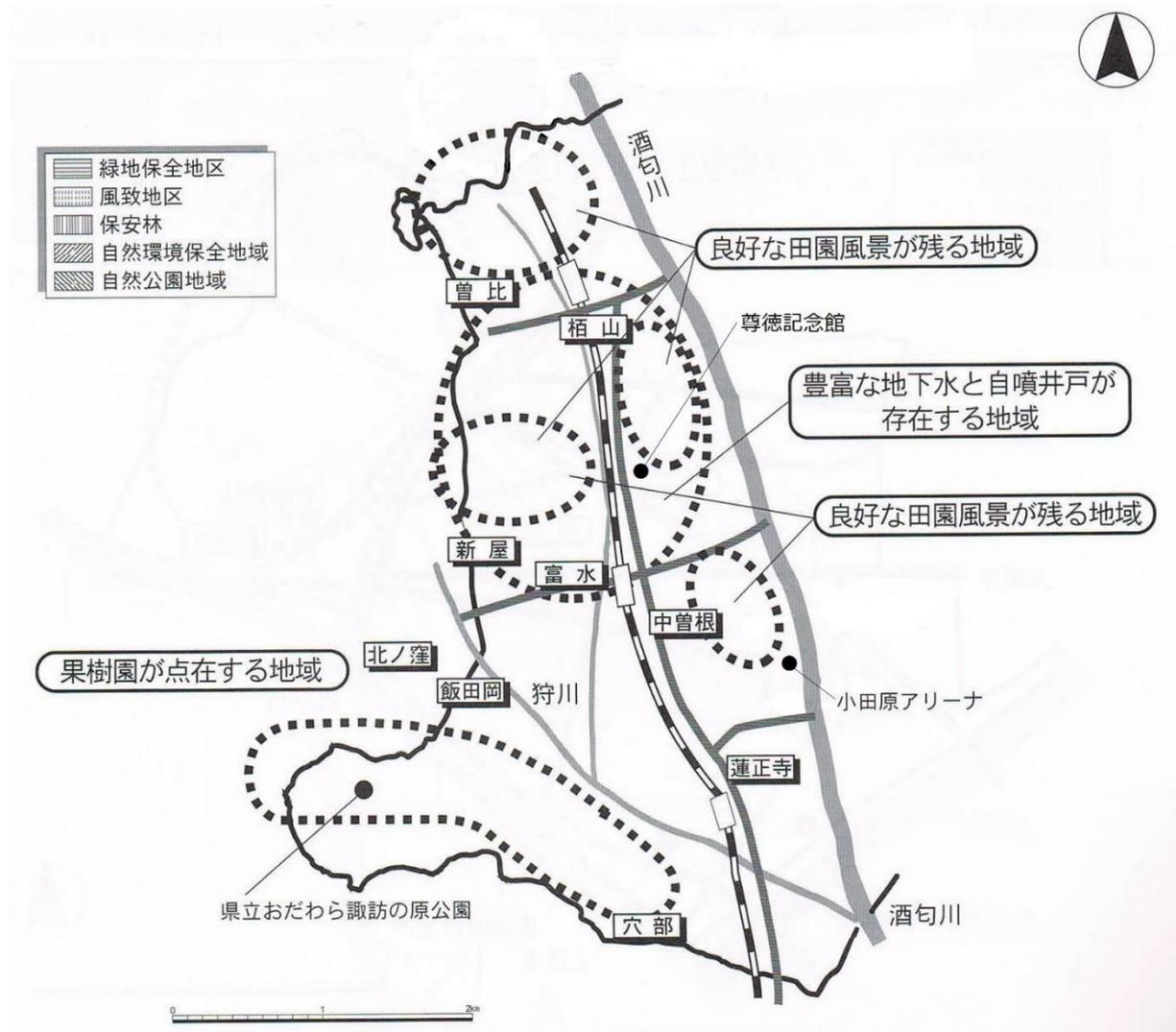
<基本的な方向性>

- ・ 平野部に広がる優良農地の保全
- ・ 酒匂川や狩川など河川の水辺環境の保全と、レクリエーションなどの活用を前提とした水辺空間の確保

【図表6-2】富水・桜井地域の土地利用状況



出典 都市計画基礎調査



3 川東南部地域

(下堀・中里・矢作・鴨宮・上新田・中新田・下新田・南鴨宮・国府津・田島・酒匂・西酒匂・小八幡)

<主な環境資源>

- ・ 曾我丘陵に連なる傾斜地を利用した果樹園
- ・ 天然記念物に指定されている菅原神社のムクノキ、真楽寺のボダイジュ、光照寺の柅、上輩寺の乳イチョウ
- ・ 松並木や海岸沿いの景観の連なり田園風景を残す市街地

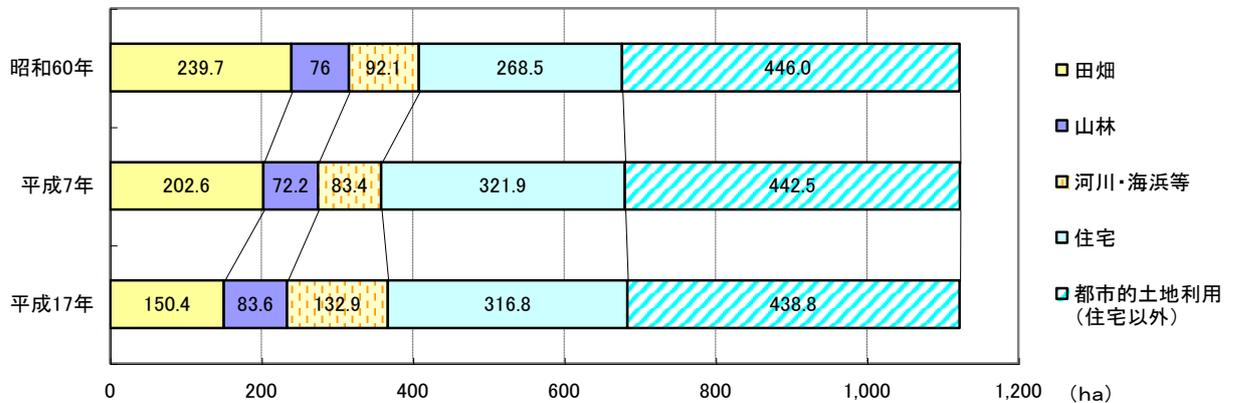
<主な環境課題>

- ・ 農業従事者の減少によるみかん園の荒廃地化
- ・ ごみ出しルールの違反や山林への不法投棄や観光客によるポイ捨ての増加
- ・ 森戸川支流のヘドロ堆積と森戸川へのヘドロ流入

<土地利用状況>

田畑が減少し、住宅が増加しています。

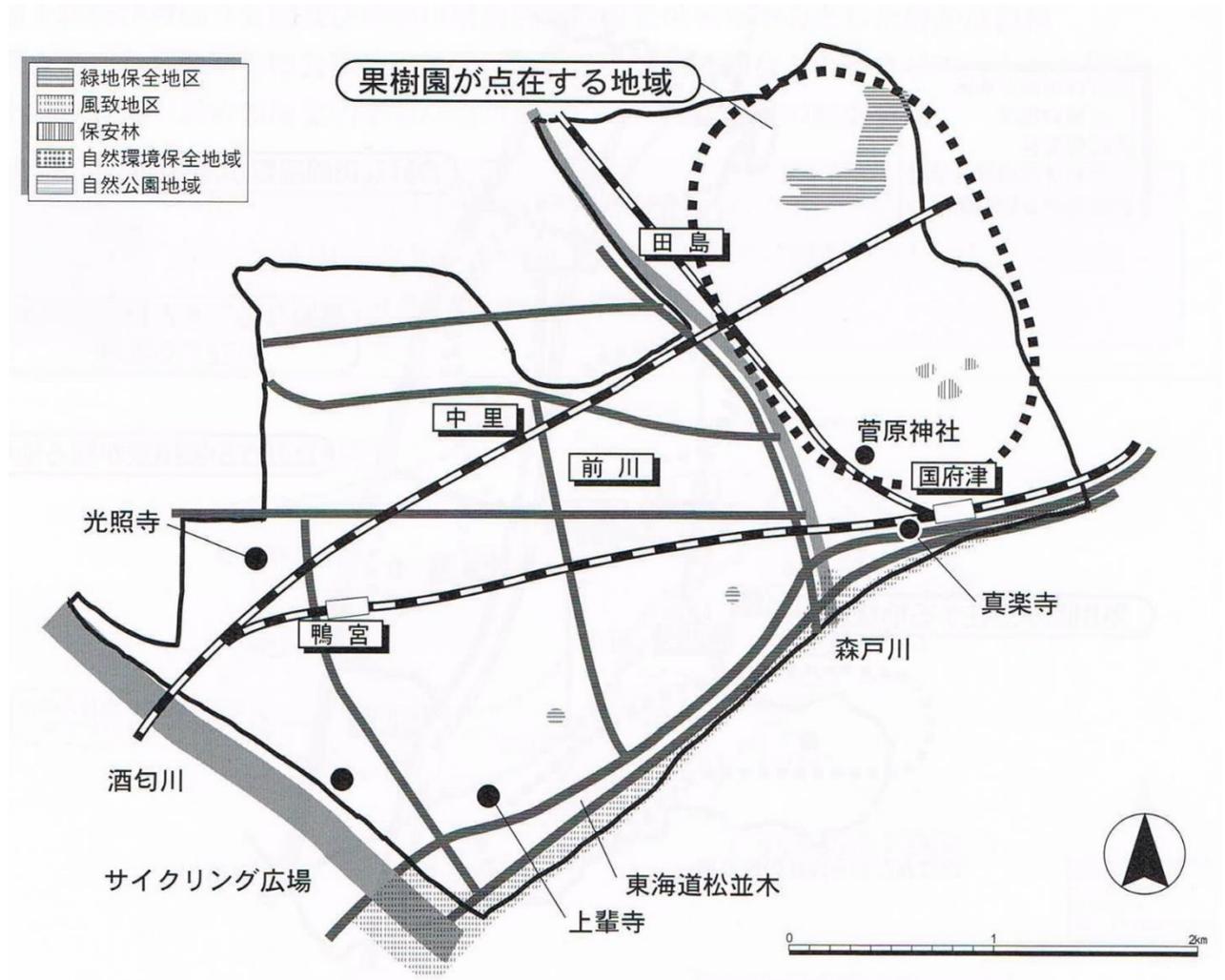
【図表6-3】川東南部地域の土地利用状況



出典 都市計画基礎調査

<基本的な方向性>

- ・ 市街化が進んでいる地域として、公園整備や市民・事業者が所有する土地での緑化支援など身近な緑地景観を形成
- ・ 酒匂川をはじめとした河川の水質保全とレクリエーションなどの活用を前提とした水辺空間の確保
- ・ 比較的大規模な工場や商業施設が集積している地域として、地下水・土壌の保全や交通網の整備等を含めた生産環境の保全
- ・ 曾我丘陵に連なる山間丘陵地の森林保全への配慮



4 川東北部地域

(飯泉・成田・桑原・別堀・高田・千代・永塚・東大友・西大友・延清・曾我原・曾我谷津・曾我別所・曾我岸・曾我光海・上曾我・下大井・鬼柳・曾我大沢)

<主な環境資源>

- ・ メダカが生息する農業用水路
- ・ 曾我丘陵の傾斜地を利用した果樹園
- ・ 平野部に広がる良好な農地
- ・ 梅の名所として名高い中河原梅林や別所梅林などの曾我梅林
- ・ 天然記念物に指定されている瑞雲寺のモッコク、勝福寺の大イチョウ、三島神社のケヤキ、須賀神社のクスノキ
- ・ 森戸川・剣沢川・弓張りの滝など地域にうるおいをもたらす豊かな水資源

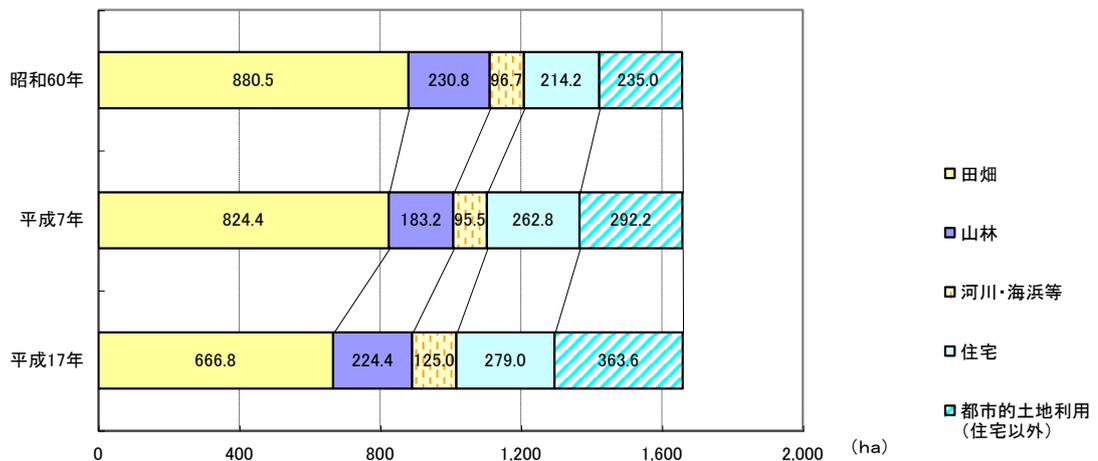
<主な環境課題>

- ・ 曾我山や農道への不法投棄
- ・ 農業従事者の高齢化・後継者不足による農地の荒廃と耕作放棄地の増加
- ・ 竹林の増殖による景勝地の荒廃
- ・ ごみ出しルールの違反やポイ捨ての増加

<土地利用状況>

- ・ 田畑が20年間で200ha余も減少しました。特に、平成7(1995)年から平成17(2005)年までの10年間で、それ以前の10年間の倍近く減少しています。一方、住宅、商業用地は除々に増加しています。

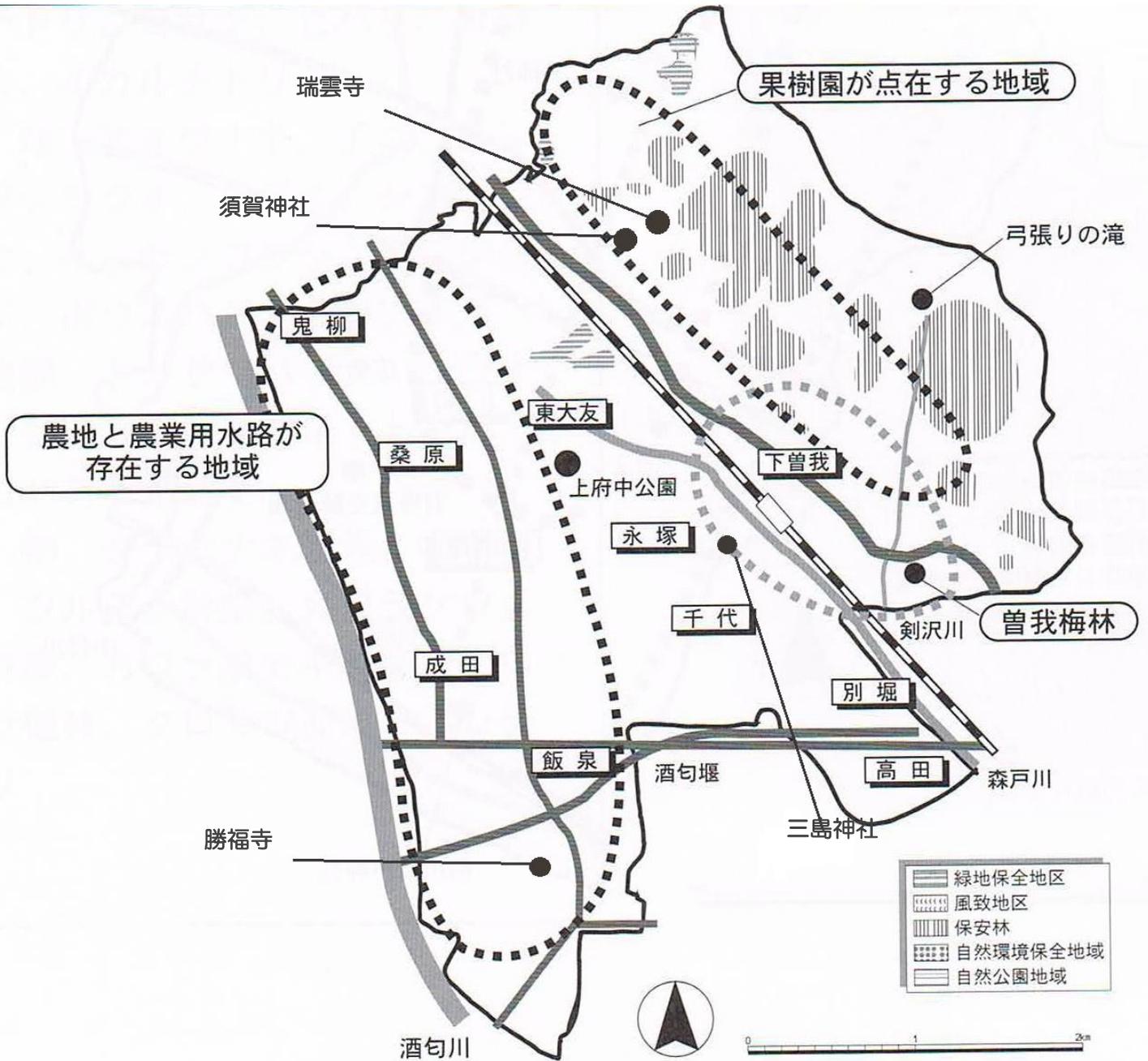
【図表6-4】川東北部地域の土地利用状況



出典 都市計画基礎調査

<基本的な方向性>

- ・ 曾我梅林や平野部に広がる良好な農地の保全
- ・ 曾我丘陵部の自然環境の保全
- ・ 酒匂川左岸地域の田園や松並木など原風景の保存と、鬼柳・桑原における生物の多様性の維持
- ・ 酒匂川左岸北部の工業地における周辺の自然環境や住宅地に配慮した環境保全
- ・ 住宅地での周辺農地と調和した良好な居住環境の形成



5 橘地域

(前川・羽根尾・中村原・上町・小船・山西・沼代・小竹)

<主な環境資源>

- ・ 保安林に位置づけられている曾我丘陵に広がる豊かな自然
- ・ 曾我丘陵の傾斜地を利用した果樹園
- ・ 橘北地域に残る里山や棚田
- ・ 天然記念物に指定されている前川近戸神社の社叢、王子神社の杉、広済寺のカキ
- ・ 歴史的資源となっている王子神社、白髭神社、広済寺、桜の馬場、羽根尾古墳群

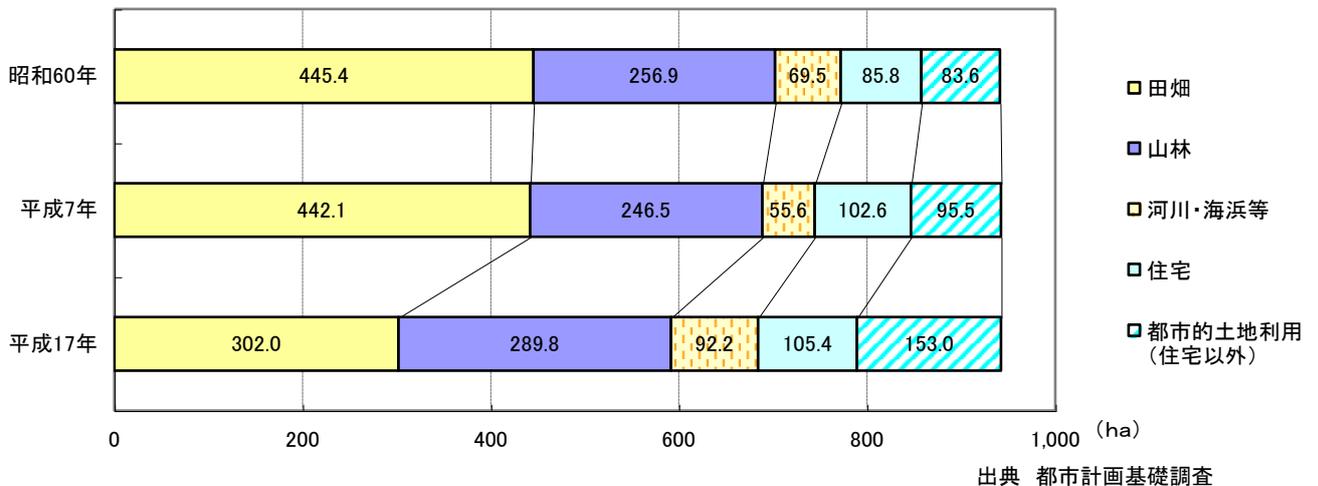
<主な環境課題>

- ・ ごみ出しのルール違反やポイ捨てなど、美化意識低下
- ・ 農業後継者不足による荒廃農地の増加、里山の荒廃

<土地利用状況>

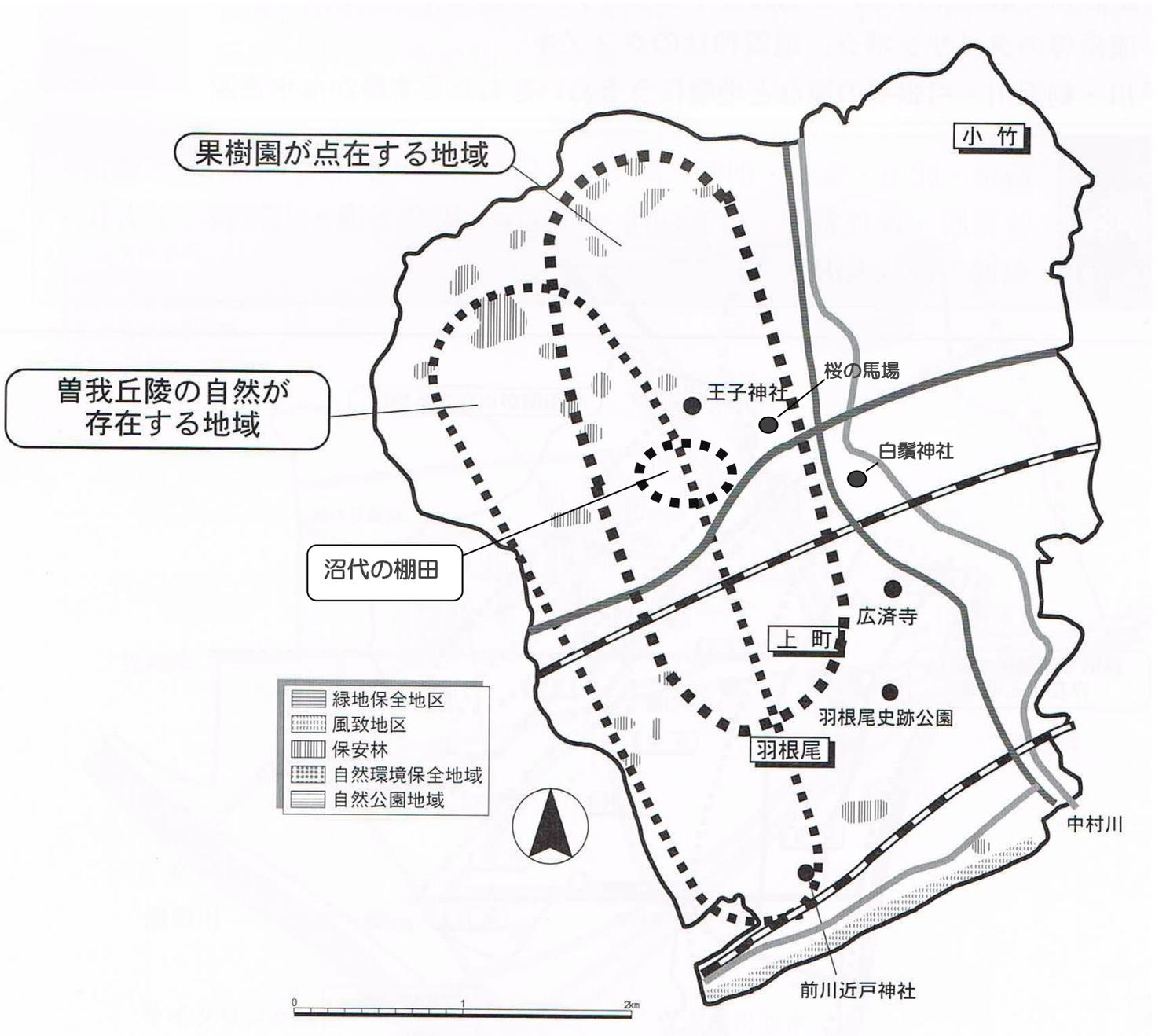
- ・ 平成7（1995）年から平成17（2005）年にかけて田畑が急激に減少しました。

【図表6-5】橘地域の土地利用状況



<基本的な方向性>

- ・ 山間丘陵地に広がる森林や果樹園などの保全
- ・ 不法投棄防止パトロールなどまちの美化を推進
- ・ 海岸線の風致地区での水辺環境の保全



6 片浦地域

(石橋・米神・根府川・江之浦)

<主な環境資源>

- ・ 白銀山周辺のブナクラス域代償植生
- ・ 白糸川・清水川など地域にうるおいをもたらす豊かな水系
- ・ 江之浦漁港の拠点景観
- ・ 丘陵地斜面に景観を形成する果樹園
- ・ スギ・ヒノキ植林地などの豊かな森林資源
- ・ 海岸沿いの自然景観の連なり
- ・ 地域と学校、地域住民同士のつながりの強さ

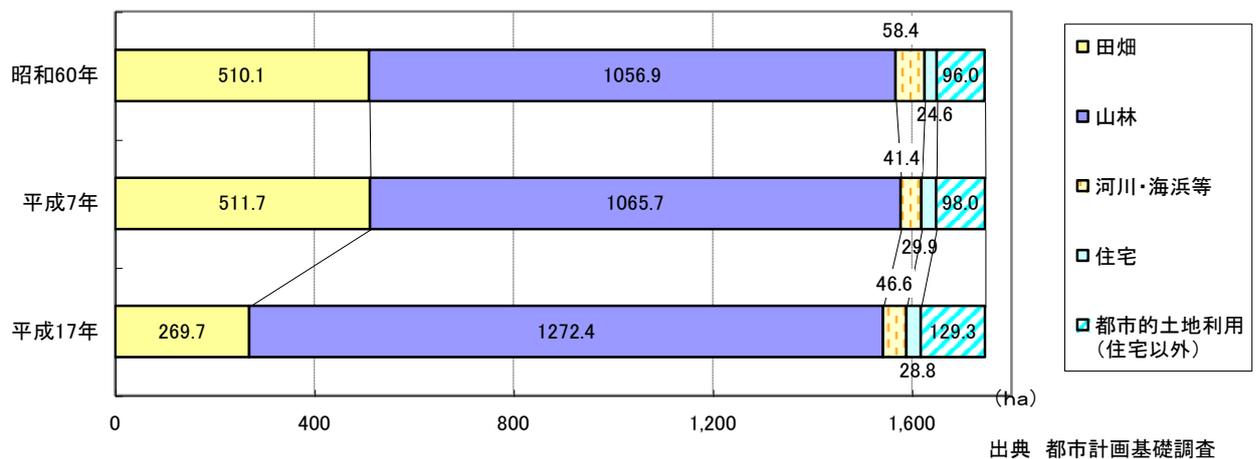
<主な環境課題>

- ・ 人口減少と少子高齢化が市内他地区に比べ顕著
- ・ 農林水産業従事者数の減少による耕作放棄地の増加や森林の荒廃
- ・ 鳥獣被害など、野生動物による農作物被害
- ・ 傾斜地が多く、災害時には土砂崩れで孤立する危険性

<土地利用状況>

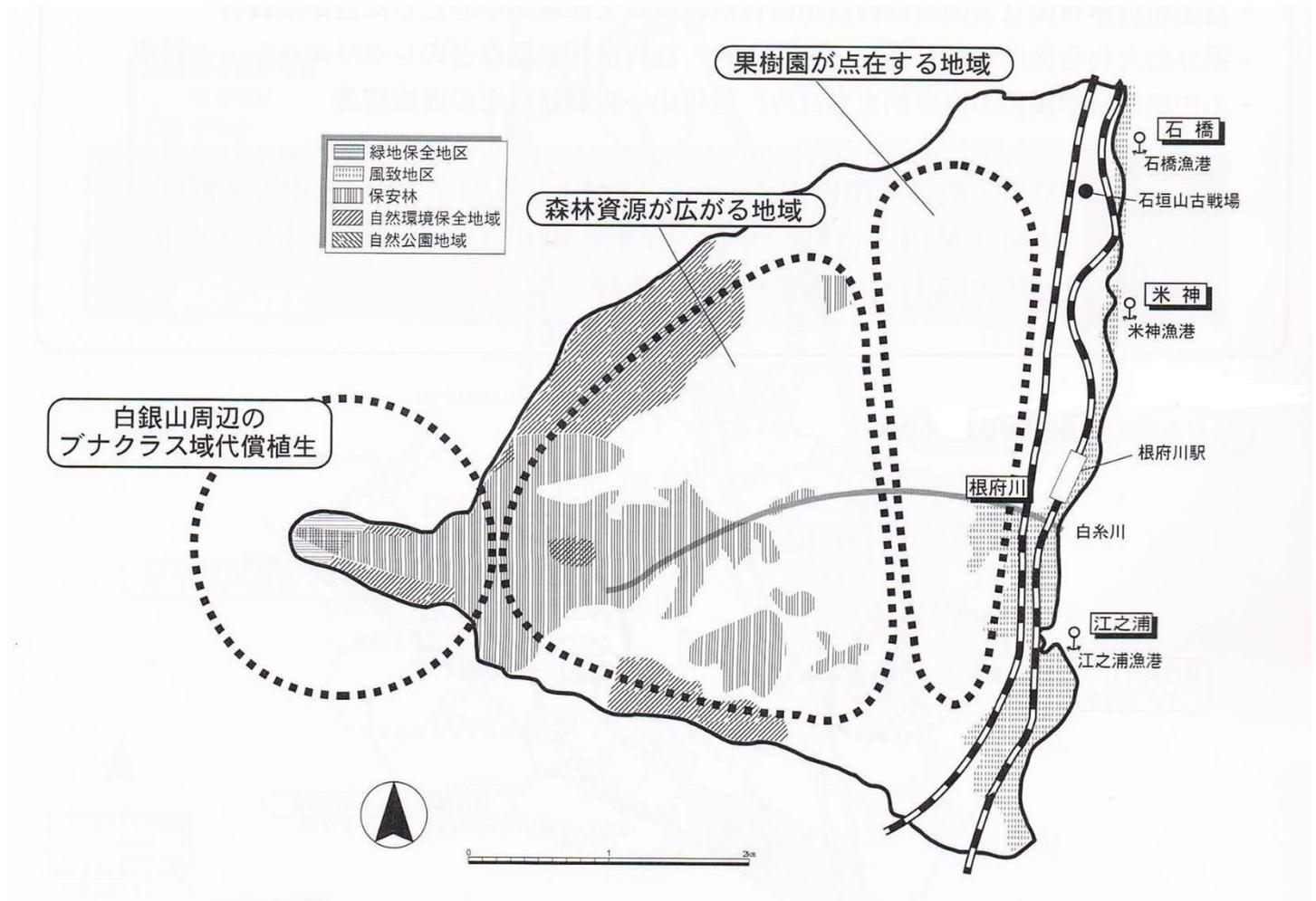
- ・ 田畑は平成7（1995）年から平成17（2005）年の10年間で急激に減少しました。

【図表6-6】片浦地域の土地利用状況



＜基本的な方向性＞

- ・ 自然環境保全地域を中心とした豊かな森林、山間丘陵地・海岸線の自然環境や景観の保全
- ・ 自然環境や景観とともに、石橋山古戦場などの歴史的資源、宿泊施設などの地域資源を有効に活用した、魅力ある地域形成



第7章 環境基本計画の進捗管理と実効性の確保

1 環境基本計画の推進体制

環境基本計画を着実に推進していくために、市民、事業者、団体、来訪者（観光客）、市、国、県などが、将来の小田原の環境の保全・創造に対する役割を認識し、相互のパートナーシップを強化していくことができる体制を確立します。

(1) 市民、事業者、市の連携

ア 連携の考え方

市民、事業者、団体、市は小田原の環境から恵みを受けて生活し、活動していると同時に、環境に負荷を与えているという点からも、相互にパートナーシップを組んで環境の創造・保全に取り組む必要があります。

そのため、市民、事業者、団体、市が積極的に環境保全活動を行えるように、各主体ごとにそれぞれの分野で環境保全活動のリーダーを育成する必要があります。そして、各主体が積極的に交流の場を設け、意見交換や協働のボランティア活動を実行し、環境保全意識の普及、啓発を進めるとともに、強力な連携体制を確立していきます。

一方、来訪者（観光客）に対しては、小田原の環境保全のために協力していただけるように、市民、事業者、団体、市が積極的な働きかけを行っていきます。

イ 連携組織

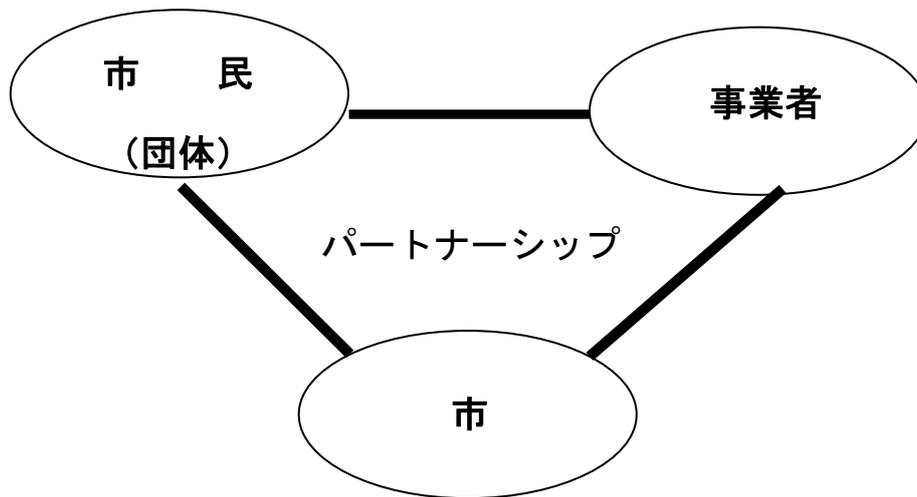
市では、これまで、市民、企業、行政との協働型パートナーシップ組織である「おだわらスマートシティプロジェクト」や環境ボランティア団体の連携組織である「小田原市環境ボランティア協会」などを通して、環境施策を推進してきました。

また、生ごみ堆肥化を推進する「小田原市生ごみ堆肥化検討委員会」や、身近な自然環境を守り育てる「小田原市環境再生プロジェクト検討委員会」などの市民参加型検討委員会で、今後の小田原市の環境政策の方向性を検討してきました。

さらに、無尽蔵プロジェクト・環境（エコ）シティでは、様々な環境分野における活動を実施している複数の団体の連携により、今後の小田原市の環境像を描き、実践していくことをベースとした検討を行ってきました。

こうした複数の環境（テーマ）別分野ごとに個別に取り組まれている活動の間で緩やかな連携を形成し、それらのネットワーク化をめざして設立した「おだわら環境志民ネットワーク」による取組が期待されます。

また、環境の様々な分野における環境課題を共有し、取り組むパートナー組織の存在も必要です。小田原市は、例えば、生ごみ堆肥化への取組に象徴される個別課題ごとのパートナー組織との協働による取組の推進を期待しています。



(2) 行政における推進体制の整備

環境基本計画に参加する各主体とのパートナーシップの確立と同じく、行政内部での取組の調整がスムーズに行われることが、環境基本計画の実効性確保の重要な要素であり、一つの鍵であるといえます。

そこで、小田原市環境基本計画推進本部（本部会議及び推進部会会議）を引き続き設置・運営し、関係各課などの意見を聴取して、庁内の合意形成を図りながら、庁内連携によって環境基本計画を推進します。

また、大気汚染など広域的な課題に対しては国、県、近隣自治体との連携を強化し、積極的な対応を図っていきます。

(3) 新しい条例や制度の検討

環境基本計画の目標達成に向けた各主体の役割に基づく取組を効果的なものにするため、必要に応じて行動指針や地域別の環境配慮指針を改訂するとともに、重点分野やプロジェクトを推進するために個別のアクションプランの制定や新しい制度の創設を検討します。

2 環境基本計画の進行管理

環境基本計画推進本部会議に、さまざまな取組の進行管理の機能を持たせることが必要です。環境基本計画推進本部会議事務局（環境政策課）を中心にして環境基本計画に掲げた「市の取組」についての点検・評価・見直し、そして、新たな行動・実行のサイクルを確立し、進行管理をトータルに行えるシステムを構築していきます。

また、計画の実施状況等をまとめた年次報告書を作成し、市民意見の募集を行い、進行管理に市民、事業者の視点を取り入れます。

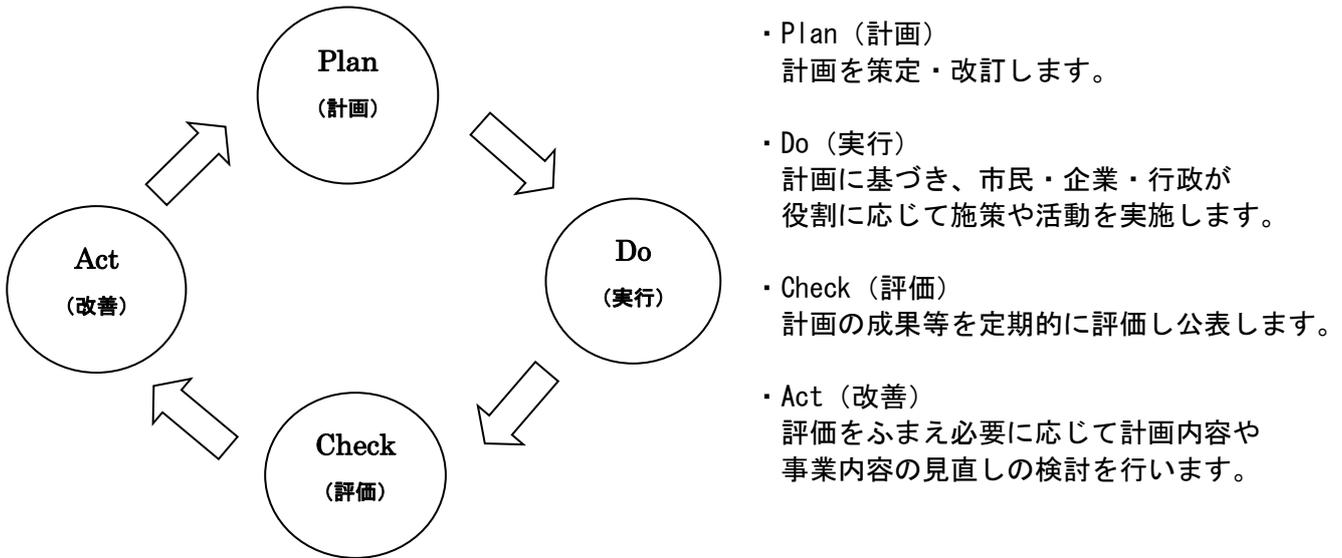
(1) 年次報告書の作成と公表

小田原市では、市ホームページ等を通じて小田原の情報を発信していますが、環境基本計画の改訂後は、毎年、環境基本計画の実施状況等を取りまとめた年次報告書を作成し、目標の達成状況や施策の進捗状況を公表していきます。

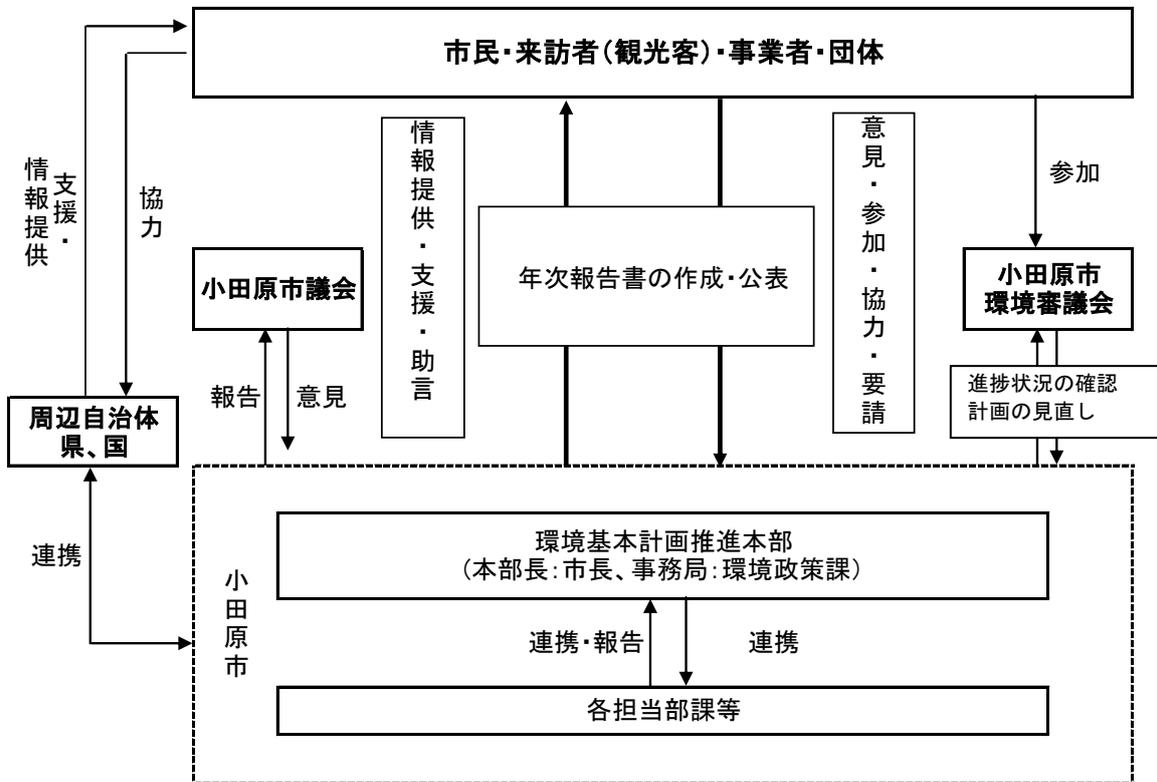
(2) 環境審議会における進捗状況の評価と段階的見直し

環境基本計画は21世紀半ばを展望した長期的な地域の環境づくりのための計画ですが、着実な計画の進展を図るため、目標年次として平成34（2022）年度を設定しています。

小田原市環境審議会では、今後の社会経済状況や市民意識などの変化に適切に対応するために計画の柱や基本施策ごとに設定した環境指標の動向を確認し、定期的に計画の進捗状況の評価を行います。そして、必要に応じて計画の見直しを行い、小田原市総合計画などの関連計画も踏まえて、新しい目標値や取組を設定していきます。



環境基本計画推進体制図



資料編

- 1 改訂経緯
 - 2 小田原市環境審議会委員
 - 3 小田原市環境基本計画改訂について（諮問）
 - 4 小田原市環境基本計画改訂について（答申）
 - 5 市民意見の概要
 - 6 環境保全に関する諸条例
 - 7 用語集
-

1 改訂経緯

| 年月日 | 経過及び概要 |
|------------------------|--|
| 平成28年 5月31日 | 平成28年度第1回小田原市環境審議会 ・小田原市環境基本計画の見直しについて |
| 平成28年 7月28日 | 平成28年度第1回小田原市環境基本計画見直し検討部会 ・「小田原市環境基本計画」改訂案について |
| 平成28年 9月29日 | 平成28年度第2回小田原市環境基本計画見直し検討部会 ・「小田原市環境基本計画」改訂案について |
| 平成28年11月24日 | 平成28年度第3回小田原市環境基本計画見直し検討部会 ・「小田原市環境基本計画」改訂案について |
| 平成29年 1月 4日 | 平成28年度第2回小田原市環境審議会 ・「小田原市環境基本計画の改訂について」(諮問) |
| 平成29年 2月24日 | 平成28年度第4回小田原市環境基本計画見直し検討部会 ・「小田原市環境基本計画」改訂素案について |
| 平成29年 3月29日 | 平成28年度第3回小田原市環境審議会 ・「小田原市環境基本計画」改訂素案について |
| 平成29年 5月15日 ～ 6月13日 | パブリックコメント ・提出者数： 3名 ・意見総数： 45件 |
| 平成29年 8月31日 | 平成29年度第1回小田原市環境審議会 ・「小田原市環境基本計画の改訂について」(答申) ・「小田原市環境基本計画」改訂案について |

2 小田原市環境審議会委員（平成29年 10月 1日現在）

| 区 分 | | 役 職 | 氏 名 |
|---------------|---------|------------------------------------|----------|
| 学識経験者 | | 法政大学社会学部教授 | ◎ 田中 充 |
| 学識経験者 | | 首都大学東京都市教養学部教授 | ■ 奥 真美 |
| 学識経験者 | | 元常葉大学社会環境学部教授 (株) 杉山・栗原環境事務所取締役 | 杉山 涼子 |
| 学識経験者 | | 総合地球環境学研究所研究部 プロジェクト研究員 | 増原 直樹 |
| その他市長が必要と認める者 | 市民代表 | 小田原市自治会総連合環境福祉部会長 | ○ □加藤 芳永 |
| | 市民代表 | 一般公募 | 橋本 正和 |
| | 市民代表 | 一般公募 | 下田 成一 |
| | 市民代表 | 一般公募 | 畠山 義彦 |
| | 企業代表 | 小田原箱根商工会議所議員 | □ 小川 勝久 |
| | 農林水産業代表 | かながわ西湘農業協同組合組織相談部部長 | 多田 薫 |
| | 神奈川県職員 | 神奈川県県西地域県政総合センター 環境部長 | □ 関 猛彦 |

◎：小田原市環境審議会会長

○：同 副会長

■：小田原市環境基本計画見直し検討部会長

□：同 部会員

3 環境審議会【諮問】

環政第96号

平成29年1月4日

小田原市環境審議会

会長 田中充 様

小田原市長 加藤憲一

第2次小田原市環境基本計画の改訂について（諮問）

小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（平成6年9月30日 条例第17号）第9条第2項第1号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

諮問事項

第2次小田原市環境基本計画の改訂はいかにあるべきか。

諮問理由

地球温暖化対策やエネルギー政策を中心に、東日本大震災以降の社会情勢の変化に対応させるとともに、地域循環共生を目指し、森里川海オールインワンの小田原市の地域特性に合わせた計画に改訂することで、時代の要請に応えるため。

4 環境審議会【答申】

環審第 2 号

平成29年8月29日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市環境審議会

会長 田中 充

小田原市環境基本計画の改訂について（答申）

平成29年1月4日付け環政第96号により当審議会に諮問された標記事項について、当審議会では、改訂の基本的な考え方等を踏まえ、慎重に審議したところ、別添のとおり結論を得たので答申します。

1 改訂の基本的な考え方

計画の改訂にあたり、次の点を基本的視点とすること。

- (1) 国等の動向や、東日本大震災以降の社会情勢の変化により生じた新たな課題に対応すること。また、現行計画策定後の取組の進行状況や成果実績を反映すること。
- (2) 森里川海オールインワンという本市の豊かな自然や環境の更なる保全・充実を図るため、施策を位置づけること。
- (3) 市の総合計画や関連計画、国・県の施策等との整合性を保つこと。

2 改訂の基本的事項

今回の改訂は、計画期間内の中間見直しであるため、基本目標や基本施策についておおむね継続することとし、次に掲げる基本的事項を踏まえて改訂すること。

(1) 豊かな自然や環境の保全・充実に向けた取組みの強化

市の総合計画に位置づけられている「森里川海オールインワンの環境先進都市・小田原」としての地域ブランドを確立することを目指し、様々な要因や要素のつながりを踏まえた総合的視点から、森・里・川・海が「ひとつらなり」となっている本市の特徴を活かした多様な主体の連携による環境活動を盛り込むこと。

(2) 第5章 重点プロジェクトの見直し

望ましい環境像を実現するため、基本目標ごとに重点的に取り組んでいくシンボリックな事業については全体的な見直しを行い、重点プロジェクトとして改めて示すこと。

以上を踏まえ、第2次小田原市環境基本計画の改訂を行うとともに、計画を引き続き実効あるものとするため、各施策の実施に際して市の積極的かつ真摯な取組みを期待するものです。

5 市民意見(パブリックコメント)の概要

「第2次小田原市環境基本計画(改訂素案)」を市ホームページや市行政情報センター・支所・連絡所、窓口コーナーで公開して意見を募集した。

募集期間 平成29年5月15日～6月13日

件数等 45件(3人)

市民意見の概要

- ① 環境基本計画の内容に関すること・意見 26件
 - ・ 緑地面積の目指すべき方向について
 - ・ 環境学習プログラムの目指す方向と内容について
 - ・ 低炭素社会の構築による温暖化対策の推進
 - ・ 環境啓発事業の学校教育との連携について
 - ・ ごみの減量化・資源化について
 - ・ 環境啓発イベントの様々な媒体による広報について
- ② 記載方法に関すること 19件

※参考 環境に関する市民意識調査及び企業意識調査の概要 (本計画策定時にアンケートを実施)

【市民意識調査(一般)】

調査期間 平成22年7月16日～8月10日

調査対象者 18歳以上市民2,000人(無作為抽出)

小田原市環境美化推進員(計256人) 小田原市環境ボランティア協会会員(計71人) 調査期間中にシルバー大学の環境に関する講座受講生53人

合計 2,380人

調査方法 郵便による調査票の発送・回収 回

答者数 1,036人(回収率43.5%)

質問項目 現在関心がある環境問題

周辺の環境に対する満足度及び10年前との変化 小田原市の環境のうち最も大切だと思うもの、今後も残したいもの 小田原市が特に力を入れるべき環境対策 環境にやさしい生活をするために実行していること 等

【市民意識調査（中学生）】

調査期間 平成22年7月6日～7月20日
調査対象者 市立中学校11校の2年生各校1クラス 355人
調査方法 各学校で配布・回収
回答者数 350人（回収率98.6%）

質問項目 日頃自然に触れたり環境問題について知る機会の多さ
よく見かける動植物
周辺の環境に対する満足度 小田原市の環境の望ましい将来像 環境にやさしい生活をするために実行していること 今後参加したい環境活動

【企業意識調査】

調査期間 平成22年8月1日～8月16日
調査対象者 小田原箱根商工会議所に会員登録している企業600社（無作為抽出）
調査方法 郵便による調査票の発送・回収
回答者数 247人（回収率41.2%） 質問
項目 小田原市の環境に関する計画の認知度
周辺の環境に対する満足度及び10年前との変化 小田原市の環境のうち最も大切だと思うもの、今後も残したいもの 小田原市が特に力を入れるべき環境対策
事業において実施している環境対策 等

6 環境保全に関する諸条例

小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（平成 6 年 9 月 3 0 日条例第 1 7 号）

わたくしたちのまち小田原は、緑あふれる山、美しい海、そして清らかな川に囲まれた豊かな自然環境と小田原城跡に代表される歴史的文化遺産を有し、これまで着実な発展を続けている。

今を生きるわたくしたちは、この恵み豊かな環境が、現在及び将来の世代の共有財産であることを強く認識し、今ある環境を守り、育

て、そして将来へ向けて確実に引き継いでいく大きな責務を負っている。

そこで、わたくしたちは、小田原が、今ある環境を損なうことなく、自然と調和した健全で持続可能な発展をとげ、きりめく未来を迎えるために、今、何をしなければならぬかを考え、行動することを決意して、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むためには、良好な環境を保全し、及び創造していくことが極めて重要であることを再認識し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する政策の理念及び基本的施策その他必要な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（環境の保全等に関する政策の理念）

第 2 条 市の環境の保全等に関する政策の理念は、次のとおりとする。

- (1) 健全で豊かな環境のもたらす恵みは、現在及び将来にわたって持続的に享受されるべきものであること。
- (2) 市、市民及び事業者は、大気、水、緑等の環境資源が有限であるとの認識のもとに、協同してその適正な管理に努めるべきものであること。
- (3) 市の施策は、地球規模の環境問題に配慮し、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨として実施されるべきものであること。
- (4) 環境の保全等に関する施策は、環境の変化に迅速かつ的確に対応できるよう科学的かつ総合的に実施されるべきものであること。

（市の責務）

第 3 条 市は、環境の保全等に関する政策の理念にのっとり、市民の意見を尊重して環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民の責務）

第 4 条 市民は、自らの日常生活から生ずる環境の保全上の支障を防ぐよう努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

（環境の保全等に関する基本的施策）

第 6 条 市は、環境の保全等に関する政策の理念の実現を図るため、次に掲げる施策を重点的に実施するものとする。

- (1) 良好な自然環境の保全及び創造に寄与するため、緑地及び地下水の保全、生態系の保護その他環境の保全上の支障を防止するために必要な施策を策定し、及び実施すること。
- (2) 良好な生活環境の保全及び創造に寄与するため、都市の緑の創造、地域の環境美化の促進その他市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に必要な施策を策定し、及び

実施すること。

- (3) 市民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習の機会の充実に努めること

（環境基本計画）

第 7 条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、市の基本構想を踏まえ、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、前項に規定する環境基本計画を策定する場合においては、小田原市環境審議会の意見を聴かなければならない

3 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
一部改正〔平成 11 年条例 37 号〕

（環境調査）

第 8 条 市長は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うものとする

（小田原市環境審議会）

第 9 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定により、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、小田原市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全等に関する重要事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員は、環境の保全等に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
（市民活動への支援等）

第 10 条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全等に関する活動を支援するとともにその活動を促進するため環境の保全等に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

（国等への措置要請）

第 11 条 市長は、良好な環境を保全し、及び創造するため、国又は他の地方公共団体の権限に属するもの及び広域的な対策の必要があると認めるものについては、当該機関と協議し、又は必要な措置を要請するものとする。

（市の木等の指定）

第 12 条 市長は、市民の環境の保全等に関する意識の高揚を図るため、市の木、市の花、市の及び市の魚を定めるものとする。

一部改正〔平成 12 年条例 49 号〕

（委任）

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める

小田原市緑と生き物を守り育てる条例 (平成 6 年 9 月 30 日 小田原市条例第 18 号)

緑の環境保全、緑化の推進及び野生動物の保護に関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、市民生活の潤いを確保するために制定しました。

<主な項目>

- ・ 緑の環境保全地区の指定
- ・ 保存樹の指定
- ・ 公共施設、宅地の緑化
- ・ みどりの協定の締結
- ・ 野生の生き物保護区の指定
- ・ 罰則

小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例

(平成 6 年 9 月 30 日 小田原市条例第 19 号)
(平成 21 年 3 月 26 日改正)

ごみの散乱や歩きたばこ、深夜花火などを防止し、市・市民・事業者及び所有者などの責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定め、地域の環境美化や良好な生活環境の保護を図るために制定しました。

<主な項目>

- ・ 空缶や吸殻等、廃棄物の散乱の禁止
- ・ 飼主に犬・猫のふん尿の処理義務
- ・ 美化重点地区の指定と地区内の歩行喫煙の禁止
- ・ 周辺環境美化対策施設の指定
- ・ 自動販売機設置に届出と回収容器設置の義務
- ・ 環境美化推進員の選任
- ・ 深夜に公共の場所での花火を禁止
- ・ 罰則

小田原市豊かな地下水を守る条例 (平成 6 年 9 月 30 日 小田原市条例第 20 号)

工場及び事業場における地下水の採取に関して必要な事項を定めることにより、豊かな地下水を保全するために制定しました。

<主な項目>

- ・ 地下水採取の届出と地下水の保全
- ・ 地下水採取規制区域の指定
- ・ 地下水採取量の報告義務
- ・ 地下水（水位）の監視
- ・ 罰則

小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

(平成 5 年 9 月 30 日 小田原市条例第 23 号)

ごみの排出抑制、有効利用と適正な処理に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため制定しました。

<主な項目>

- ・ 市、市民及び事業者の責務を規定
- ・ 一般廃棄物処理計画の告示
- ・ 資源回収事業者への支援
- ・ 一般廃棄物の持ち去り禁止
- ・ 一般廃棄物収集運搬業などの許可制度
- ・ 適正処理困難物の指定
- ・ 清掃指導員の設置
- ・ 罰則

小田原市廃棄物処理施設の設置等に関する条例

(平成 6 年 12 月 22 日 小田原市条例第 28 号)

廃棄物処理施設の設置に係る事業者と関係人などが環境保全上の支障について意見を交換する機会を確保することにより、事業者と関係人などとの間の紛争を予防、調整するために制定しました。

<主な項目>

- ・ 予定計画書の提出
- ・ 説明会の開催
- ・ 意見書の提出
- ・ 見解書の提出
- ・ 公聴会の開催
- ・ 再見解書の提出
- ・ 終了告示
- ・ 県知事への経過概要報告と周辺首長の意見の聴取
- ・ 市長によるあっせん
- ・ 設置者との協

7 用語集

BOD（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand）

水に含まれる有機物量を表す指標で、汚濁物質を分解するために水中の好気性微生物によって消費される酸素の量を示す。BODの値が大きいかほど有機物による水質汚濁が著しいことを示している。BODは、河川の環境基準の項目となっており、河川の水質を保全するために用いられる重要な水質指標である。

COD（化学的酸素消費量：Chemical Oxygen Demand）

水に含まれる有機物量を表す指標で、汚濁物質を酸化剤によって酸化されるときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算して示したものである。CODの値が大きいかほど水中の有機物は多いことになり、汚濁の程度も大きい傾向がある。湖沼や海域など、河川に比べ停滞性のある水域では、BODではなく、CODが環境基準の項目となっているほか、工場排水の指標としても用いられている。

PM2.5

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子径2.5 μ mのものを言い、工場・事業場、自動車、船舶、飛行機及び家屋焼却などが発生源とされている。粒径が小さいため、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいので、人体への健康影響が懸念されている。→〈参考〉SPM

PRTR（化学物質排出移動量届出制度：Pollutant Release and Transfer Register）

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計・公表する仕組みのこと。日本では1999（平成11）年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）により制度化された。

SDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）の略称。

2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016～2030の15年間で達成するために掲げた目標である。この17の大きな目標の中に、エネルギーや気候変動への対策、海や陸の環境保全への目標がある。

アダプトプログラム

「アダプト」とは、英語で「養子にする」という意味で、公園や道路など公共の場所を養子にみたくて、行政との契約のもと、住民や企業などが里親となって美化活動や維持管理を行うもの。行政は、住民や企業の名前を記した表示板を設置したり、美化活動に必要な物品及び用具の提供、貸与などの支援を行う。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など地域固有の魅力を伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全に綱手いことを目指していく仕組みのこと。

エコドライブ

やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める等をして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素（CO₂）の排出量を減らす運転のこと。

オープンガーデン

個人や企業の庭を一定期間、一般の人に公開するもので、丹精こめた庭や花壇を開放し、訪れた人との交流を深めながら季節の植物を楽しむ活動。個人の園芸活動が盛んなイギリスで始まったもの。

ダイオキシン類

ダイオキシンとは、有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）の略。ダイオキシン類対策特別措置法では、塩素含有物質等が燃焼する際に発生する、狭義のダイオキシン及び、よく似た毒性を有する物質（ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（COPCB））をまとめて「ダイオキシン類」と呼ぶ。有機塩素を含むプラスチックを、250～400℃の比較的低温で不完全燃焼すると発生しやすい。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。産業革命以降、人間の活動により温室効果ガスの大気中の濃度が上昇し、「温室効果」が加速され、気温上昇による様々な問題が発生している。1997年に採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められた。

外来生物

それまでその生き物が生息していなかった場所に、人間活動によって持ち込まれた動植物のこと。野外に放されたり逃げ出したりすることによって、在来の自然環境や野生生物に深刻な悪影響を及ぼすケースが多く起きている。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽のことで、し尿のみを処理するものを「単独処理浄化槽」という。単独処理浄化槽の新規設置は原則認められていないため、現在「浄化槽」いえば合併処理浄化槽を指す。BODの除去率は90%以上で、下水処理場の二次処理と同程度の処理が可能である。

環境省「つなげよう、支えよう 森里川海プロジェクト」

環境省では森里川海を豊かに保ち、その恵みを引き出すことを目的に「地域でまわる仕組みづくり」と「国全体で支える社会づくり」を展開しており、森里川海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな国づくりを行うための基本的な考え方と対象の方向性についてとりまとめ、全国で取組を進めている。本市も全国10の実証地域のひとつに選ばれている。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS - Environmental Management System）という。環境省が策定した「エコ・アクション21」や国際規格の「ISO14001」のほか、「エコステージ」「KES」「環境マネジメントシステム・スタンダード」など地方自治体やNPO法人等が策定したものもある。

環境家計簿

家庭における地球温暖化防止への取組の一つで、電気、ガス、水道の使用量やごみの量から、家庭生活によるCO₂の排出量を計算し、目に見える形にすることで、消費者が楽しみながら、また、家計費の節約を励みとしながら、自ずと環境に配慮したライフスタイルを実践していくこととなるように助ける手段である。また環境にやさしい行動のヒントになる情報や具体的なアイデアを多数盛り込んでおり、エコ・ライフアイデア集のような使い方もできるようになっている。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい数値基準のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音において定められている。しかし、ほかに「公害」とされる振動、悪臭及び地盤沈下については、現在の科学的・技術的水準では人の健康や生活環境に与える影響について、定量的な測定方法が確立されていないなどの理由から環境基準は設定されていない。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていくうえでの行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

間伐・保育

混みあった森林から曲がったり弱ったりしているスギやヒノキなどの針葉樹を抜き切り、森林の中を明るく保ち、真っ直ぐ育てる為に必要な作業。間伐を行わない森林では樹木の生長がにぶく、根を張ることも難しくなるほか、森林の中が暗くなり、下生えも生えないため、水源涵養力、土壌保全能力の低い森林になる。また、間伐のほか、下刈・つる切（苗木の成長を妨げる雑草木やつる類の除去）、除伐（稚幼樹の生育を妨げる灌木等の除去）、枝打（節のない樹木に育てるため一定の高さまで枝を切り取り）を合わせて「保育」という。

クリーンエネルギー

電気や熱に変えても二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスや有害物質などを極力排出しないエネルギー源のこと。太陽光・風力・太陽熱・水力・バイオマス・地熱・大気熱や、燃料電池など天然ガス高度利用技術などが代表的。

光化学スモッグ

自動車や工場などから排出された窒素酸化物（NO_x）や、ガソリンやシンナーなどに含まれる炭化水素（HC）などが、太陽の強い紫外線を受けて光化学反応により変化した光化学オキシダント（O_x）の濃度が高まることで、白いモヤがかかったようになる現象。目やのどに刺激を受けたり、植物の葉がかれる等の被害が発生する。特に6月～8月頃の、風が弱くて気温が高く晴れた日に発生しやすい。

耕作放棄地 農林業センサスにおいて、「以前耕地であったもので、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱又はバイオマスを利用して得られるエネルギー。

里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林（雑木林）、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域のこと。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて、その環境が形成・維持されてきた。また、メダカやカエル、カタクリなどさまざまな生きものを育てており、全国の希少種の集中分布地域の5割以上が里地里山にあたるといわれる。

ジクロロメタン

発がん性の疑われている有機塩素系溶剤の一種。金属・機械等の脱脂洗浄剤、塗料剥離剤等に使用されるなど、洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定しているため、地下水汚染の原因物質の一つとなっている。大気汚染や水質汚濁の原因として環境基準が設定されている。

循環型社会

「循環型社会形成推進基本法」（2000年）では、「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義した。廃棄物の排出抑制、再利用、再資源化が中心となっている。

新エネルギー

太陽光発電や風力発電などの「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）では、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の10種類を定めている。

森林の水源かん養機能

雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させることで洪水を緩和するとともに河川の流況を安定させたり、水の濁りを取り、適度にミネラルを含み、中性に近い水質へと変える水質浄化機能などのこと。

水洗化率

下水道を利用できる人のうち、排水設備工事を行い、実際に下水道を利用できる人の割合。

生態系

自然界に存在するすべての生物は、独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれている。これらの生物と生物を取り巻くそれ以外の環境が相互に関係しあって、生命の循環をつくりだしているシステムを生態系と呼ぶ。互いに関連を持ちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

生物相

特定の地域に生息・生育する生物の種類組成のこと。「植物相」（特定の地域に生育する植物の種類組成）と「動物相」（特定の地域に生息する動物の種類組成）を合わせた概念。

生物多様性

ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要であるとする。

絶滅危惧種

地域の急速な環境変化、外来生物、乱獲などが原因で、既に絶滅したり、絶滅寸前に追いやられたりした動植物の種のこと。国際的な自然保護機関である国際自然保護連合（IUCN）にない限り、環境省が、そのような動植物種のリストを作成。それに基づいた「レッドデータブック」を編纂し、絶滅危惧種の保護に乗り込んでいる。

多自然水路

水路が本来持っている生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境機能を両立させた水路のこと。水路全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮することが重要となる。

地域循環圏 地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方。

地球温暖化対策の推進に関する法律

国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務と取り組み等を定めた法律。京都議定書の約束達成を担保するために、目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置等について定めている。

地球環境保全協定

地球温暖化防止と循環型社会の構築に向けて、事業者と市が協働で取り組むために取り交わす協定。事業者は、地球温暖化防止のための事業活動計画策定や温室効果ガス排出抑制のための措置、省エネや従業員への環境教育などの環境保全施策の実施、市へのエネルギー使用量実績報告などを行う。一方市は、事業者に対し環境保全に必要な情報を提供するとともに、協定事業者の市民への広報を行う。

地産地消

地域で生産された産物を、その地域で消費しようとする取り組み。流通コストの削減や、「食」と「農」の結びつきの強化、地域の活性化や高齢者や小規模農家の所得機会の創出などの効果が期待されている。

低公害車

燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス（CNG）自動車、ハイブリッド車といった、大気汚染物質の排出量が少ない、又はまったく排出されない自動車。燃費性能の優れた自動車を含めた環境負荷の少ない自動車を総称する場合もある。

都市公園

国や地方公共団体が都市公園法に基づき設置する公園もしくは緑地。

二酸化窒素

「窒素酸化物」（NO_x）の一種。工場のボイラーや車のガソリンなど燃料を燃やすと発生するもので、燃焼温度が高くなるほど発生量が多くなる。呼吸器疾患や光化学スモッグの原因となるため、代表的な大気汚染物質の一つとして、大気汚染防止法で規制・監視の対象となっている。

バイオディーゼル燃料

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油といった生物由来の油や、てんぷら油などの廃食用油から作られる軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称。BDF（Bio Diesel Fuel）と略される。植物は、大気中からCO₂を吸収する光合成を行って成長するため、京都議定書では、バイオディーゼルの燃焼によって排出されるCO₂は、大気中のCO₂総

量が増えないカーボンニュートラルであるとして、排出量としてカウントしないことから、環境にやさしい燃料として注目されている。

廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）

廃棄物処理法により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物で、固形状もしくは液状のものと定義されている。

「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は、家庭から排出される「生活系ごみ」と、商店やオフィス等の事業活動によって生じた紙くず、木くず等の「事業系ごみ」に分類される。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、配酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいう。

ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。近年、都市的な土地利用が急速に進行し、池沼、湿地、草地、雑木林などの身近な自然が消失していることから、各地にビオトープ整備が導入されている。

風致地区

都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法に基づき都市計画で定められる地区。地区内では、一定の行為を行う場合はあらかじめ許可が必要。

複層林施業

「複層林」とは、樹齢や樹種の違いにより林冠（樹木の枝葉の空間の層）が段違いになっている森林のこと。複層となっていることで、太陽光が林内に差し込み、樹木の成長量の増加が期待できたり、伐採を少しずつすることで森林の環境保全機能を維持できる。このような複層林の特徴を踏まえ、伐採を少しずつ行い、伐採と植林を繰り返す林業形態「複層林施業」という。

浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）大気中の粒子状物質は、すすや粉じんなど比較的粒径が大きく沈降しやすい降下ばいじんと、大気中に長期間浮遊する浮遊粉じんがあり、浮遊粉じんの中でも粒径が0.01mm以下のものを「浮遊粒子状物質（SPM）」という。浮遊粒子状物質は、大気中に長期間浮遊し、器官に入り肺に沈着しやすい。高濃度になるとぜん息や気管支炎等の呼吸器系疾患の原因となる恐れがあることから、環境基準が設定されている。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、砂じんや火山灰など自然界由来のものがある。→〈参考〉PM2.5

ブナクラス域代償植生

落葉広葉樹林域のこと。群落体系上の最上級単位であるブナクラスの名をとり、「ブナクラス域」と呼ばれている。南にいくほど高度の高い所で発達し、中部日本で標高1,500～1,600mから600～700mの間に、九州の霧島で700mから1,000mとなる。

「代償植生」は、原生林など本来その土地に生育していた自然植生が、人間活動の影響によって置き換えられたものである。

「ブナクラス域代償植生」の代表植生は、スギ植林、アカマツ植林、クリ、コナラ、ミズナラの二次林、ササ草原など。

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

保存樹・保存樹林

都市の美観風致を維持するために、地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹木や樹林を、市の条例により、指定し保存する制度。

ヤブツバキクラス林

常緑広葉樹林域のこと。体系上の最上級単位であるヤブツバキクラスの名をとって「ヤブツバキクラス域」と呼ばれている。関東以西の標高700～800m以下で発達し、北にいくほど高度を下げ、東北地方北部では海岸寄りに北上している。逆に南にいくほど高度は上がり、九州の霧島では1,000mが上限となる。

遊休農地

農地法において、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地、と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。

(団体等)

おだわら環境志民ネットワーク

平成28年3月に設立した、地域や環境団体などの連携・協力体制の構築と協働活動の実施などによって、自然との共生を目指す市民活動の一層の活性化を促すための新しい組織。平成28年度より、会員間の意見交換会の実施やSNSを活用した情報発信等を行い、具体的な活動を開始している。

小田原市環境ボランティア協会

平成8年6月に設立された環境ボランティアを实践する団体や個人などの会員相互の情報交換、親睦団体。

平成22年度末現在、46団体及び41個人が登録し、市内のボランティア活動を推進している。具体的には、市の事業、イベント等での清掃活動や会員情報誌「エコポスト」の発行などを行っている。

小田原市生(いき)ごみクラブ

小田原市生(いき)ごみクラブは、小田原市の生ごみの堆肥化を継続的に推進し、生ごみを減量することを目的に結成された市民組織。段ボールコンポストなどの普及・生ごみサロン(集会)の企画運営・生ごみ通信(情報チラシ)の発行などを行い、市と協働して、生ごみ堆肥化事業「生(いき)ごみ小田原プロジェクト」を推進している。平成29年度10月末現在、クラブ員は約60名。

おだわらスマートシティプロジェクト

※「小田原市低公害車普及促進会議」を母体に”青く澄んだ空をこどもたちにバトンタッチしよう”を合言葉に、小田原市を全国屈指の”スマートシティ”とすることを目指し、市民、事業者、行政が手を携えて、再生可能エネルギー・エコカー・省エネルギーの普及促進のために平成24年5月に設立された団体。

平成28年度末現在、事業者会員58名、個人会員24名、計82会員となっている。なお、顧問2(経済産業省、環境省)、賛助会員4(神奈川県、箱根町、真鶴町、湯河原町)となっている。

※小田原市低公害車普及促進会議

(おだわらエコカープロジェクト)

「低公害車の走るまち・おだわら」を基本コンセプトとして、低公害車の普及を市民参加で推進するため、平成10年9月に市民・事業者・行政を構成員とする「小田原市低公害車普及促進会議(おだわらエコカープロジェクト)」を設立し、体験試乗会をはじめとした様々な活動を行ってきた。平成21年度から「小田原をエコカーで日本のモデル都市にする」を新たなテーマとして、深刻化する地球温暖化問題に地域から貢献すべく、広域的な展開を進めてきたが、平成24年に再エネ・エコカー・省エネの普及促進に取り組む団体「おだわらスマートシティプロジェクト」に移行した。

無尽蔵プロジェクト・環境(エコ)シティ

市民と行政が一体となり、無尽の英知を持って小田原の持つ特徴と潜在力を引き出し、新たな「小田原スタイル」を確立させることで、地域経済の活性化とまちの活力向上を目指したものである。「新しい小田原」の実現に向けた3つの指針の一つである「希望と活力あふれる小田原」について、10の推進テーマを設定したが、その1つが環境(エコ)シティである。

なお、平成26年に、無尽蔵プロジェクトに属するそれぞれの事業(活動団体)の横断的活動やとりまとめ活動は行わないこととなり、各事業(活動団体)の継続(存続)は、それぞれの判断に委ねられたことにより、環境(エコ)シティは解散した。

小田原市環境基本計画

表紙イラスト：志村 康次（しむら こうじ）氏

平成29年12月 発行

小田原市環境部環境政策課

〒250-8555

神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電話 0465(33)1473 FAX 0465(33)1487

Eメール：kansei@city.odawara.kanagawa.jp

小田原市ホームページアドレス：<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>

*この印刷物は再生紙を使用しています。

小田原市



小田原市

